

## 義弘公相州三浦合戦之事。

相州小田原の云々  
文意不通

さる程に、左馬頭義弘は、元祖義實公より七代目、成義公より當家六代目の大將也。幼若の頃より智謀兼ね備はり賢く、殊に世は騷亂の事なれば、度々の武功と云ふ。又、義堯公智將にて坐せば、自然と智勇備はり、關東に一二の將と世擧げて人沙汰しけり。相州小田原の幕下に屬し、此の三年の間上總久留里に陣取り、立替へ攻め働くと雖も、一度も勝利なく、剩へ去年十月、細戸曲輪に夜討して案の外の軍に負けたれば、其の後は大に怒り「相武上越甲信の大軍を以て、里見を攻め潰さん」と、計議他事なかりけり。義堯入道、義弘公、是を聞き給ひ、衆議して云ふ。「軍は微なるを打つを故實とす。北條の大軍を待ち受けて戦はゞ、退治たやすかるべし。此より先を取りて、三浦へ打渡り、三崎近郷を討ち取らば、後日の軍仕宜かるべし。早々其の用意あるべし」と。既に弘治二年辰三月十日、大將義堯公、後見土岐少弼、正木久太郎、副將として房總の軍兵馳せ集めて、其の勢五千餘騎、軍船八十餘艘に取乗りて、船印家印汐風に翻させ、三浦の沖へ漕ぎ出す。先年眞堯公城ヶ島を切り取りて、夫より番兵を置かしむ。近年、「北條より我意に任せ番兵も心の儘ならず」と聞し召し、急ぎ早船にて城ヶ島の陣場の設申越されければ、何なく城ヶ島は陣屋を構へけり。北條方より是を見て、豫て此所を警固しける梶原備中守、宮永三郎左衛門、遠山丹波守等出で向ひ、防戦の備頻り也。斯くて、北條氏康氏政は、總軍を率ゐて此所に馳せ來り、弓勢を勝つて矢尻を揃へ、「陸に上げじ」と射させけり。大將義弘公勇剛の將なれば、諸卒に云ふ。「敵は大軍と雖も、軍令定まらず。込み入りて射掛くれば必ず敗北せん。先づ射手を揃へて射させ、餘船に馳せ着き、一さんに打掛るべし。死地には必ず生くる譽を得る物ぞ」と、自身鷹を取つて下知し給へ

ば、「畏り候」とて、敵の矢面も恐れず。持楯を持ち、押寄せ、無二無三に攻め寄する。斯りければ、敵も抜き連れて、はや亂軍に及びけり。里見方に東條六郎、木曾又五郎、水練の名人大力の剛の者なり。敵の中へ走り入り、能き武者と見るを引つ組んで海底に潜き入り、浮き沈みぬ。「兩人共に死したるか」と見れば、六郎も又五郎も浮み出づる事三度も。敵是を見て、「それ浮び出たるは」と、鏃を揃へて射る矢雨の降る如し。大將義弘御覽じて、「あれ討たすな」と下知し給へば、味方多勢走り寄つて、船底より材木丸太大石など手頃間近く投げ掛くれば、北條勢船押退け逃げ去りけり。六郎又五郎も遙の沖の方に浮び出でて見れば、矢一本も中らざりけり。里見勢氣を得て、「いざ、陸に攻め付けん」と陸に上る時、味方の龍崎掃部介、足の甲を折目掛けて射られ、馬より倒れ落ちて死したる如くし、密に箭をば抜き棄てたり。敵方是を見て、「首を討たん」と二人進んで躍り來る。一人をば薙ぎ伏せ、一人をば手を負はせ、立歸らんとせし所へ、雑兵五人駈け來る。足立庄九郎主従二人馳せ合せて、二人一所に切り殺し、三人には手を負はせ、引退かんとせし處を、大勢にて馳せ來り、此の時危く見えければ、味方大勢、「あれ討たすな」と割つて入り、四方八面に追ひ散す。大將と正木とは、「攻め掛けよ、打てよ」と、進んで戦ひ給へば、氏康父子防ぎ戦ひ兼ねて、嶋陰より小舟に取乗り、小田原へ退きけり。此の時危き所也。斯くて、大將の陣透いたれば、防禦の氣撓みたるを、打掛けく攻め寄すれば、陸地の兵は總敗軍と成りにけり。此の時、北條方に名を得たる者共の首を、首帳に記させたり。北條淺右衛門、芳賀新右衛門、成田佐右衛門、今津加右衛門、右四人は萬喜の手にて討たれけり。佐藤新次郎、荒川小八、山角右門、西條半彌、中條小六兵衛、右五人は正木の手にて討ち取る。鈴木藤九郎を味方黒川隼人討之、海老名小次郎は佐久間喜八討



之、尼ヶ崎喜介を宅間萬吉討之、金澤七郎右衛門を早川左門が討ち取る。以上十三人の者共は北條方にての隨一の剛兵也。其の外の雜兵葉武者は記録に際限なし。すべて此の戦に敵方手負死人七百餘と風聞す。斯くて、軍散じければ、三浦新井なる城を修補して、家中七十人づつ番代りに置かる。是より三浦四十餘郷は里見の持となす。斯くて敵方を切り靡ければ、目出たく関を行ひ、御歸陣ありけり。此の頃の人の申すは、「里見の鋒先には、追付け北條打折れん」と思はぬ者は無かりけり。其の後、椎津合戦に高名したる侍に、共に恩賞を行はれ、大半萬喜と正木に附けられ、皆旗本になされけり。扱、上總の小弓領を、椎津合戦の後是不<sub>レ</sub>殘右兩將に賜はりけり。

越後景虎於上州沼田與北條合戰之事。

弘治二年十月上旬、越州景虎七千餘騎を率し、上州沼田邊へ出張す。抑、去る天文廿年上杉憲政姓氏并に管領職を授與せられ、頃日は上杉三郎藤原景虎と號し、且又、武州岩槻城主太田美濃守資正、上州箕輪城主長野信濃守業正、此の兩將には上杉譜代家臣遂に一度も志を變ぜず。義を立つるの勇士なり。仍て如何にもあれ上杉再興の開運の儀を心として、無二に景虎に一味す。其の外、成田中務丞を初めとして、關東の國人等尚ほ上杉を慕ひ、心を寄する者多し。景虎此の威勢を據所として向ひ、北條退治の儀相計らふ。仍之、氏康手合せの初として、先づ上州へ出張り、沼田に參陣と、云々。北條氏康相州より一萬の兵を率し、沼田に出張りて對陣あり。此の地の邊皆切所にして、双方合戦成り難く、唯歩立のもの双方より五人十人づゝ出向ひて迫合ひし後には、二百三百づゝ渡り合ひて戦ひ支へて相引きにする事多し。如此小迫合のみして、總軍の勝負を不<sub>レ</sub>決。然る所、同月

小弓領を  
原文小弓  
領と

十三日、景虎總軍を納めて越後に歸陣す。氏康も亦相州に入馬せしめ、景虎薙髮して上杉三郎入道謙信と號し、又法號を不測院と稱す。是より先、謙信は信州村上義清に頼まれ、甲州の武田晴信と相戦ふ事十餘年に及ぶ。  
關東管領記。

里見入道拒萬喜少弼事。

里見入道正伍沙彌の北の方、去る辰十月十八日御逝去也。此の奥方は萬喜の御女也。但し義弘公を産み給ふは前の久留里の城主の御姪にて入らせ給へども、義弘公幼稚の時逝去ならしめ、其の後萬喜より御入りありければ、實は義弘公の爲には御養母にて坐す。義弘公實母に等しく孝行なさしめ、兩國の御臺所と上下尊敬す。然るに、御逝去の後いかなる邪魔の變にや有りけん、不圖入道殿異心を思し召し付けられけるは、「今兩國の主と成り、下總相模迄手に入ると雖も、強敵の北條さへ手指しならず。まして兩總房の中に一人として異議の者有るまじき所、この頃、萬喜少弼何とやらん顔色よからず。今奥方死去なれば、義弘は他人也と思ふか。予元より他姓なれば隔心を企つるか。旁、悪心の者有りて非義を進むるか。甚だ不快也」とて、俄に疑心を起させ給ふこそ薄情<sub>うたがひ</sub>けれ。萬喜は性質潔直の智將なれば、更に異心なく、其の頃登城の刻前に不<sub>レ</sub>變御機嫌伺はれけるに、入道殿追日疑心募りければ、はかしくしき物語も無く、唯餘所事のみ御挨拶ありける程に、萬喜も後に心付き、「此の儀聊か不<sub>レ</sub>心得。我女死したればとて、義弘坐せば何ぞ親子の名を捨てん。されば親しみは以前より深かるべし。然るに隔心の體こそ心得ね。此の上は、吾見參も遠ざかり。御不審蒙らば、其の時陳謝申すべし」とて、夫より參覲もなく疎遠に成りにけり。近侍は此の體を見て、「亂世に御味方一人も増すべきこそ本意なるに、入道殿には

ありける  
程に原文  
ありけれ



天魔の所爲にや、斯くまで忠貞の一將を隔て給ふ事甚だ不可也」と、思はぬ者は無かりけり。されども、自國平均して目出たく榮え坐せば、上總佐貫城を修補して御大將義弘公御居城也。御留守居は加藤伊賀守也。此の君小弓義明公御女を奥方として御中甚だ睦しく、御男子二人、女子一人御誕生坐す。長男は里見太郎、後に義頼公と號す。二男は梅王丸、後に出家坐して淳泰首座と號す。御女子は於佐世殿、後に東條新八郎室に入り給ふ。此の頃、房州岡本城結構に經營して、後に義弘公義頼公坐す。又、打續いて館山城御築ありければ、國民繁昌して、暫時合戦も納まり、「目出たき武家」と、人羨みけり。

足利義氏分移關宿又歸古河事。

弘治三年冬、人皇百六代 御奈良御宇足利左馬頭義氏を下總國關宿の城へ移し入れ奉る。是鎌倉は要害の構へ無之故と、云々。永祿元年百七代正 親町御宇四月、關宿の御所義氏朝臣家督御相續、御父古河御所晴氏卿いよく以て御隱居。是北條家の執計なり。今年義氏鎌倉八幡宮へ御社參詣、北條より調進、近國の大名供奉花麗なり。今年又、古河へ義氏卿を移し參らせ、是より又、古河御所と稱し奉る。關宿の城には築田中務承綱政を被殘置。是は元來御所の譜代の老臣、元關宿の城主政治が家督也。御隱居晴氏卿も今年より關宿に御住まし〜けり。

永祿關東亂の次第之事。

永祿元年四月、甲州武田大膳大夫晴信入道信玄、北條氏康と一味し、上州進發し、管領の老臣長野信濃守業正箕輪城を出でて三日尻に出張し、信玄と合戦し、信濃守敗北す。是は氏康と信玄令相談、氏康は武州太田を攻め亡して武州を治め、信玄は上州長野を退治して上野國を可討取約束に仍て如此、云々。同二年、越後國景虎上

京都公方  
原文京都  
公家

洛す。方に正親町院御在位、京都公方は義輝公也。五月下旬景虎上着し、公方家へ拜謁奉り、上杉憲政姓氏を授け、并に管領職をも譲ると雖も、私に是を受け難きに仍て上洛し、公聞に達し相伺ふと、云々。公方義輝卿御感有りて、上杉管領職の事御免有り。又、御諱字を賜はり、景虎を改め輝虎と號し、又、關東に公方なし。古河の御所は、北條家一味して敵對なれば、所詮當關白近衛殿を越國へ御供申し、終に鎌倉の公方と仰ぎ奉り、諸家の面々崇敬し、坂東の怨敵を退治して關東太平の計議を廻らすべきの由申上ぐ。公方家御許容あり。且、禁裏叡聞に達し、勅許あり。輝虎面目を施し、越後へ歸國したり。

常陽四戰記に曰く、永祿二年未四月廿八日、常州信太郎小田城主小田讚岐守氏治入道天庵と、上杉輝虎入道謙信と、眞壁郡天王堂合戦にて謙信勝利、上州凱陣すと、云々。

同二年冬、上杉管領輝虎入道上州へ出張し、十月下旬平井城に住し、沼田城を攻め取る。是北條孫治郎守護なり。又、前橋城を攻め取る。上州漸く令退治。而して、關東國人諸家面々、并に上杉譜代の諸士へ廻文を以て、管領本意の儀を催し、來年氏康退治の爲に相州へ出馬の節、必ず可爲一味の旨、懇に觸れ催す。太田美濃守資正入道三樂齋、先祖道灌の志を繼ぎ、秘計を廻らし、今一度上杉憲政關東再任の儀を圖つて坂東の諸士を懷け、頃日輝虎に一味す。仍之關東の諸家、坂東の多兵、皆以て氏康に叛く。此を以て、氏康唯豆相の小勢を以て來春輝虎と戦はん事危きに似たり。仍之、小田原に籠城して隣國の援兵を乞ひ、再び本意を達せんと議す。故に籠城の用意あり。且又、縁者なれば信玄義元に加勢を請ふ。

永祿三年正月、禁中御即位百七代正 親町院行はれて後、近衛關白前左大臣前嗣公越後へ御下向。是當職と雖も、關東



の公方に申受けたき由、上杉輝虎望むに仍て被<sub>レ</sub>差下<sub>二</sub>處なり。凡そ關白職と云ふは、天下の大任なり。殊更當殿下遠國徘徊の事、頗る先例なし。甚だ本意を失ふ儀か。其の頃世人越後の公方と稱す。

同三年三月上旬、上杉輝虎は越後を立つて坂東八州の人数を催し、相屬する國人七十六將、軍勢九萬六千餘騎、輝虎自分の人数一萬七千、都合十一萬三千人を率し相州へ發向す。是北條を亡し、關東一統に可<sub>レ</sub>平治<sub>一</sub>爲也。先づ公方には關白前嗣公を守り立て奉り、自分は管領に任じ、其の威東國に嚴然として、十萬の軍士を坂東に帥し、軍將近代未曾有と沙汰せり。氏康は一戦にも不<sub>レ</sub>及、小田原に立籠る。輝虎進んで小田原城を取り巻き、四つ門蓮池の邊へ押詰め、太田三樂齋先鋒を出し進み寄る所に、近衛前嗣公拜賀の爲鎌倉八幡宮へ御社參、輝虎も供奉せらる。東國の高家譜代の國人等武士各御供に列座す。然る所、武州忍の城主成田中務丞平長康、これ千騎の將なり。着座伺候の時、輝虎に對して聊か無禮あり。輝虎大に怒り、持ちたる扇にて成田が顔を打つ。長康是を怒り、散々に悪口し、手勢を率し忍城に歸入。是より關東の諸士輝虎の短慮を疎み怒つて皆々居城へ引き歸る。其より忽ち相從ふ所の九萬六千の士率悉く退散す。輝虎漸く二萬に不足の手勢を以て氏康并に關東の諸家に對し合戦不可<sub>レ</sub>叶に付、早く城邊を引き拂ひ相州を退去し、武州足立郡を通り、上州に入り、直に歸る。敗軍の路すがら俳諧を詠す。其の敗軍の路次、武州足立の邊に於て小荷駄雜具を土民に取られ、越後士卒甚だ及<sub>レ</sub>難儀<sub>一</sub>。是より坂東諸士上杉を叛いて又北條に隨ひけり。

俳諧を詠すは關東此の時記に管領記に此の時の狂歌あるをいふか

或記に曰く、輝虎進んで大磯に着。先陣太田入道三樂齋、本城左衛門大夫以下、國府津前酒匂に陣す。籠城の攻戦五十餘日にして、輝虎小田原を引き拂ひて鎌倉鶴ヶ岡に社參し、成田長康が無禮を怒つて敗軍と、云々。

輝虎上州に退く所に、相州甘繩城主北條綱成が出でんを氣遣ひ、太田三樂齋を殿とし、長尾義景を先手として退き行く。案の如く綱成突出し、鎧砲を打掛け、三樂齋が後勢を追ひ崩し、小荷駄を奪ひ取る。輝虎は不<sub>レ</sub>構して武州六所明神に參詣し、歸陣す。同四年、輝虎と武田入道信玄、信州川中島にて合戦す。此の時より加勢として多目周防守、石巻隼人を信玄へ遣す。此の合戦に狂歌あり。

味方にも敵にも早く成田殿長康刀切れもはなれず

左兵衛佐原文左兵衛尉

同年五月中旬、近衛殿御歸京、爲<sub>レ</sub>供奉<sub>一</sub>上杉輝虎又上洛。近衛殿御吹擧を以て禁裏將軍家皆輝虎を御褒美ありて、網代輿并に紋文の裏書御赦免なり。輝虎本苗長尾の紋は矢管なりと雖も、上杉と稱する上は、勸修寺家の紋所竹に雀、又藤の丸に改む。此の時の將軍義輝卿の御母堂は慶壽院殿と申して、近衛殿の御妹なり。前嗣公龍山入道と稱す。同年五月廿七日、總州關宿城に於て古河公方左兵衛佐晴氏御逝去。是去年より御違例に仍る也。永仙院と號す。關宿城は初め築田中務承綱政が居城に下され、夫より義氏朝臣は永く古河に坐す。

永祿五年の春、武州松山城に合戦あり。抑、當國岩槻城主太田美濃守資正入道三樂齋は、太田道灌が苗裔にして庶流也。一とせ子息源五郎謀叛の節、北條氏康の人数に圍まれ、不慮に岩槻の城を明け退きしより以來、越後の輝虎、常州の佐竹、房州の里見等、所々の味方に身を寄せて、今一度武州鬱憤を晴し、上杉再興の儀企てらる。やがて當譜代の諸士を催し、上田治郎が籠る所の松山城を攻め取つて、上杉新藏人憲勝を籠め置き、此の旨を輝虎、房州里見に注進し、早く武州出勢の儀を頼み遣す。上杉憲勝と云ふは管領憲政が子也。松山の城と云ふは、彼の家の長臣上田左衛門尉取り立てし城にて、嶮岨要害の地、難波田彈正父子多年守護して持ち堅めし名城



也。今度、上田次郎は此の城を退去以後、相州北條に身を寄せ、松山歸城の儀相頼むと雖も、北條は、「武州に出陣せば謙信必ず後詰すべし。然らば大敵なり」と、軍發を止め、暫く隙を窺ひ居る所に、去冬より今春に至り、北國大いに雪降る間、「謙信越州大雪を凌ぎ、武州後詰叶ふべからず。是幸の時節也。急ぎ此の隙に松山城を取り返し、上田に歸入すべし」と、軍談一決して、今春二月下旬、北條氏康・氏政、三萬五千餘兵、并に縁者武田入道信玄を甲州より頼み出し、此の勢二萬餘人、都合五萬五千人を率し、武州へ出陣す。武藏野廣しと雖も、大軍群聚して錐を立つべき地なし。斯くて松山城を取り巻き、弓銃砲、金鑿、竹束を以て晝夜稠しく攻むと雖も、城兵強く、要害に籠りたれば、何れ落つとも見えず。時に、武田家臣飯富源四郎昌景後山縣三郎兵衛計策を廻らし、城内へ中人を入れて扱之。城兵大軍に圍まれ、北越の後詰遅々せる事を知るが故に、「當城自力に抱へ難し」と、則ち和睦同心して、同三月三日、城中の武士十餘人昌景と會合し、誓紙を取り替し、城を開け渡し、翌四日、憲勝は譜代從士十八人召し具し、上州へ落ち行き畢んぬ。其より松山城には、北條家より上田次郎後入道として上州迄發向し、前橋の城にて勢揃へし、同三月六日、武州石戸の庄に着陣す。是北越の雪漸く消えて路次開きし故也。然る所に、去る四日松山落城の由を聞き、謙信大きに怒り、「憲勝が微弱の品々、皆以て後見たる三樂齋が所爲也」とて、甚だ憤怒し、既に三樂齋を切り殺さんとしたり。三樂齋も豫て「斯くあらん」と察し、松山に籠め置いたる兵糧玉藥矢種薪糠藁等迄書付にして、其の上憲勝が子息兩人人質に取りしを相添へ、謙信へ呈し、「三樂は豫て如く此迄用意仕る所に、憲勝柔弱にして後詰を不待城を開き没落の段、是非に及ばざる仕

合、是全く三樂が落度に非ず」の由、陳謝したり。謙信漸く納得して、「然らば三樂が罪に非ず。城主柔弱たるが故也。某が後詰を不待降人と成つて城を明け渡す事、不忠也。臆病也」とて、憲勝が人質二人の子を一刀に切り殺し、其の上にて中直りし、和睦の盃をさし、「此の邊に、若し北條持の小城にても無きか」と問ふ。三樂齋が云ふ。是より阪東道三十里に當つて、山の根の城と云ひ候。考曰、或記に云ふ、私市城と有り。山根城可追考。北條家下知を以て成田下總守長康が舍弟小田助三郎を籠め置く」と云ふ。謙信即ち北條・武田の兩家へ川田六右衛門を使として曰く、「某松山城へ後詰の爲に參陣すと雖も、憲勝柔弱にして城早く落去し、殘念の儀なり。仍之、某明日山の根の城に發向し、彼の城を攻めんと欲す。願はくは、北條・武田の兩家より大軍を出され、山の根加勢あつて合戦を遂げられ、本望ならん」と云ひ送り、其の後、山の根の道筋利根川二本木の渡に舟橋を掛けさせ、翌朝謙信是を渡り、後に忽ち舟橋を切り流し、山の根の城を一日一夜に攻め落し、城主小田助三郎を初め、雜兵男女に至る迄、籠る所の者三千餘人の首を刎ね、一勝を快くし、本道を心靜に前橋城に歸陣せり。北條・武田兩家の士卒、謙信の猛威に恐れ、一人として不<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>故、謙信は一戦にも不<sub>レ</sub>及、路次易々として越後へ歸陣せり。東國の大名小山・佐野・小田・結城の四家、此の時に又謙信の幕下に歸服す。茂呂・芦名等の國人數多降參す。扱又、謙信山の根城を攻めし時、前橋城主長尾入道謙忠と云ふ者、催促あれども、謙忠虚病を構へ不<sub>レ</sub>來<sub>レ</sub>が故に、前橋に至つて謙信自ら謙忠を切り殺す。坂東の國々にて謙信の威を不<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>と云ふ者なし。以上管領記。



房總里見誌卷第七

下總國鴻の臺大合戦之事。

永祿七年の春、北條氏康より萬喜少弼の許へ内通しけるは、「夙に聞く、足下頃日里見家と不和たるの由、幸ひなる哉、吾多年の報讎を討たんと此の度軍發する所也。其の期に至らば、裏切りありて賜はるべし。房總を手に入れなば、半國足下に參らすべし」と、證文を添へて送りければ、少弼使者に云く、「里見は累代の大将にて坐せば、敵する事武の道に非ず。敢て不和にてもなし。此の上、合戦有る共、予は敵にも非ず。味方にも非ず」と、返答しけり。氏康聞之、大きに悦び、「里見萬喜と隔心なるは、魚の水に離るる如し。遂には吾が黨に入るべき相なり。いざや發兵を急がん」と、逞兵一萬五千騎を催し、下總國鴻の臺へ打向ふと、云々。

私に云ふ。房總軍談記の説也。管領記は異れり。

抑、此の鴻の臺といふ所は、往古人皇十二代景行天皇の皇子日本武尊、東夷征伐の御歸路、此の總州・武州の境市川と云ふ處に至り給ふ。市川の淵瀬不分明れば、「何所を涉らん」と思し召すの所に、鴻の鳥飛び來りて此の川の涉を瀬踏し、此の丘に上る。尊是を御感有りて、「此の丘を汝に與へん」と宣はせ給ひしより、此の地を鴻の臺と云ふ。其の傍の入口を眞間の江と號し、古歌にも讀まれき。老臣遠山丹波守を籠め置き、葛西の城主富永三郎左衛門等を與力に附けらる。玆に太田源六源資高、其の弟源三郎・源四郎と云ふ者あり。是等は皆太田

水に離る  
原文水に  
放る

宜ばせ給  
ひ云々原  
文宣命を  
垂れ玉ひ  
しより

この一條  
恐らくは  
記述に誤  
脱があら  
ず長原文  
資正

方更もて  
原文方便  
より

資長入道灌が子孫なり。初め道灌罪なくして扇谷定正に殺されたるより、怨を含んで源六兄弟三人山内家へ歸服し、憲政山内家を失ひしより北條家に歸服し、度々忠戦を盡すと雖も、氏康是を不取立。三人共に遠山丹波守が與力と成りて武州江戸の城に在りしが、「謀反を起して、同名美濃入道三樂齋に一味し、房州の里見に引き合せ、遠山を追ひ出して當城を乗つ取り、豊島郡を知行せん」と思ひ企て、江戸城下の法恩寺は歸依寺なれば、彼の寺中の番神堂に集り、密に兄弟三人并に被官廿一人誓約を堅め、神水を呑みて衆議一決し、三樂齋を頼み遣す。悦んで里見義弘に告ぐ。義堯・義弘「能き味方を得たり」と、時日移さず房總の多勢を催し、總州鴻の臺へ出張す。然る所、法恩寺の住僧密に番神堂にての内談を聞き、忽ち心變り、遠山丹波守に此の事を告げ知らす。遠山驚いて、太田兄弟を方便もて討ち取らんとする所に、相圖相違して、其の夜源六兄弟當城を落ち去り、同國岩槻城主三樂齋と一所になれば、遠山早馬を立て、相州の北條氏へ訴へければ、氏康・氏政四萬餘兵を率して、永祿七年正月七日の早朝出馬し、江戸を過ぎて鴻の臺へ出で向ふ。房州の先勢一萬五千騎、兩旗本五千餘人、鴻の臺の麓中段に備ふ。遠山丹波守、富永三郎左衛門、高木治部少輔等、氏康に先立つて市川の涉り加良妻木の瀬を隔て對陣に及ぶ處に、猶ほ遠山等進み勇み、早く川を涉り、鴻の臺へ攻め上る。里見勢は態と退く體に見せて敵を引き付け、難所に引き受け、義弘一族の正木大膳眞先を駆けて軍を始む。同じく里見方黒川權左衛門、川崎又次郎、長南七郎、太田源六兄弟三人等、皆大力の勇士、競ひ進んで江戸勢を切り崩す。太田源六は遠山丹波守を初め敵を六騎馬上より切つて落す。遠山丹波守敢無く爰に討たれたり。北條方の志水右馬允異本に清衛門とと云ふ者、相州無双の大力者なり。植柘つばの棒に筋金の入りたるを持ち來りて、源六が持ちたる太刀を鏝元



打伏せんと見廻ると雖も、遂に廻り逢はざれば、向ふ所の馬人皆鎧棒にて叩き倒し、打伏せけるは、垣葉の草を薙ぎ拂ふ如し。太田下野守は遠山が家從にて、源六が舅にて、北條方なりしが、源六に向つて云ふ。「今日足下の働き甚だ以て勇者也。此の上ながら先非を悔い、此方の味方に参られよ。さあらば某が一命に代へても申直し、赦免の儀を乞ひ参らせん。其の棒で人を殺し、咎なき馬を何とて打殺すぞや」と云ひければ、源六冷笑ひて云く、「然らば是より人ばかり打殺し見せ申さん。先づ御邊受けて試みられよ」と云ふ儘に、彼の鎧棒振り上げ、下野守を打ちければ、下野守も刀を以て受け留めけるも、遂に太刀共に打ち拉がれ、胴の中へ首を打込まれて深田の中へ倒れ死しけり。源六が働き今日無双也。軍散じて後、源六我が家に歸り、女房に此の由を語る。女房驚き、下人を走らせ、父下野守が死骸を尋ね出し、取り寄せて泣き悲しみ、葬禮を營みけり、夫より女房尼となりて父の菩提を弔ふとかや。是江戸神田淨心寺を取り立てし尼也と、云々。斯くて總軍入り亂れ、火花を散して戦ひけり。全體北條方負色に見えければ、里見勢名乗り掛け、攻め詰めて、分捕するも多かりけり。正木は先駆けとして敵陣の備を打破り、名有る敵將數多打伏せ、悉く勝利して、一引き引いて味方の陣を見てあれば、萬喜は何所に在りとも見えぬ。初めより萬喜の手より矢一つ射出さざりければ、正木を初め大將も御不審有り。急ぎ萬喜に附けられたる旗本共を正木に引き附け給ひ、入道父子陣狩りして大利を得、軍を纏めて鴻の臺を二十町ばかり引き退き、高丘に陣幕を張らせ、大將を初め正木大膳、舍弟彈正左衛門、同左近等、討ち取る處の首共を集め帳に記さる。名を得たる者ばかり實檢あらしめ給ふ。先駆け遠山丹波守、是江戸の城主、

より叩き折りけり。源六不叶、暫く引き退きしが、常に持ちたる鎧の棒の七寸廻り長さ七尺なるを持ち、忽ち取つて返し、志水を打伏せんと見廻ると雖も、遂に廻り逢はざれば、向ふ所の馬人皆鎧棒にて叩き倒し、打伏せけるは、垣葉の草を薙ぎ拂ふ如し。太田下野守は遠山が家從にて、源六が舅にて、北條方なりしが、源六に向つて云ふ。「今日足下の働き甚だ以て勇者也。此の上ながら先非を悔い、此方の味方に参られよ。さあらば某が一命に代へても申直し、赦免の儀を乞ひ参らせん。其の棒で人を殺し、咎なき馬を何とて打殺すぞや」と云ひければ、源六冷笑ひて云く、「然らば是より人ばかり打殺し見せ申さん。先づ御邊受けて試みられよ」と云ふ儘に、彼の鎧棒振り上げ、下野守を打ちければ、下野守も刀を以て受け留めけるも、遂に太刀共に打ち拉がれ、胴の中へ首を打込まれて深田の中へ倒れ死しけり。源六が働き今日無双也。軍散じて後、源六我が家に歸り、女房に此の由を語る。女房驚き、下人を走らせ、父下野守が死骸を尋ね出し、取り寄せて泣き悲しみ、葬禮を營みけり、夫より女房尼となりて父の菩提を弔ふとかや。是江戸神田淨心寺を取り立てし尼也と、云々。斯くて總軍入り亂れ、火花を散して戦ひけり。全體北條方負色に見えければ、里見勢名乗り掛け、攻め詰めて、分捕するも多かりけり。正木は先駆けとして敵陣の備を打破り、名有る敵將數多打伏せ、悉く勝利して、一引き引いて味方の陣を見てあれば、萬喜は何所に在りとも見えぬ。初めより萬喜の手より矢一つ射出さざりければ、正木を初め大將も御不審有り。急ぎ萬喜に附けられたる旗本共を正木に引き附け給ひ、入道父子陣狩りして大利を得、軍を纏めて鴻の臺を二十町ばかり引き退き、高丘に陣幕を張らせ、大將を初め正木大膳、舍弟彈正左衛門、同左近等、討ち取る處の首共を集め帳に記さる。名を得たる者ばかり實檢あらしめ給ふ。先駆け遠山丹波守、是江戸の城主、

吾一にと  
原文の儘

今優に伏  
して原文  
のまゝ

今日先陣の大將也。太田氏討之。葛西城主富永三郎左衛門尉、同手より揉み立て里見討之。又名有る武士に、高木治部少輔、山角越前守、中條出羽守、太田四郎左衛門尉、池沼三河守、濱名近江守、川村修理進以下、究竟の士百四十人餘、里見方へ討ち取る。すべて輕卒雜兵手負死人一千餘人なり。北條上總介綱成先陣を駆けて、氏康・氏政後陣に詰むると雖も、綱成も過半の人数討ち取られ、木村・堀内・佐枝・横江・間宮以下主從十四五騎に打なされ、日既に暮に及びければ、兩陣相引きにして先づ戰勞を休めけり。此の時、里見方陣幕の内には諸士輕卒大きに脚腰を延ばし、安臥酒宴に興せり。中にも正木・多賀の兵士ら打解け寄りて物語りして云ふ。「久留里三年の戰、北條方一度も利を得ず。椎津合戰にも北條は加勢して其の功も無く敗北す。且、三浦の軍も前代より三度に一度も敵に勝なし。鴻の臺も今度二度目。尤も前度小弓御所滅亡ならしめ給ふと雖も、味方は大軍を駆け破り、譽を取り、士卒の損亡なく本國へ引き取るも敢て追ひ來らず。是則ち武邊の銳きが故也。此の上は、敵方より當家へ弓引く事もなく、軍ははや是切り也と存ず」などと、吾一にと戯れ語つて、「今宵は酒宴快し。夜明けて本國へ歸陣あるべし」と、言ひ觸れて、陣々悉く鎧の紐を解き、甲を脱ぎ、爐邊により酒茶共に宴樂し、やがて枕を傾け、上下大きに酔ひ伏して更に何の設けもなかりけり。本陣は夜更けまで酒宴坐し、是も深更に及んで御寝なると見えし時、氏政の舍弟由井源藏が從士横江中左衛門といふ者、大橋山城といふ者と二人、里見の陣へ忍び入り、其の體を見届け急ぎ陣中に歸り、氏政に申して云ふ。「敵は昨日の合戰勝利有りて驕り、諸陣屋一同に亂座酒宴し、敵在りとも知らず侮り慢じ、今優に伏して候。其の油斷の體、本陣迄同前なり。早く押詰め一戰して追ひ落さば、勝利案の内に候」と、悉く告げければ、「さらば其の旨に」と評議して、翌八日寅の刻よ



この一條は叙述に無駄が多く、披文の儘に原文の儘にした

り空曇り霞深くして物の色目を不<sub>レ</sub>分。「是究竟の時節なり」とて、氏康・氏政二手になり、忍び隠れて房總の陣屋へ近々と押寄せ来る。今夜明けなんとすれども、能くも酔ひ臥したりと見えて起き出づべき陣もなし。油斷の最中と見済して四方へ兵を廻し、一度に貝鼓を鳴し、鬨を嚙と作つて一度に切り掛る。陣屋俄に騒動し、忽ち周章して物の具打物と取り亂し、一具の鎧に二人三人取り付き合ひてばかり居るもあり。鎧着ながら上帯掛せず、又は鎧ばかりにて甲を置かず駈け出すもあり。鎧を逆<sub>レ</sub>に、或は後を前にと慌て返り、又鞍置き馬の繋ぎたるに打乗り、鞭を當て、焦るもあり。甲冑は漸く帯しても太刀をも持たず駈け出し、又鞭を太刀と心得て逸足出して乗り出す。前代未聞の騒動也。敵は陣屋の虚を討つ事なれば、勇み進み、恐れ氣も無く切り入りければ、元より備も立たざる事なれば、八方の敵に切り立てられ、漸く太刀の當所を見付けて味方を敵と思ひ、同士討するも多かりけり。されば敵の太刀長刀に打當る者數を知らず。木の葉の嵐に散るが如し。中にも正木大膳の舍弟彈正左衛門、大長刀を以て本陣脇より駈け出し、數千人込み入りける中へ無二無三に打入りければ、「それ遁すな」と、八方より取り籠めて唯一騎を攻めけるに、八角に渡り薙ぎ、忽ち敵八人切つて落す。是は敵の中にも名を得たる中山新藏、平澤源太、山名八郎、瀬川小平六、宮崎助六と云ふ者共、小田原方にて今四天王と呼ばれし程の勇士なれども、彈正一人に討ち取られけり。「正木が働き無双也」と、敵も味方も稱美せぬはなかりけり。正木餘りに深入りして、相州方山角伊豫守と云ふ士に遂に討たれけり。山角首を取る。多賀藏人息新九郎、菅澤彌八郎息源次郎、本間刑部息佐介、此の時深入りして討たれけり。是に續いて正木左近、同平六、同平七、菅野甚五兵衛、里見民部、同兵衛等、名乗り掛けて討死す。大將左典厩義弘公敵三騎切り落し、比類無き働きの所に、馬を射さ

四月には不明

氏康これを聞きては、原文は、氏康より是を聞いて

義忠は忠弘の誤か

追ひ着いて原文押

せ、下り立つて甚だ以て難儀に見えしが、安西伊豫守駈け來り、己が馬に乗せ參らせ、其の身は歩立にて供し、上總へ落ち延び給ふ。義弘公の馬御家紋の附いたる鞍置きながら四月に放れ廻るを見て、里見方の者共、「義弘公には討死坐したるぞ」と思ひ、大きに力を落し、別して勇剛なる勝山豊前守、秋山將監、加藤左馬允、長南七郎、鳥井信濃守、同子息惡左衛門、佐貫伊賀守、多賀越前守等三十人一所に討死す。總じて今朝北條家に討ち取る首五千三百廿餘級と、云々。里見は射殘されたる兵共悉く落ち失せ、此の合戦に里見方重代の寶劍大吉形（おきさちかた）・小吉形と云ふ二振の太刀失せたり。氏康これを聞いて、北條方へ分捕の刀脇差を搜し求むると雖も、曾て以て無之と云ひ傳へけり。

里見長九郎殿最期之事。

時に里見方皆散り、成りける中に、里見越前守義忠公は義弘公の御舍弟なり。越前守子息に長九郎弘次と申して生年十五歳初陣なりしが、月毛の駒に乗り、母衣を懸け、弓持ちて唯一騎遙に落ち行き給ふを、相模國の住人に松田左京亮康吉を見て、「天晴れ大將たり。優曇花」と、白馬に鞭打ち追ひ掛け、追ひ着いて押並んでむずと組み、馬より落ちたり。康吉剛の者なりければ、物の數ともせず組み伏せ、首を取らんとせしが、容顏美麗にして花の如き少人也。「いかでか刀を立てん、助けばや」と思ひけるに、味方雲霞の如く馳せ來りて首を取らんとす。力及ばず首打落し、流石に猛き康吉も涙に暮れて前後に迷ふ。つらく思ひけるは、「我斯る憂目に逢ふ事、弓箭に携はるが故なり。百年の榮耀も風前の塵、一念の機心は命期の燈とす。凡そ三界の輪廻四生皆是無明の眠の中の妄想ぞかし。此の度の仕合せこそ發心の種ならめ」と、歸國に及ばず、山寺へ入り出家し、浮世と



理原文斷

志の床し  
さよと感  
じ合へり  
原文心ざり  
し感ぜり

改名し、墨染の衣を身に纏ひ、一筋に里見長九郎弘次の跡を弔ひけり。皆人は是を見て、「それ道心を發すと云ふは、世の常なき理を知りて名利を捨つる心より起る。朝には紅の顔ばせ有りと雖も夕には白骨となる。萬心まごころに任せぬ仇なる世を觀ずる故なり。古今集に、世の憂き目見えぬ山路に入らんに思ふ人こそほだしなりけれと詠みしが、家を捨て、妻子を捨て、世を遁れし康吉が志の床しさよと感じ合へり。昔熊谷次郎直實、平家の敦盛を討つて穢土の習ひ悲しみ、「世を遁ればや」と觀念し、西國の軍治つて後京都へ上り、黒谷の法然上人の弟子となり、入道し蓮生房と名付け、生涯庵室に入り、一圓に敦盛の菩提を弔ひけるとかや。今康吉が弘次を討つて出家遁世する事、時代移り人異れども其の信心は同じ。「優しかりけり」と、時の人袖を濡しけり。北條五代記

上杉輝虎下總國白井城合戦之事。

永祿七年正月鴻の臺合戦の砌、北越の謙信豫て里見義弘の味方にして、「若し北條より里見を攻めん時は後詰し、何時にても加勢あらん」と、堅く契約有りし事なり。今冬より寒氣烈しく、北國の積雪山をも埋めたれば、謙信越後國より出馬する事能はず。里見より豫て内通ありしかども、軍馬の道を斷ちたれば謙信思ひ乍ら空しく過されたり。北條氏康には、「近日房總を攻めん」と思ひ企てけれども、當時は越後の多勢、「若し里見に謙信加勢あらん時は、軍に利なき事」を察し、折を見分け、矢の根を磨きし時なり。今冬大寒の埋雪累年より深かりける由、斥候の者告げたりければ、「いざや謙信が出馬不叶時に、早々房總を攻め討つべし」とて、急ぎ正月七日に如し是軍發し、鴻の臺に對陣せし所也。斯くて、謙信は雪も消えける程にとて、三月中旬、北越の兵を率して上州に出で聞之ば、里見は鴻の臺にて敗北し、今は憤怒し、「せめて發駕の印に北條方の小城なりとも腹いせに

近日原文  
兼日  
累年原文

云はれし  
大身原文  
城大不  
原の儘

原大籠一  
高云々不  
明につき  
原文の儘

攻め破らん」と、同年三月下旬輝虎下總國へ入り來て白井の城を攻む。城主原式部大夫は千葉介邦胤が家來にて一族也。「千葉に増る白井」と俗に云はれし大身なり。城嶮不宜平城なり。邦胤は同國千葉に住す。原は與力の高城胤辰を初め百騎の武主餘多有之。千葉より白井へ椎津・椎名の兩將士卒を加勢し、北條家より松田孫太郎を加勢し、多勢にて籠り防ぐ。謙信の先手は川田、柿崎、内藤、長野、太田三樂齋、同子息、梶原等稠しく攻之。城兵は要害なければ不籠して出で向つて防之。原大籠一高城胤辰兩大手の門を出で、一戦して城に引き入る處を、寄手追ひ掛く。二陣は上總東金の酒井、平山等駆け出で戦ふ。城兵は多く討たれ引き入る。日既に夕陽なり。原式部が老臣佐久間氏先手をして、松田孫太郎手勢百五十騎にて突いて出づ。松田は朱の具足に獅子の金物を打つたるを着し、高角の甲、鹿毛の馬に乗り、長刀を提げ、先に進んで敵八人を切り倒す。其の後、長刀を僕に渡し、櫂の棒の八角にて後先に石突入れたるを持つて、馬上の敵二人を打落し、組下の士蔭山新四郎等に高名させ、寄手を追ひ捲つて手痛く戦ひ、急に進んで輝虎の旗本に追ひ付いたれども、日暮れて兩陣相引きにす。敵味方褒之。翌日は軍を不出。是は關東無双の軍配者白井入道具高城内に在りて告げて云ふ。「予諸國武者修行して今此の城に籠つて考へ見るに、敵多勢なれども立氣殺相にて囚老に消す。味方陣上の立氣は律なり。王相に消して吉瑞也。敵必ず退くべし、今日惡日なり。兵を出すべからず」と云ふ。城兵らは是を不信して、輝虎は、「昨日の軍に城兵疲れ兵を不出と見えたり。可攻」と有りける時、家老本庄が云く、「今日千梅日にて凶日也。城中に白井入道定めて是を考へて兵を出さず」と云ふ處、軍配者海野隼人、「某も左様に存ず。今日の一戦無用」と申す内に、輝虎勢陣取りたる處の後の山悉く崩れ落ちて、其の下に居たる雜人輕卒人馬數千忽に打殺さ

具高原文  
のま、武  
予諸國武  
者修行以  
下原文の  
儘にした  
儘に意不  
通である  
千梅日は



数千は信  
に難い

る。謙信此の奇瑞に驚いて攻口を引き退く處、城兵突き出づ。松田孫太郎又一陣に進んで敵七人を討ち取り、遂に馬を射させ、歩立になり働く。謙信是を稱美し、「此の敵の勇氣無双なり。此の赤武者は岩舟に赤鬼を乗せたる者也」と云へり。謙信夫よりは翌日總軍を拂ひて越後へ退陣す。此の時、城兵又突き出で、松田は足輕を掛くれども、寄手一向不構して退く。自他國共に松田が武勇を感稱しけり。其より鬼孫太郎と異名す。北條氏康是を賞して田島二百貫の地を松田孫太郎に領せられけり。關東管領記の文は此の文より簡單である

田島は相  
州東管領  
關東管領  
記の文は  
此の文よ  
り簡單で  
ある

池和田城へ北條勢攻め寄る事。

斯くて鴻の臺の軍北條方大いに勝利を得て、勝に乗じ、「此の勢に上總の城を攻め拔かん」と、多兵を率し、上總國多賀藏人が籠る池和田城を取り巻き屯しけり。義堯入道、義弘公、正木、安西、房總の諸士是を聞き、「藏人大軍を引き受け防戦叶ふまじ。急ぎ彼に加勢せん。若し敵城に攻め掛らば、味方は勢を二つに分けて、半は城に加勢し、半は後より立塞ぎ、通路を止めて敵兵を籠中島に攻め取らん」と、用意細かに軍配堅固に構へた。然れども、北條方九月上旬より取圍んで一戦にも不<sub>レ</sub>及、軍士數多討たれければ、勢疲れたる砌なれば、攻め掛らんとせせず。双方徒に白眼合ひてぞ控へたりける。此の時、里見入道殿諸士に向つて云く、「民政大軍を以て打寄せたりと雖も、軍を急がず。不審多き所也。是は正しく敵方より竊盜を入れて味方の兵に異變を勧め、裏返りを待つ謀と覺えたり。兵士油斷無く往還の通路に心を付けよ」と、近堺將率共に觸れらる。畏つて、夫より所々出入口に番所を備へ、往來の旅人迄も悉く改めて通しけり。尙又、在にまで隠目付を數多出されて、「敵より通路有るや」と晝夜心を配りければ、用心残る所も無く守りけり。或日、東上總の者と見えて土民一人文箱

主人の氏  
名の原文  
人の假名  
開く原文  
開く原文  
文悉敷

を持ちて通る。件の番士答<sub>レ</sub>之、「何國より何方へ通るや。主人の氏名、宛名の所、明白に可<sub>レ</sub>申」と責め付けければ、彼の者僞るに所なく、文箱を開く。彼の文は味方より敵方への文通なり。「されば怪しき者なり」とて、忽ち翫めて入道殿に呈しければ、「仔細を拷問すべし」と有りて、嚴しく推問しければ、彼の者據所なくや思ひけん、主人并に先の宛所透明しければ、謀策忽に顯れて、件の主人を召し捕り、是を拷問しけるに、外に方人もなく、「吾一人北條に語られ如此」と白狀に及びければ、強ひて詮議にも及ばず。則ち彼の者の首を刎ね、「此の者敵方へ密通す。爲<sub>レ</sub>見懲<sub>レ</sub>如此行ふもの也」と高札に書いて、敵の陣所なる中へ獄門にこそ梟けられけれ。如何思ひけん、民政總軍を纏めて忽に八月下旬小田原へ引き入りけり。其の勢甚だ勇氣挽み見えければ、追ひ掛けて討ち取らば輒<sub>レ</sub>討ち止むべきに、里見方は後れを取りし程なれば、敵の陣を開いて目前に通るを其の儘に敢なく通しけり。「無念の事なり」と傍人は是を沙汰しけり。斯りける程に、池和田には初め小田原勢攻め寄せたりし時、矢軍少々有りし迄にて、遂に軍は無りけり。

大和城主  
原文和田

又、管領記に曰く、同年九月上旬、越州上杉謙信八千餘騎を率し、下總に至りて働き、白井の城を圍みたり。城主原上總介無勢なる故に、同國大和田城主松田肥後守に加勢を乞ふ。肥後守其の頃未だ孫太郎と云ふ。八百の勢を率し謙信を防ぐ。謙信圍を解いて武州に陣を返す。原・松田の輩其の後を慕ひ行くと雖も、謙信不<sub>レ</sub>構武者を引き入ると、云々。北條氏政一萬の兵を率して白井城の後詰の爲に參陣すと雖も、謙信歸陣し、雌雄を不<sub>レ</sub>決。氏政直に下野へ發向す。當國住人小山・宇都宮・結城等の諸將、皆以て幕下に屬し降參す。仍<sub>レ</sub>之、是等人質を取り、堅陣を拂ひて相州に歸る。時に、「里見義弘が家來多賀藏人と云ふ者、上總國池和田の城を取り立て籠り

義弘が家  
來原文義  
弘に文義



居て、近郷を掠め、兵糧を奪ひ取り、蜂起の由を告ぐ。仍之、氏康・氏政一萬五千餘兵を率し、彼の表へ押寄せ、其の城を取り巻き、一日一夜攻めし處に、城中に返り忠の者ありて、大風の夜役所に火を掛け、城中を焼き立てて、騒動す。城兵等後の木戸より皆落ち失せぬ。藏人も主従共三騎にて房州へ落ち行き、忽ち落城す。氏政威を顯し、相州に歸陣す。關東大半北條の幕下に屬す。

私に曰ふ。池和田には軍なしと云ひ、又合戦有りて落城と二説なり。予是非を不知。或人云ふ、北條記に池和田軍に北條家の勇士高名を誣ひし事を載せたり。今北條五代記を見れば、里見義弘は安房上總兩國を先代より數十年持ち來る所に、北條氏康上總を半國切り取りたり。然るに、義弘上總國中に城三つ有り。大多喜は正木大膳大夫在城す。勝浦は正木左近大夫、池和田には多賀藏人城主たり。此の藏人は安房上總に於て弓箭を取りて譽を得たる剛の者なり。氏康「小櫃の庄池和田の城を攻め落さん」と、軍兵を率し、上總へ發向す。義弘此の由を聞いて、「藏人一人在りて叶ふべからず」とて、加勢として正木大膳大夫を彼の城へ入らしむ。氏康城を取り巻き、晝夜不<sub>レ</sub>分攻むと雖も、城中の者を輕んじ戰ふ故、百餘日に落城せず。扱又、此の城は東に高山あり。其の尾續きの先を堀切城とす。西南北は深田ありて渺々たり。氏康大軍にて山へ攻め上り、堀を埋め、矢石を放ち、堀を引き崩し攻め入りければ、正木大膳も多賀藏人も怵へずして搦手より逃げ行くを、氏康の軍兵勝に乗じて競ひ追ひ掛け、數千人討ち取る。其の節の落首に、

正木にて結ひたる桶の多賀切れて水も溜らぬ池の和田城  
とぞ詠みたる。敵散々になりて敗北す。其の中に多賀藏人の舍弟兵衛佐唯一騎取つて返し、長身の鎧を以て一

入らしむ  
原文入る

數千人は  
信じ難い  
詠みたる  
原文續たる

樊噲が勇  
を振ひ原  
文を振ひ  
振ひ

争論原文  
氏康曰く  
以下大意  
不<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>叢  
書二卷の  
軍記参照  
を要す

人々原文

大鹿云々  
原文大鹿  
の内勢固  
の一つより

人樊噲が勇を振ひ、多くの味方を亡す處に、相州の住人に中山左衛門尉矢を差し挟み、敵と互に弓手に相合ふ。扱又、伊達越前守弓引いて敵の妻手の方より進み、兩人駒を間近く乗り掛け、同じ時に矢を放つ。此の矢一筋當りて兵衛佐馬より落ちたり。片岡平次兵衛走り寄つて首を取り、氏康の前に參す。又、後より兩人來りて、「此の敵をば我射殺す」「我射落したり」と争論に及ぶ。氏康曰く、兩人一戦の場同じく、馬鎧の毛を記し置いて、合戦終つて後、氏康彼の三人を召し、首取りたる片岡平次兵衛に、兩人戰場仕合せを問ひ給ふ。平次兵衛申して云ふ、「敵は崩黄威の鎧を着、鎧持ちて唯一騎、味方は三方より進む。其の内栗毛の馬に乗り黒糸の鎧着たる者、矢を差し挟み、敵と互に弓手に相合ふ。又鶴毛の駒に乗り藤繩目の鎧着たる武者、敵の妻手より進み、弓場も同じ程隔り、弓をも同時に放つと見え候。敵矢に中りて馬より落ちたるを某馳せ參じ首を討つて候」と申す。氏康聞し召し、敵の鎧を尋ね給ふに仍て、是を尋ね出し御前に持ち來る。御覽するに、鎧の毛色は崩黄威、妻手の下を柳葉の根にて射通したる穴唯一つ有り。鶴毛馬に藤繩目の鎧着、敵の妻手を射たるは伊達越前守也。此の者申しつる場所も變らず。頗る矢は越前守に治定すと、云々。人々沙汰しけるは、「中山左衛門尉は敵を射損じたるのみならず、御前に於て争論に負け、生き甲斐有るべからず。昔、頼朝公下野國那須野の狩の時、大鹿一頭勢子の中より駈け下りて、幕下の御前を通る。下河邊六郎行秀此の鹿を射外し、其の場にて出家す。遂に逐電し行方知らずとかや。恥を知りたる侍は鹿を射損じてさへ如是。況や中山左衛門尉は矢の争論に負けたるは、君の眼前にて敵を射外したるに非ずや。腹を切るか、逐電するか」と云ふ所に、軍收つて後、氏康彼の三人を召し出され、此の度の合戦に於て多賀兵衛佐を射取るにつき、三人に賞を行はるる

房總里見誌



次第の趣、一番に伊達越前守、是は弓にて馬上の敵を射落せしに由る也。二番に中山左衛門尉、是は猛敵と互に弓手に相合せ候故也。三番に片岡平次兵衛、是は首を取るに由つて也。と云々。平次兵衛仰せの旨を承り、鬱憤を含んで申して曰く、「中山左衛門尉は敵を射外し、其の上御前に於て争論に負け、冥加に背いたる者を二番に御褒美有り。首を取りたる平次兵衛を一番にこそ御褒美なくとも、三番に御定めある事遺恨止む事なき」由を申す。氏康聞し召し、「それ勲功の猷賞は戦場に對し深淺輕重に進退有る事也。軍中に至りて討つも討たるも武士の名譽、望む所の本懐なり。中山左衛門尉敵を射外したるは、其の身其の場の不運なり。然れども左衛門尉頗る剛敵と互に弓手に相合ふ。勇士の譽輕からず」と申されければ、聞く人皆御旨を感心せりと云々。

勲功云々  
原文の儘

忍城主成田父子謀反之事。

永祿九年の秋、武州忍の城主成田父子逆亂す。それ成田中務承長康後には下野守と云ふ。當時武州篠黨の旗頭にて、則ち忍城主也。父中務承入道宗蓮と云ふ者、忍の大掾といふ者を討ちしより當城に居住し、武威を振つて別府中條酒卷等を旗下とし、其の勢千騎を支配すと、云々。去る永祿三年の春は上杉謙信に屬せし所に、鎌倉八幡宮にて謙信と矛盾し、長康上杉を背いて北條家の味方となれり。謙信是を怒つて長康が居城忍の近所盃尾に城を構へ、木戸三河守入道源齋を籠め置き、累年成田と戦はしむ。成田も人數を催し度々盃尾城を攻む。其の度々に又謙信隨一の味方太田入道三樂齋をして、同國岩槻の城より盃尾の後詰となり長康を追ひ拂はしむ。仍之、勝負不<sub>レ</sub>決年月を送る。里見家よりも亦三樂齋へ加勢の見廻りを出され、双方勝負付かざれば、後には和睦有るべ

後詰とな  
り原文後  
詰として

き事にご聞えければ、忍の城主長康老いて後は息氏長に家督を譲り、長康は隱居し、剃髮して閑身となりけり。上杉北條和睦の後も、忍は北條の旗下を離れずありしが、後には氏長三樂齋の掣になりけり。

「忍城を  
の下に脱  
字があら  
うが

私に云ふ。或記に太閤秀吉公天正十八年小田原攻の時、件の忍城大軍を以て攻めけれども不<sub>レ</sub>陷。後に計略に和睦して忍城を秀吉公云く、「首代金千兩出さば、氏長并に城兵の命を助けん」と云ふ。氏長才覺すれども不<sub>レ</sub>調。漸く九百兩を課金に呈して詭言<sub>わごま</sub>申上げ助命す。時に長康の娘氏長の妹廿一歳美粧なりければ、呼び出して秀吉小山の百塚の陣所に會して妾とす。此の妾寵せらるゝを以て詭言せし故、其の後氏長召し出され、再び一萬石を賜はり、からす山の地を領して居住す。其の頃秀吉は好色を専らとして、古河御所國朝の妹をも妾とし寵愛す。此の妾の内縁にて國朝も被<sub>レ</sub>召出、古河の御所の跡目を立てらる。

房總里見誌卷第八

上總國佐貫城三船山合戦之事。

斯くて、里見家は鴻の臺合戦悉く敗北して、上總は北條に押領せられ、今は萬喜も里見の手を離れたる如くなりければ、甚だ衰微して、僅か大田喜・佐貫の兩城ならでは、久留里の御力に可<sub>レ</sub>成將は無りけり。此の頃、義弘公には房州岡本城を見立て築城企てらる。是又佐貫御居城の時也。加藤伊豆守専ら執權を勤む。國兵も斯く乏しき虚を見てやありけん、小田原の氏政上總に押寄せ、「佐貫を一時に攻め落し、能はば久留里をも亡さん」



能は原  
文は原  
くはよ  
か(あは  
く)の意

陣取つた  
り原文陣  
軍略原文  
軍談  
追ひ立て  
なば原文  
追立  
暮れけれ  
ば原文日  
は暮れけれ

と圖りしが、「大軍に及ぶまじ」と、相州の手勢計り三千餘騎、大將は左京大夫氏政、副將には芳賀越前守、軍船數艘に兵具糧米を積み立て、永祿十丁卯二月廿日、相州金澤より出船し、明くる廿一日には佐貫にぞ押寄せける。氏政豫て斥候を出し陣場の見立てありし處に、三船山の爲體、山の半腹下は石山にて峩々と聳え、獨行の細道あり。一山九曲の難所ありて、「是究竟の陣場なり」と、頂臺に登り陣幕を張らせ、旗差し上げて山嵐に翻させ、一城を呑んだる勢ひ傍を拂つて陣取つたり。城方には入道義亮公、大將義弘公、軍將正木大膳大夫、加藤伊賀守、房總の軍兵すべて三千五百餘騎、「爰ぞ大事」と備へを堅め、悉く軍略を議せらる。和田甚介と木曾庄兵衛は常に智謀深く、地利檢見に譽ある侍也ければ、敵陣の用意を試みさせ給ふ所、兩士具に見届け、立歸つて申上ぐるは、「此の度の合戦、先手に逞兵を勝つて大勢進ませ、先陣の雜兵を一揉みに追ひ立てなば、我慢の敵兵洩すまじと追掛けん事疑ひなし。味方は今夜坂の半途に伏兵を構へ、相圖を待ちて起り出でん。先陣の雜兵坂を下に追ひ出させ、圖を見て伏兵起り立ち、中に包んで前後より討ち立て候はば、塵にせんずると見決めて候」と申上ぐれば、大將甚だ御喜悅あり。諸將も是に決して、逞兵三百人を坂の半に岩影の繁れる所に密に伏せ置いたり。正木大膳は閑道を経て、敵將の備へたる後を夜の内に圍み、相圖の貝鼓を用意し、入道殿には城を守り、大將義弘公先陣を押し出し敵陣に向はせらる。斯くて廿一日は暮れければ、兩方遙に箒を燃して夜の明るるを待ち合ひけり。相州の大將氏政未だ夜の明けざるに、「時こそ延びるぞ。押寄せよ」と唯一散に攻め掛くる。城兵「待ち受けて防戦せん」と構へたり。敵勢は勇み進んだる勢なれば、なじかは嫌ふべき、唯一散に押し來る。爰に正木の組百騎黨の兵士百騎、八幡山へ隠れ居たりしが、大軍一同に攻め掛るを見て、「爰ぞ」と相圖を知らせければ、八幡山より雲の吹き涌く如く、「横合を切らん」と押出す。

受けて原  
文受けけ  
れば  
武士の面  
目その骨  
肉その骨

敵兵兩勢と見ければ、備へを直し、鶴翼になりて、矢種を不レ惜射掛けたり。百騎黨の中より稠しく鐵砲を打掛ければ、小田原勢の先手共多く討たれけり。されども、敵は多勢にして、表に立つたる軍將甲冑良ければ裏をも搔かず。敵よりも矢種は雨の降る如く打掛ければ、味方の勢共防ぎ兼ねたる體也。是を見て大將氏政自身に鷹を振り立て、「攻めよ、掛れよ」と下知す。競ひ立つたる勢なれば、總陣は押並んで、「今一時に攻め取らん」と、脇目もせず突き掛る。城兵「叶はじ」と思ひけん、少し引色になりければ、敵なほ攻め寄せて山麓迄押詰める。寄手斯く迄先を取りたれば、「爰にて攻め倒さん」と、息を繼がせず押寄せ來る。其の様さながら逃ぐる敵を押掛る如く、寄手心に驕りを含み、無二無三に攻め寄する。大將義弘公、「今は相圖の時なるぞ」と、貝鼓を鳴して八方へ関の聲を揚げさせ給へば、坂の下に控へたる三百餘の伏兵獅子の荒れたる如く起り立ち、是も関を合せて波打つ如く打掛る。敵兵忽ち後を切られたれば、前後の敵を可レ防様なく、唯八方を駈け廻るばかりにて、今は備へも破れけり。伏兵の新手、太刀長刀得物々々を抜き連れて、群り立つたる中へ割つて入り、切り立て、追ひ付き、捲り立てければ、敵兵防ぐに術盡きて逃げ退かんとせし旗色なりければ、城方に入道殿城門を押開き、自身鷹を振り上げ、いやが上に攻め掛ければ、寄手は八方に敵を受けて、中々防戦叶ふべからず。總敗軍と見えし所、大將氏政流石の強將。軍には馴れたり。破れ立つたる備へなれども、又付け直して諸軍に下知して曰く、「命を棄てて働きなば一生を求めん。身命を惜しまば必ず命は無らん。爰こそ武士の面目ぞ」と、四方へ下知して觸れられければ、各々是に勵まされ、又勢ひ立つて挑み合ふ。近來稀なる合戦、敵味方の攻聲兵具人馬の鳴音、天にも響き地も裂けんかと夥し。敵飽く迄戦ひ疲れ、今は「一先づ引き限かん」と、右の山合戰場の方



其の數凡  
そ百餘人  
斬られた  
者に數た  
しいが文  
意不明

敗北しけ  
れば原け  
敗北して  
文

を志して繰り引きに引いたりけり。其の時、正木大膳時茂手勢五百三十餘騎、山間より躍り出で、「正木大膳是にあり。一人も洩さず此の世の暇を取らせん」と、群り逃ぐる敵陣へ無二無三に割つて入り、新手の勢に揉み立てさせ、自身は例の大長刀を提げ、八方無盡に薙ぎ廻れば、餘りの事に大膳に刃向ふ者も無りけり。數多の兵を當るを幸ひ、肩先眞向高股胴切、馬人共に切つて廻る。其の數凡そ百餘人。立所に一人して死人の山を築き上げたり。寄手は一向に逃げ外すべき思慮を廻らし、「引き退かん」とせしをば、大將義弘公正木左京亮手勢に下知して討たせけり。後には寄手的に成つて射られけり。中にも蓮沼の邊にて餘り強く攻め付けられ、沼の中に追ひ込まれ、爰にて大勢討たれけり。寄手の軍將太田源六兄弟章駄天の荒れたる勢にて、大軍に圍まれながら八方へ切り廻り、此の太刀先に當りし者廿三人、死生は知らず切り倒し、其の身も狂ひ死に討死しけり。總大將氏政も山道に掛らば正木が手にて可討止を、何時の間にか從兵僅か五六人召し連れ、濱手方へ逃げ延び、漸く本國まで逃げ歸る。副將芳賀越前守、是も如何にして遁れたりけん、大將の後を慕ひ、同じく本國へ歸りけり。「凡そ北條家四代の間、斯る負軍に立つ事未曾有也」と、其の頃人沙汰しけり。斯くて寄手敗北しければ、味方の勢を纏めて大いに喜悅し、勝鬨三度揚げさせ、目出たく城へ入らせ給ふ。斯くて討ち取りし首共首帳に記させらる。先づ名を得たる侍には藤澤外記を木曾庄右衛門討之、黒田丹波を黒川權平討之、羽島藏人・梶原傳藏・葦山藏治を正木大膳討之、西條左衛門を正木新介討之、中條右衛門を中里源左衛門討之、平塚次郎を南條小五郎討之。右六人の味方の將は五十騎組の頭也。其の外手負死人二千廿八人、此の内に味方五百三人、討死八百人餘也とぞ記されける。今度の勝軍、「いつもとは言ひながら、始終正木大膳大夫の武功に據る所也」と、大將を初

め入道殿、房總の士民、擧げて稱美せぬはなかりけり。此の度の合戦、當家無双の剛名なれば、近國遠境まで其の譽高く、北條家にても敵ながら褒之。此の後は房總和睦して、重ねて合戦無りけり。

三浦領地再び屬里見家事。

去る大永七年、眞堯公三浦へ攻め寄せ、城々を攻め給ふ。先づ三崎城・新井城を乗つ取り給ひ、夫より三浦を領し、三浦の城番を附け置き、四十餘郷は無異儀當領に納めける所に、中頃氏康猛威に任せ、既に小田原領になしたるを、又去る弘治二年義弘公三浦へ押寄せ攻め從へ給ひて、三崎城・新井城に番手を數十人据え置かる。仍之、三浦郡は里見家の領地に定めける所に、永祿七年鴻の臺合戦の節、三浦の城よりも討手の人數鴻の臺に出でけるが、里見家悉く敗北しければ、三浦より出でたる將士も、或は討たれ、或は散亂して、其の後駈と番兵をも不据置して、此の三年の内は三浦領も北條の幕下に等しく成りけり。今年、入道殿御詮議ありて、甚だ情を發して是を平ぐべし。是迄打捨て差し置く事、甚だ疎意の至り也」と、大いに怒り給へば、大將初め諸士共、皆御受けし、夫より評定有りて、里見右近丞・山本清兵衛・山田佐右衛門・堀江能登守を城代に差し越しけり。此の時件の人々、「北條よりは是を支へて挑む時は、定めて合戦に可及」と、豫て大將にも御用意有りて、大勢後詰に出されけり。斯くて三浦へ右の四將立越へ、三崎・新井兩城北條方の兵共を追ひ出し給へば、如何思ひけん、一言の仔細も無く、兩所を守護したる者共立退き渡しければ、夫より里見家の諸侍兩所を守護し、四十餘郷昔の如く領收有りけり。此の時は房州一國に上總半國・三浦の領、すべて領分廿八萬石餘と、云々。一説に三十六萬石餘也。

怒り給へ  
ば原文怒  
り呵給へ



安房國物見建給に付岡本城造營之事。

争亂原文 斯くて刀刃も納まりければ、民も安堵の思ひをなしけり。然れども、諸國争亂の時なりければ、近國に溢れ居  
 總亂取原 たる浪人共黨を結び、或は小船に取乗り、或は類を誘ひて濱邊の民家共へ亂暴取と名付けて折々押掛く。下民は  
 亂妨取原 此の爲に劫かされて安き心もなし。或時、柏崎船形の津に小船に乗りて、盜賊共身を甲冑に堅め、兵具を持ちて  
 里者打擲 夜に入り寄せ來りて夜中民家寺院へ押入り、理不盡に家財財寶を奪ひ取る。里者打擲されて防ぎ争ふと雖も、彼  
 云々原文 俗防争ふ 捨てて他の郷里に走り行きければ、盜賊は白晝を不顧民屋を掠めて取る。古今未曾有の狼藉也。此の事度重り  
 刃向ふ者 見改めん爲とて、當國洲崎・瀧山・明ヶ根、右三ヶ所に物見矢倉を建てられ、晝夜なく通る船をも改めらる。斯  
 文双向ふ ければ、既に海邊の土民大將に訴上す。入道殿大きに驚かせ給ひ、所々に陣屋を構へ、且又、船にて來る亂暴を  
 せられ 押來り原 漁舟共を亂暴しけり。或日、房州在勤の武士等訴上せしは、「頃日小田原より窃盜を出して、上總の道筋西海邊  
 文押取り 疾と原文 の地所案内検見する事頻りなり。分けて當國正木浦・多田良浦には心を付けて候事共、里民篤と見届け訴へ候」と  
 言上有りければ、義弘公聞し召し、「實に左あらん」とて、かねてより計慮有りける事共、詳細に渡り一々に  
 入道殿へ御披露有りけり。入道殿聞し召し、「予豫て斯くあらんと覺えたり。急ぎ岡本の津に一城を構へて、房  
 總海上まで要害とせん。豫て心掛け置いたる事なれば、不日築城を急ぐべし」と、夫より岡本兵部少輔氏元城築  
 奉行の御役に補せられ、元龜元年庚午夏、普請草創有りて、同三年五月城成就したりけり。斯くて、新城の移徙

遠眼鏡原  
文遠目鑑  
けし不明  
狼煙か

有りて、大將義弘公當城に座す。其の時、佐貫は加藤伊賀守城代とす。此の城成就して三ヶ所の物見に遠眼鏡を  
 掛けて、盜賊船凶賊を見付けては、右の物見より狼煙を上げれば、瀧山の狼煙、明ヶ根のけしに移り、一度に  
 燃え立つて本城に知らせ、番士手を組み警固しければ、今は前とは事變り、亂暴の煩ひなく、民も戸ざしを忘れ  
 たり。里俗君恩を忝うして、「萬年君様」と人稱しけり。

北越與相州北條和睦。并に里見義弘與小田原和睦之事。

計義原文 永祿十一年戊辰、京都公方御相續にて將軍宣下有り、征夷大將軍足利義昭公是也。同年の春、越後國主上杉管  
 のまゝ 領輝虎入道謙信と、相州の太守北條左京大夫氏康と和睦有之。是偏に關東靜謐の計義の爲なり。仍之、氏康の  
 七男を謙信養子として家督に定む。是を上杉三郎景虎と號す。此の時又北條氏康より使者有りて、「里見家と和  
 睦せん」となり。此の心を慮り見れば、甲州の武田勝頼北條の掣たりと雖も、近年打續き三州家康公・尾州平信  
 長と戦ひあり。信玄逝去有りてより武田の鋒先甚だ撻み、東西に大敵ありては北條より防ぎ難く思慮有りての由  
 也。里見家も鴻の臺敗北の後には武威も祿も共に大いに衰微して、大敵の北條に當り難く、殊更萬喜は北條に心を  
 寄すれば、今は、「北條と和睦せば萬喜も宿意解くべし。旁以て東國平和なるべし」とて、兩國の主將衆議一決  
 して、「永く和睦せん事」を申送る。氏康喜悅有りて、息氏政の妹を房州義弘公の幼息義頼殿へ嫁せらる。此の  
 婚姻は天正癸酉年六月廿八日、相州より房州岡本城に御輿入れあり。仍之、近國和平、士民共に安堵の思ひぞ  
 なしける。

義堯公義弘公諸民垂憐愍給。附、入道義堯公逝去の事。



昔頼朝公御子頼家・實朝三代將軍亡びて、四代目は頼經京都より鎌倉へ入らせ給ふ。北條時政執職す。頼經御幼稚たるにより尼將軍政を司る。執權は北條泰時、其の次に時頼事を司り、廉直にして上に能く仕へ、下を憐れみ、諸民を教育する事親の幼子を慈しむに似たり。されば、世舉げて稱之。敬之、「最明寺殿」と今猶其の名高し。下民の愁を察し、密に家を出でて諸國を巡り、遠國邊土の仕置きを探り、役人の非義を糺し、令し歸善。誠に無双の仁義なり。されば、年隔り人異れども、今大將義弘公御親父義堯公の仁心を受けさせ給ひ、士民を勞り給ふ御慈惠の程、擧げて數ふべからず。義堯公御壯年の時、從弟の義豐殿謂れなく義堯公の御父……

義堯公以下  
御父の第  
二卷の軍  
記を参照  
せしめられ  
た

自ら御覽有りて、「何の爲の札ぞ。直に御閱せん」と宣ひければ、近習高札の儘抜き持ちて呈しければ、則ち御覽あれば、

福原は都のものと聞きつれど

年貢諸役のしなの悪さよ

と書いたり。後に佐貫に御歸城ありて、「地方奉行は誰々」と銘々に名ども御改め有りければ、岡本城付御賄代官に福原信濃といふ者、生國は京都にて、縁者有りて年久しく代官を勤むる由、則ち信濃方へ仰せ付けられけるは、「汝賄ふ所の年貢の取付、十年以來收納の免狀持参すべし」と、近習取次ぎ申しければ、信濃心に思ふは、

土斛  
鮮原文

「大將の御身にて、田畑の貢物に御憐ひあらん事、御無用たらん事ぞ」と呟きながら、御受け申し、翌日持参する。其の日、御自身右の免狀御覽有りて、御勘定方等に算盤を立てさせ、其所の田畑町歩上中下の色付、土斛繩張に御引き合せ有りけるに、地所の根付より甚だ越えたり。是甚だ高免也。剩へ、早損水損風雨の差別なく十ヶ年同様の貢物也。大將大きに怒り給ひ、則ち其の賄の土民共召し出され、詮議有之處に、百姓共申上げけるは、「近年御取付け増益致し、大勢潰れ百姓有之候旨、是迄御訴訟申上ぐるも雖も、御取上げなく、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>力憂き月日を送り候」と歎き申しけり。大將自ら御吟味有りて、悉く宥免仰せ付けられ、御救米下されければ、下民は喜悅す。扱、福原信濃は久しく御咎めを蒙り、其の後御詮議の上、「外に重科も無<sub>レ</sub>之者也」とて、代官を止められ、永々無役扶持下さる。然れども後に一子福原善七郎といふ者召し出され、御近習を勤む。是等は全く「罪の疑はしきをば軽くし、功の疑はしきをば重くせよ」と云ふ尙書に叶へり。斯くて、天正二年の春の頃より里見入道殿御心地例ならず。兩國の土民、野の末山の奥まで「萬年君様」と仰ぎ奉る事なれば、祈念に疎はなかりけり。御大將御家内方御枕を離れ給はず。療治は典藥の法眼手を盡すと雖も、命數の限り遁れ難く、遂に天正二年甲戌六月一日行年六十三歳にて、總州久留里城に逝去し給ふ。然れども、「里見家は先祖より房州に葬禮なり」とて、房州本織村延命寺に葬送し奉る。法名は東陽院殿僧叟正伍沙彌と號す。此の君永正九壬申年久留里に於て誕生。母は先久留里城主眞勝の女。廿二歳の時禪門に入ると雖も、兩國執政す。仍て治世何年といふ事を不<sub>レ</sub>記。義弘公逝去。附、梅王君爲<sub>二</sub>出家<sub>一</sub>事。

離れ給は  
す原文放  
給はす  
命數原文

天正六年四月より大將義弘公不例、醫療不<sub>レ</sub>驗。此の時に加藤伊賀守を召して御遺言あり。伊賀守は佐貫の城



成長して  
云々原文  
のまゝ

御惣領に  
以下闕文

代を勤め武功の臣なり。天正五年丁丑、故義堯公妾腹の女子を加藤が孫嫁に賜はり、伊賀守長男太郎左衛門が惣領孫五郎が妻とす。されば國人の用ひ大方ならず。義弘公病臥に在りて加藤に云ふ。「吾病追日重く、既に及末期。仍之、遺事を汝に預くる所也。惣領義頼成長して家督に定め、是に領地安房一國を與ふべし。別腹の末子梅王未だ幼若也。汝が手にて養育すべし。是には上總下總を譲るべし」と也。伊賀守謹んで御請け申して云ふ。「御末期なれば無殘所、愚意を述べ候。義頼公御事御惣領に

進ぜられ可然。梅王君の御事、房州一國御譲り有りて可然處也。梅王君御幼若にて房州御不足には思し召すまじ。義頼公安房國のみ御譲りありて、若し御不足仰せ出されなば、忽ち兩國騷亂すべし。其の時は梅王君の御爲に曾て以て成るべからず。唯御遺事に御領地の沙汰なく、兩國の御大將の御心次第なるべし」と、恐れ氣もなく申上げければ、義弘公聊か用ひ給はず。「家の惣領は親の目鑑次第也。梅王幼少と雖も一器量備れり。されども嫡家をば義頼に譲る。房州は小國と雖も、先祖より惣領は安房を領す。是本領たる故也。國の廣狹は親の心にあるべし。梅王に譲る兩國は暫く汝に預け畢る」と遺言して、遂に天正六年戊寅五月廿日、御年四十九歳にして房州岡本城にて逝去し給ふ。此の君は里見家房州六代の大將也。御法名は瑞龍院殿在天高存大居士、菩提寺先例に任せ延命寺に葬る。

里見義頼爲亡梅王丸事。

蒙命原文  
のまゝ

老臣原文  
郎臣

「それ忠言は耳に遠ざかり、佞舌は近く其の味甘し」といふ。義弘公逝去あれば、義頼公國の守護たり。近臣義頼に告げ曰ふ。「先頃先君の御遺言に、兩國は幼君に譲り、安房一國を君へ譲りあるの旨、伊賀守御遺命承り預る所なり。君御嫡として小國を守り、庶子にして梅王君兩國を領す。甚だ非義たらんか。他國の聞え君の恥辱たらむ」と、衆口讒言に及びけり。義頼甚だ憤怒して、「先君遺言は予可承管なく、且、嫡家を繼ぎながら庶子を高知に立てん謂れなし。加藤蒙命を口外に不及は、定めて梅王を守り立て、兩國の守將とせんと謀るか。早く加藤を招き寄せ、事微なる内に糺さんものを」と、其の頃は義頼公岡本城に坐せし時なれば、早馬を走らせて加藤を召さる。伊賀守は發明の智士、聊か政事を身の爲にせず、廉直なる老臣なり。應レ召候す。義頼公曰く、「先君汝に遺命し、兩國を梅王に譲ると。實なるか。吾未だ不聞レ之と雖も、衆人普く流言す。汝何ぞ予に不訴や。梅王幼弱にして兩國を執る其の器量何所に有りや。是全く予を避けて梅王を國主に立てんとする儀必せり。汝が旨趣如何」と、憤怒して問ひ掛け給ふ。加藤謹んで君命の始終を承り、「愚臣先君の命を正せば、速に遺事の趣を述べて計レ之。予遠き思慮一胸に納めて不レ及他言。然るを君今御憤りに及ぶ所、還つて御賢慮違へり。何者か如レ斯言を巧み讒言に及びけるや」と申上げければ、義頼公を初め衆皆彼が貞心に感服す。然れども、義頼公には疑心起らせ給ひ、「梅王成長せば彼に方人もやあらん。後日の害たるべし。早く亡し捨つべし」と思ひ企て給ふ。誠に薄情し。又、義頼公加藤に曰く、「吾存念有りて梅王を亡すべし。汝を討手に遣す。然れども當城の疑心を晴す爲なれば、人質を出して梅王に向ふべし」と宣ふ。伊賀守答へて曰く、「乍レ恐君甚だ過ち給へり。先君が梅王君に讓地は何の爲ぞ。偏に御愛子御慈愛の切なるより出で、更に死生の場には至らせ給はず。然るに殺

房總里見誌

衆皆云々  
原文衆候  
が貞心を  
感じ伏す  
過ち給へ  
り原文過  
ちたまふ  
先君が原  
文先王



與へ給へ  
原文與へ  
られ  
父より原  
文父に

伐の御設け、先君に御不孝此の上は有るべからず。唯願はくは、梅王君御幼若に坐せば暫く佐貫に差し置かれ、三ヶ國仕置きは當城より御差配有りて可然事也。扱、梅王君御成人以後、相應に領域與へ給へ。少したりと雖も梅王御不足にも思し召さじ。唯兩國治平の爲に候へば、争挑は御用捨候へかし」と、感涙垂れて申上ぐ。義頼以ての外御氣色損じ、加藤に向つて云ふ。「今吾父より小國を譲り受けてさへ快からず。梅王は大國を授かりて予に妨げられ與讓せず。是不怨べけんや。國を此方へ奪ふの上は、梅王が命助け置くべきは後日の仇也。是不義に似たれども、吾が爲す不義に非ず。父義弘彼を亡し給ふ也」と、更に御慈愛の心なし。加藤再諫申すと雖も、此の君に天魔や入りけん。正理聊か御耳に入らず。唯「梅王君を弑せん」とのみ御思慮一決し、「然らば當時梅王事は加藤が介抱の事なれば、此方より討手を出さば、討つて出さか、搦めて渡すか、何れ加藤が心次第たるべし」と申し、其の用意頻りなりければ、伊賀守詮方なく、「とても御助命不叶ば、梅王君を愚夫申請けて出家遁世なさしめん。法體の上は生涯君に御敵は有るまじ。加藤受合ひ奉る」と涙を流して詫言ふ。義頼漸く承引有りて、「然らば汝が乞ひに仍て梅王助くべし。さりながら、歸國に於ては人質を出すべし」と、誓紙血判に人質を取り置かれ、加藤佐貫に歸城しけり。

義頼討手生捕梅王丸。附、加藤忠義之事。

有りける  
が原文有  
りければ  
過ぐる日  
原文兼日

義頼公の御前に佞人有りて梅王丸生害決しけるを、加藤が命乞ひに仍て助命なさるべきに有りけるが、又も心變りやしたりけん、「密に生捕りて參るべし」と、忍びて大勢佐貫城へぞ出されける。佐貫には梅王の家老岡本但馬守、角田丹波守、相計らひ、伊賀守を召さる。是は過ぐる日、伊賀守房州岡本城へ召し呼ばれ、義頼へ申上

この記述が  
ありける  
が原文有  
りければ  
過ぐる日  
原文兼日

げ、君を討つて差上げんと契約したるが、佐貫へ立歸りて一言の沙汰もなし。今宵敵寄せたれば、定めて伊賀守敵の手引きやせん。僞つて伊賀守を召し呼び打殺さんか。しかしながら、加藤は數代の忠臣、事の決せざるに家の長を亡す事理を盡さず。今宵討手入る事を聞いたれば、密に加藤を召して實否を糺明せん。少しも計策あれば極めて心身騒ぐものなり」と、急に使を走らせて加藤が心を探らん爲、態と遊會して居たり。伊賀守何心なく登城す。岡本但馬守、山崎道與、泉伊勢守出合ひ、「屋形様御機嫌よく眞に御座候。暫く慰まん」とて碁を出しけり。伊賀守一心に入りて碁を打つ。相手は山崎道與也。角田丹波は加藤が後より「上意なり」と、緊と組みければ、伊賀守少しも騒がず。「大事の手を打つ所にて候ぞ。打損じさせ給ふな」と云ひければ、丹波も大きに笑ひ、「見物に退屈せしに、餘り遅く打ち給ふが悪さに、近頃狂言仕る」とて退きけり。それより伊賀守梅王君の御前に出で、涙を浮べて、「これ程清く坐す人の、今宵の中に亡び給はん果報の程のうたてさよ」と、深く涙に咽び入りしが、又思ひ直し、「何時か屋形様御成長なされ、伊賀守存生の内御自身御働きを見奉り、一國の守將とも成り給ふを見んと思へば、一日の日も長かりき。嗚呼、年の半を過者は幼君には仕まじきものを」と申して退出す。既に其の夜義頼公の檢使士卒大勢佐貫城下に乗り込み、梅王君を生捕り出でんとす。梅王君には、「死して義頼の本意ならんには、生害せん」と宣ひしを、加藤頻りに詫言ければ、梅王も止り給ひ、「約諾に任せて、梅王一命加藤に下さる」と檢命を受けて、則ち高瀧右京と云ふ士大將に御預けにて事濟みけり。其の後、梅王君を房州延命寺に於て法躰させ、法名を淳泰首座と號し、知行二百石付け置き押込めけり。殊に哀れなりけるは、梅王の御母公。是は鎌倉公方家の御女にて、松岡に坐せしを迎へ給ふ。初めて義頼の御母君とは御別腹なり。此の

年の半を  
云々原文  
のまゝ  
初めて云  
々原文の  
まゝ



御母君をも、梅王君の御妹君をも、則ち上總高瀧比和久保と云ふ里に押込め給ふ。誠に罪無くして樊籠に入り給ふ。此の時、母上には大に義頼を怨み、「我死して里見の家の悪靈となり、今より三代を過ぎず潰すべし」と宣ひしが、程なく此所にて死去あり。其の頃、梅王君の方人したる上總の國人等、久留里に籠り、梅王を取立て奉らんとす。仍て、義頼公に敵すと雖も、叶はず。遂には義頼へ降参す。此の時、義頼廿六歳也。

房總里見誌卷第九

里見義頼御子彌九郎殿之事。

里見兵部少輔義頼公は左馬頭義弘公嫡男にて、房總の二州を領し給ひ。里見八代の大將、御父義弘の御遺言有りて梅王丸に分國讓あるべきをば承引無く、梅王君を押込め剃髮させ、自ら兩國一圓に押領なし給ふ。初め北條氏政の妹を和睦の手立てに御迎へありしに、程なく奥方御早世有りけり。相州より入らせ給ふ奥方に未だ御子も出来させ給はざるに如し。仍て勝浦の城主正木左近の娘をば妾となし、睦じかりし御中に御男子二人迄御出生ならしむ。御嫡子を千壽丸殿と申し未だ六歳。二男を彌九郎殿と申し五歳にならせ給ふ時、未だ其の頃は上總に義弘公御存生の時にて、義頼公自身に申上げ給ふは、「某が二男は未だ幼稚なれども、肉高く骨太く大膽の性質也。極めて勇猛の士と成るべし。彌九郎成人せば正木大膳と名乗らせ、兩國の侍大將となるべし。當時正木氏背君命に不應下知、甚だ兇惡也。彼を押倒したらん時、房州に正木大膳といふ者無之は、他國の聞え甚だ弱からむ。

御存生の云々原文の御存生時

先づ當時原文先づ居所は當時

是乍然君の御下知に可任也」と、謹んで御伺ひ有りければ、義弘公喜悅し給ひ、「先年にも如是例多し。速に其の意に任せ取計らふべし」と、仰せ付けられければ、則ち千壽丸殿を御嫡家に立てさせられ、里見太郎義康後左房侍従と改名せられ、御舍弟を正木大膳亮時堯と號し、「先づ當時館山の藤井に居らしめ、後には南條の島山を取立てて一城を與へん」と、御親子御相談有りしとぞ聞えし。

大多喜正木大膳謀反之事。

上總國大多喜城主正木久太郎後に大膳と號し、代々里見家に屬し、大功を顯し、里見家は云ふに及ばず、近國遠國迄其の名隠れ無りけり。爰に此の度正木大膳と云ふ者、里見と不和と成る。其の濫觴は、去る永祿七年鴻の臺合戦の砌、里見勢大敗軍の所、正木彈正左衛門は大膳の舍弟にして粉骨を碎き大軍を追ひ靡け、軍中に討死す。諸國に其の名高く、又大將も賞之。且、正木大膳防ぎ殿しんがして、兩大將を無事に引き取らせ給ふ。是正木の勳功にあらずむば叶ふべからず。然るに、當時の大膳は彈正左衛門が子也。幼名は久太郎とて未だ若年なりしが、軍に立つて父旗下に付く。本家大膳は實子無し。夫より八年程過ぎて死去す。依て久太郎名跡に立つて正木大膳と名乗る。然れども、里見家より格別の恩謝も無く、剩へ義頼公に至りて正木氏を拒む。是大膳深く怒る所也。正木は先代より大剛の家なれば、多年の功を慢じ、里見國主なりとも汚く手を下けず。是を大將の御心に依ては不和と成る基となりけん。斯くて正木大膳は義弘公の逝去を聞いて、「時得たり」と思ひ、手勢を率し大多喜より打出づ。天正六年七月五日の事也。「房州の地へ切り入り、片端より攻め從へん」と高呼ばはり、濱荻野嶮崎といふ所に攻め入り、城代角田丹波が居館を打取り、長狭郡へ討ち入り金山に陣取り居けり。此の事岡本に

防ぎ殿して原文拒

汚く原文

打出づ原文討出る



聞えければ、大將甚だ怒り給ひ、「不日に攻め討つべし」とて、多勢を八方へ催促あり。大膳は是を聞き、長狭より取つて返し、上總へ討ち入り、大多喜近き所に在る程の里見方を攻め立てければ、總州又騒動す。然れども大膳は強惡無道にして父彈正には遙に劣り、慳貪無慈悲なる者也ければ、國人更になづかず。家臣等も或は隠居し、又は出走して、心は矢猛には思へども、大軍を引受けては防ぐ術なく、呆れ果て、ぞ居たりける。

正木大膳最後之事。

斯くて大膳は里見方の小城共或は放火し攻め掛けて、近在を劫しけり。爰に眞里谷又四郎といふ者、故有りて正木の従士となりて居しが、天正六年の春頃、正木大膳一揆を發し、上總の城々を攻めんと企て、放逸に民百姓を苦しめ、軍用意頻りなりければ、又四郎諫むと雖も、大膳承引せざれば、又四郎心に思ふ様、「彼由なき軍を發し、國民を苦しめ、其の身の爲にも相成らず。諫めを入るれども不用。されば國の凶賊とは斯る者をいふべし。諸人の爲に彼を誅し、國の煩ひを止めん。兵を催し討つては國家騒動せん。密に術を廻し誅戮せん」と、或日一間の内に酒呑みて居しを、戯れながら、大膳が傍に寄り居て盃を勧め、自身も酒を宴し、餘儀無く雜談しけるに、大膳常々大酒を好みければ、數を飲んで前後を忘る。眞里谷又四郎よき折を見合せ、名刀を抜き放ち、「眞二つ」と切り付ければ、大膳もしれもの、側なる刀を取り、抜かんとするを、又四郎脇腹を覗いて肝先をしつゝか突き通す。大膳も刀は抜けども、大事の急所を突かれければ、力出でず。「起き上らん」とするを、又脚をなぐりければ、立所に倒る。又四郎止めも刺さず、其の座を立去りて、次の間の戸の透より聲を掛く。「大膳思ひ知るべし。是迄罪なき士民を殺し、國家を騒す。其の凶惡を止めさせんと諫めを入るれども不用、暴惡に

雜談しけるに原文は

雜談しけるに原文は

拔き放ち原文抜き出し

慕る。是予が刃に掛るに非ず、天より下る惡業の責也」と云ひければ、大膳大きに腹立て、無念の牙を嚙みけれども詮方なく、腹掻き切り死したりけり。

上總國の或人の一書に云ふ。天正六年七月五日、正木大膳眞里谷又四郎が爲に死すと、云々。年月相違あり。是非追つて考ふべし。

私に曰く、正木氏此の時滅亡せしか。但し、由緒の者有りて家を相續せるか。天正十八年小田原攻の時、大多喜の正木を秀吉公より退治せられし由、三河後風土記に見えたり。すべて正木本系を知らざるは是非辨じ難し。今、上總國久留里浦田村に正木文右衛門と云ふ百姓有り。正木大膳の末孫也。予頃日系譜記録等可有之旨相尋ねければ、彼の者の云ふ。我が家下ニ民家。今九代に及ぶ。傳記系圖先祖より箱に納め傳へ秘藏せしが、餘りに秘し包み、夏日虫干もせず。故に爲ニ虫巢朽ち破れ如灰と、云々。惜しい哉。

里見義頼公逝去之事。

斯くて正木大膳亡びければ、兩國平均して安堵の年月を送りけり。今は執權も代替り有りて、山本・堀江・板倉・長谷川四人也。時に天正十五年秋の頃より義頼公御心地例ならず。兩國の士民影身に添ひ、典藥治療を盡すと雖も驗なくして、遂に同年丁亥十月廿六日逝去あり。御嫡子は御若年なり。諸士國民暗夜に燈を失ふ如し。斯くても果しなれば、先例に任せ菩提寺長谷山延命寺に葬送し奉る。御法名大勢院殿勝岩泰英大居士。此の君は弘治二年御誕生、廿三歳の時御家督、治世十年、三十二歳にして薨じ給ふ。當家八代目の大將なり。

房州館山之城普請之事。

予頃日原

逝去あり原文逝去ならしめ



當時原文未だ

里見義頼公逝去し給ひ、御嫡子千壽丸殿當時十五歳に成らせ給ふを御家督に御願ひ有りしが、其の品悪しかりけん、公方家より、「上總の領地召し上げらる」の旨仰せ下さる。然れども、御家督受領等無相違宣下有りて、里見左馬頭四位侍從義康公と申奉る。御年十六歳の時也。御領地は安房國と相州四十餘郷の地のみにて、上總半國は一圓に召し上げられければ、諸家中御知行半減に申渡され、當家の衰微以ての外也。斯りければ、「御城經營有るべし」とて、今年御企てありけり。是は去る天正六年、義頼公の家臣角田・安西・岡本・山本、并に奉行頭人を集めて曰く、「是より南に城無し。今思ふに館山の古城は往昔平判官貞政と云ふ者居住せし所也。これ景地にして地利相應す。前は渺々たる滄海の岸近く、兩島を構ふ。諸國通船の風帆居ながら遠見す。八幡浦に富士を映し、夕日を一面に受けて鏡ヶ浦と呼ぶ也。向ふを閲すれば、相南の地伊豆の島目前に眺望す。諸國運送の廻船此の海路を不<sub>レ</sub>通と云ふ事なし。是要害の地也。仍<sub>レ</sub>之館山に一城を築き、萬代の居城とせん。方々用意有るべし」と、諸士に命じて既に事始めも有りし所に、大多喜の正木氏が由なき争戦を起し、兩總恩<sub>々</sub>たりしかば、暫く事延びたりしが、今年御企て可有との事なるに、又國主は不幸也。殊に御領地も減じければ、「御普請成り難くあらん」と、諸人思ふ所に、「先君の御念慮、默止し難くやあらん」と、諸人思ふ所、いよく君にも能く御思慮有り。殊に房州の領地ばかりなれば、「當國に可<sub>レ</sub>然城なくて不<sub>レ</sub>叶」と、明くる天正十六年の春より御企て有り。房總の士民力を盡し、畫……………

一面に原文一般に

原文念たり

畫以下圖文

賞美原文

淵に齊しく、矢倉高うして蒼天を仰ぎ、多門麗々として見るに極りなし。本丸の造營結構言語に及ばず。内外の曲輪磐石を以て礎とし、大木を以て柱とす。其の要害亦耳目を驚す。城外武官小士の家宅、美を粧ひ、農工商の住居まで丹誠を盡しければ、今天正十八年庚辰の夏、普請悉く成就して、城を館山の城と號し、郭は眞倉と云ひ、追手を城下と云ひ、搦手を藤井と云ふ。并に商家は上中下町を割り並べて四民群集し繁昌す。幸に流川を構へて運送の便とす。此の川の入江成りて民族鹽を焚く。此の鹽甚だ賞美せられ、味殆ど甘し。且、蒼海岸深くして漁事は四季を限らず。魚鱈色美にして肉味他に超えたり。「誠に勝地なり」と、近國まで人沙汰しけり。

秀吉公爲<sub>二</sub>北條退治<sub>一</sub>關東發向之事。

此の頃、京都の將軍は初めは羽柴筑前守猛威衆に抽んで、古今獨歩の名人、日本は更也唐土迄も斯る例は聞き不<sub>レ</sub>及旨、書録擧げて少からず。去る天正十年、明智光秀を討つて其の勢ひ雲上に聞え渡り、天正十三年攝政關白太政大臣に昇り、官祿昇進して其の威勢及ぶ事日本打越え三韓唐土に至る。爰に關八州太守小田原の城主北條左京大夫氏政、東國に在りて弓箭に名譽を得、今に至る迄他の合力に預らず。自立して其の威を振ふ。されば是迄氏政一度も上洛せず。氏政にも頃日世も靜ければ上洛せんと豫ては思ひ止りてけり。秀吉は、「萬國一圓に下り蹲踞する其の中に、氏政一人違心す。されば予が心に不<sub>レ</sub>隨者、助け置くべき様無し」と、頻りに「氏政・氏直急ぎ上洛せよ」との事也。氏政更に承引せず。「普天の下王土に非ずと云ふ所無し。王命いかでか背くべき。さりながら、彼の猿女郎が前に跪き、何の誤有りて彼に畏るる事をせん。是予が返答也」といふ。使を上せなどして度々に秀吉に背きたりければ、秀吉大きに立腹して、日本國中へ觸れを廻し、「小田原退治に吾出陣す。來る

開え渡り原文裂け  
通し  
昇進して原文充滿して  
自立して原文自己  
氏政にも云々原文のま  
使を上せ原文上せ



されど原文又

三月發軍の砌、無異議馳せ向ひ幕下に可付由を仰せけり。五畿内は言ふに及ばず、四國・中國・北國・東國・西國・奥羽の果迄も、王命の事と云ひ、秀吉猛威盛んなれば、誰ありて可及異議者無く、皆秀吉に屬す。此の時、房州里見左馬頭義康御年十八歳、未だ軍陣に馴れ給はず。殊に先代より小田原と和睦有りて、互に「刀刃を振はじ」と契約せし事もあれば、「眼前隣國の小田原を見捨てて上方へ屬せん事、本意に非ず」との思召しもあり。されど、「上方は帝命を受く。是に背かば違勅、朝敵の名を得ん。其の上、小田原は今こそ和睦なれども、以前は敵にして、北條方には味方の士卒親を討たれ、子を討たれ、未だ報讎せず。何ぞ止むべけんや。幸ひなれば今度小田原へ馳せ向ひ、昔の仇を討つべし」と評説一定して、秀吉の陣に參降す。然れども、右の評議一決せざるの間、彼是と延引して、漸く五月中旬に着陣し、秀吉公に調す。秀吉其の遲參を怒り、更に不能對面。里見義康公大きに恐怖して、駿州徳川家康公に頼り種々詫言申されければ、其の後は秀吉にも許容有りて、夫より一方の攻口を預けらる。斯くて、數度の戦なれば、里見家にも御眉目の手柄も坐しけり。

(この次に、小田原城籠城之事。笠原新六郎氏直へ逆心之事。北條氏直没落之事。右三條に亘り小田原攻圍戰の詳況を記してあるが、各戦記と大同小異の記事ゆゑ省略した)

里見義康御歸陣之事。

去る天正十五年上總の領地を召し上げられ、其の以後御返領を御願ひありけれども御沙汰なかりける所に、今年小田原の陣起り、其の節陣場へ遲參の御咎め有り、家康公より御詫言申上げけるに仍て、小田原出陣の御褒美として上總半國賜はりけり。其の節又三浦四十餘郷は召し上げられ、遂に御返領無かりき。然れども、「安房・

代々云々原文の儘御約束約文御約束武略原文武器

上總の領主也」とて、代々眉目も克く、目出たく御歸陣坐しけり。是より諸家中の御地行皆先代よりは半減なり。御城も岡本を初め皆潰され、今は館山一城のみ繁昌也。扱、小田原滅亡の後、豫て秀吉公より御約束あり」とて、關東八州共に一圓に家康公に賜はりけり。「安房國は先代より里見持國にて、殊に武略の家にて、其の時の大敵たる北條五代の内數度挑戦しけれども負を取らず。自國を他に犯されず持ち來る。是武略のなす所也」と、御稱美の旨、三河後風土記に見えたり。

記には原文に云

私に曰ふ。里見舊領の高未だ實記を見るに及ばず。正文右衛門が記には、御高拾四萬貳千七拾石と見えたり。是を實として見れば、上總國も半國に非ず。其の後又上總の領地を召し上げられ、鹿島にて三萬石替地下されたるを見れば、上總は少許の地ならん。又同記に、寺社領兩國にて五千石の餘と見えたりども、是も昔の事なるべし。今兩國に有之御寄附領三千石には不<sub>レ</sub>過歟。

房總里見誌卷第十

從里見家兩使到大坂事。

堀江一本堀口

去る天正十三年秀吉公征夷大將軍宣下且關白職に任ぜらる。嘉儀として義頼公より執權堀江能登守・小倉越前守兩使上京有り。將軍感悦有りて御家督里見義康を四位侍從に被<sub>レ</sub>叙、左馬頭に任ぜらる。兩使も受領仰せ付けられ、能登守頼忠・越前守貞通と名乗り、面目ありて退きぬ。此の度、小田原出陣の砌、堀江・小倉等謹んで御



陣に相詰め、始終忠勤を盡す。小田原陣の後も、能登守義康公の後見として國家の政を司る。頼忠は老後に宮城村に一寺を建立す。死去の後、彼の寺へ送葬す。今の頼忠寺是也。同天正十九年、豊臣秀吉公小田原陣嘉儀として、御名代加藤太郎左衛門伊賀守長男 同息孫五郎父子を遣さる。大阪城内にて増田右衛門尉取次がれ、首尾よく御目見、御感に預り、種々拜領して退く。其の時に義康公より御捧物鐵砲玉藥也。これを大船三艘に積み立て、相州三崎の津まで廻し、夫より陸地を人馬にて大阪に獻す。「里見は武譽の將、關東の舊家也」と、甚だ御稱美有りけり。房總軍談。小倉日記。

(二)に、「石田治部少輔三成叛逆之事」あるが省略した

里見義康公結城御後詰之事

斯くて房總の守護里見左馬頭義康公、近國と云ひ、其の頃關東は家康公御分國の事なれば、御出陣の御供奉り、而も國主御威勢勇々しくぞ見えける。家康公上方へ御發向に付、奥州筋には會津景勝、常州佐竹右京大夫義宣、是等石田に組して敵なれば、家康公御上りの後を慕ひ討つて出でん其の時は、此所にて押留り、一人も此所を押通さず。上方へ上せまじ。されば、「此の押へに差し置かるる武將は大切の所也」とて、其の頃家康の御長男宰相秀康公下總結城に坐すを御陣代の大將とし、「先づ御家柄なれば」とて、里見義康公一の木戸御警固也。其の時、小山・宇都宮總圍ひの押へ伊達政宗承之。其の外、大名數多會津・佐竹を押へたり。譬ひ景勝鬼神の勇ありとも、打つて通るべき様は無かりけり。里見家對陣中、諸事作法を家康公・秀忠公甚だ御稱感ありて、御

御書翰云々原文御書翰今以如斯

陣所まで秀忠公より御見廻りの御書翰賜はる。今以て如斯の將なれば、「一方の軍將」と諸侍仰之。

關ヶ原合戦石田敗北之事

(一)は、末文に次の一句あるから抄録して他を省略する

合戦畢りて後、里見家は結城宰相秀康公御圍みを解き、目出たく房州へ歸陣し給ふ。

里見左馬頭義康公御逝去之事

此の君義頼公の長男にて、十五歳の御時より兩國を守護し、小田原御陣にも御武功を顯され、今度又日本へ御名を知られ給ふ。結城御後詰の御譽は當家にも今に御後記にも留め給ふ。奥方は織田信長の御娘なりしを美濃國より迎へ給ひ、是忠義公の御母なりし也。御舍弟を幼名彌九郎殿と申し、是を正木大膳亮時堯と名乗らせ、館山の藤井に御在居也。時に慶長八癸卯十月十六日、俄に御煩ひ、此の日遂に館山の城にて義康公御年三十一歳にして逝去し給ふ。御法名龍潛院殿傑山芳英大居士。御寺は如前延命寺に葬り奉り、御嫡子里見太郎殿未だ十歳に渡らせ給ふを、御家督願ひ言上せられければ、無相違仰せ付らると雖も、上總の領地を御取り上げ、御替地として常州鹿島にて三萬石被下。夫より以來、房州一國に鹿島三萬石のみ收領し給ふ。

里見太郎殿賜御名乘御諱字

此の君は文祿三甲午年御誕生、御母は美濃國より入らせ給ふ。御母公藤井に御座す事年久し。國人藤井の御所と崇め申す。此の君十歳の御時、御父義康公に後れ給ひ、執權岡本・堀口・板倉等、後見して御家の諸格を亂さず。屹度守護しければ、其の威嚴重にして近國迄も不恐と云ふ事なし。爰に慶長十年天下一統して、源秀忠公

俄に原文忽爾に

知られ原文文解れ



是即ち原文是併

征夷大將軍の宣下、是即ち慶長八年大相國家康公の將軍職を蒙らせ給ふ御例に依りて也。諸國大名小名旗本健士の徒御祝儀に洩れさせ給ふは無かりけり。されば、里見家も御幼君といひながら、「御嘉儀申上ぐべし」とて、執權を初め御家門方取り賄ひ、御披露有りければ、則ち御對面有りて御機嫌殊に麗しく、「里見は代々名譽の家柄、姓氏も源氏の末流なれば、當家と睦を結ばん」と、御諱の字を授けらる。里見安房守忠義公と御改名、御盃を被下ければ、「最も有り難き仕合せ」と、諸家羨まざるはなし。忠義公面目ありて種々の献上を呈し、眉目有り。歸國せられけり。其の後、四位侍從に叙せられ、世人「安房の侍從」と申す。

里見家御縁組之事。

忠義公には御年十二歳にならせ給ふ時、御仕官も有りければ、「此の上は、御奥方を御迎へ申上げん」と、近臣家老中時々御評議有りける所、其の頃は北條氏直没後、小田原城は大久保相模守忠隣と號し、大將軍へ武功名譽の家柄なれば、此所に居住して天下の執權職として小田原の城主也。忠隣に御子數多坐すを聞き、「里見殿より、女子一人御懇望有るべきや」と、諸士内談しけるに、御母公には美濃より御入りありしが、大久保忠隣の奥方には御親族の所縁有りとかや、御母儀仰せけるは、「わが身、此の國に外に親しき由縁も無ければ、相州に縁を結ば、末々頼もしくもあらん。よきに計らひ申さるべし」と、是も御所望の旨、諸士擧げて小田原に申入れけり。忠隣甚だ喜悅有り。既に此の御縁組は達三台聽、御伺ひの上にて相濟みければ、里見家と大久保は親族也。睦甚だ深かりけり。翌慶長十一年相州より御奥入れあり。館山城は先代より安房・上總御領國の内にて御縁組有りければ、此の度は珍しき事に諸人は是を取囃しけり。忠隣には時の御大老の御事なれば、畢竟是を取るを羨み翫

わが身原文

御奥入れあり原文御奥入れ忠隣には

云々原文のまゝ

しなりけり。御姫君御入奥の節、印藤采女介、同河内守とて、奥家老介添に來りけるが、小田原の威をば笠に着て、房州在り來る所の近侍政事の役人を蔑如にし、自己に國務を計らひける故、後には里見累代の舊臣は一人も無く皆遠ざけられ、印藤二人が計らひにて小田原の下知を受けけり。

上總介忠輝卿之御事。

忠輝卿は原文の四字を補入した

忠輝卿は越後國高田城主にて六拾萬石を領せられ、家康公九番目の御子、御幼名を辰千代殿と申しけり。此の幼子の母は於茶阿殿と申し、遠州金谷の町の町人の妻なりしが、仔細有りて夫に離れ、後家康公の御妾となり、此の御子を産めり。御成人の後、下總國佐倉城四萬石被進、松平に改め、慶長八年信州川中島十八萬石拜領し、官位從四位下左近衛權少將に昇り、此の年伊達政宗の息女と御縁組ありけり。爰に又、家康公の御小姓に花井三九郎といふ者あり。彼は八官と云ふ唐人の子なりしに、小鼓諺の名人なれば、御稽古の爲とて忠輝卿へ被進けるに、朝暮御側に候す。於茶阿殿は三九郎美男なるに仍て、金谷にて町人の時産みたりし我が娘を養ひ、三九郎に嫁せしむ。仍て從五位下に叙せられ、花井遠江守と受領す。扱、忠輝卿は慶長十五年越後一國御拜領、六拾萬石に成りて高田城に移らる。花井も此の節二萬石被下けり。花井は君に甚だ寵遇せられて奢侈の餘り、近臣舊功の武士をば追ひ除け、おのれ一家中を政道す。忠輝卿生得血氣猛惡の人なれば、花井が詞を何にても信用有り。糺明も逐げず無實に人を殺せし事數々也。爰に御養父皆川廣照は智仁勇備りし人也。花井が邪威を憎み、山田長門守などと談合し、花井が非義を訴狀に書き記し、忠輝卿へ訴へらる。然れども、忠輝卿花井とは無二の御相口なれば、御承引曾てなく、却て家老共御勘氣を蒙る。夫より家老共相談して、大御所家康公へ一々言上す。公は聞

政直す原文のまゝ



可被下原  
文被被下  
悪しく云  
々原文想  
んと云な  
さん

し召し怒らせ給ひ、「三九郎は鼓仕舞を教へよとて、上總介に附け置いたるに、何者の差圖にて遠江などと拜領させ、家の長共加判仕り、何の覺え有りて國家の政を沙汰するや。早々召し寄せ吟味の上、仕置きに可申付」とと、甚だ御機嫌損じけり。於茶阿殿聞し召し、肝を冷し、夫より右の家老衆に頼み、「御取りなし頼み奉る」と歎き、又、忠輝卿へ申されけるは、「胤こそ替り候へ、腹一つの娘の夫にて候へば、身に掛けて御詫言可被下」と也。上總介殿淺智にして、所詮、「皆川・山田は花井と不和なる故、讒言し、悪しく云ひしならん」と、則ち駿府へ御越し有りて申上げらるゝは、「花井は忠臣無類者、皆川・山田は奸人」の様に御執り成す故に、公も遠國といひ、殊更忠輝卿直々に仰せらるゝ事なれば、疑ひ給ふべき様なく、皆川・山田が落度になり、花井利運と成りけり。剩へ、其の後、花井が機嫌とりに御家の執權衆切腹、或は改易にせられけり。此の執權と申すは、皆將軍家より御付人にて御大名衆なりけるを、餘りといへば忠輝御非法無慚の人なりけり。

大久保石見守長安が事。

餘りとい  
へば原文  
は餘とい  
ふ

舞樂原文  
無樂原文

上總介殿如此依怙貴員の非義、我が儘の數を盡し給ふ。其の頃、大久保十兵衛といふ者有り。無道邪佞の大惡人にして、諸人を苦しめ、殊更大名方をも數多邪法に勧め入れ、大事を巧み、皆々滅亡させけり。其の根元を尋ねれば、抑、長安といふ者は甲州の佳人武田信玄の猿樂なり。勝頼の代に恨を含み甲州を立退き、三州に浪人す。其の頃、大久保七郎右衛門忠隣は猿樂を好み、政事の暇合戦の間に猿樂を招いて能を興行す。此の由長安聞いて、縁を以て七郎右衛門に取り入る。忠隣元來舞樂を好みければ、彼を愛し慰みけり。後には此の家にて出頭して苗字を免され、大久保を名乗る。是より以前、織田・武田・徳川三將、互に國争ひの合戦有りし時、十兵衛

いふあり  
原文いふ  
子あり

は甲州の案内知つたる者故に惡所難所を手引きし、武田の備立手配り斥候、家々の紋印を一々徳川家へ告げたる故、武田の軍法利を失ひ、勝頼汚く負けて滅亡せし也。此の忠功を忠隣感稱し、頻りに申上げ、遂には御家人にせらる。彼は才智發明なる者にて、追從輕薄數を盡し、君へも出頭し、御旨に叶ひければ、段々御取立て、三萬石拜領し、石見守と受領す。其の後、國々の御臺所御藏を預り、且、諸國金銀山の支配まで被仰付。其の頃、佐渡の金山は日本一の御用山なれば、一年に兩度づつ石見守往いて指圖せり。石見が子に右京介長次といふあり。十三歳の時高田少將殿に出しけるに、忠輝卿へ出頭す。後に花井遠江守が掣になる。是少將殿の御姪なり。村上周防守相聲溝口宣勝は花井主水男なれば、越後一國に花井が一類縁者多かりけり。件の由緒を思ひ、石見奢侈の餘り虚言を述べて云ふ。「我佐渡へ毎年越すに仍て、越後國に逗留の内、越後國中の仕置政事沙汰せよと大御所様仰せ付けらる」と。されば、家老中にて曾て政事を備はせず。公事訴訟も捌きけり。元來、石見守は邪欲深く賄賂する者を愛し、非分の公事にて賄賂する者を理に捌く。仍之、諸氏少しの事も目安を認め、石見往還の時を待つて音信しければ、家中の出入も皆非も理になり、諸士も毎度面目を失ひけり。片柳伊兵衛と云ふは給人を勧めけるが百姓と出入りしけるを、百姓夥しく賄賂をしければ、百姓の利に捌きけり。片柳「非義なる仕方」と惡口しけるを、石見聞いて片柳に切腹させけり。其の後、難を恐れやしけん、片柳の子息藤吉といふ者まで死罪にしけり。如是の重科數知らず。古今稀なる惡人なり。然れども上總介殿、又此の石見守をも甚だ御寵愛にて、國の仕置きも頼み給ふ程の事なれば、越後佐渡北國筋へ來り、權威我が儘言語に絶えたり。如此毎年我意を振ひ、金銀を取り集めけるが、今年駿州へ立歸り、不圖煩ひ出し、種々療治しなけれども本復なく、慶長十八



大事原文  
大切事

癸丑年四月廿五日石見守八十歳にて死去。此の者今生き延びて有るならば重科悉く顯れ、車裂きに仰せ付けらるべきに、死したるは大きに仕合也。此の石見守は老年飽く迄色を好み、美女共を餘多召し抱へ置いたり。末期に及んで美女共を呼んで目録を認め、金銀財寶の遺狀を渡しけり。妾共「形見なり」とて、悦んで石見死後に目録の品を願ふ。石見が長男藤十郎といふ者思ひけるに、「石見は諸國の御藏を預り、殊に佐渡金山奉行しければ、金銀の取賄ひ夥し。是迄御勘定もなく、今度石見死去したる事なれば、定めて御勘定仰せ付けらるべし。其の時若し金銀不足せば大事なり」と、思案して、「父の遺命なればとて、金銀散す事相成らず」といふ。女共再三願ひ出せども「御勘定相済み以後可渡」と斷りけり。女共一向に呉れざりけり。女共詮方無く、上聞に訴へ申したれば、大御所様聞し召し、「汝等が訴へ尤も也。石見老衰して不申置とも、藤十郎分別し、相應に相計らひ取らすべき筈也。殊に證文を反古に成す事不孝者也。追て吟味申付くべし」と宣へば、女共悦び退去す。家康公石見が下代共を召して有金の有様を御穿鑿有りけるに、御前に書き上げたる帳面の金銀より金高五層倍に有りければ、餘計なりけり。公御不審に思し召され、此の上意に、「凡そ勘定と云ふは、例へば百兩の金子なりとも、彼是として引き散し遣ひしまひて後、勘定するに、凡そ九十九兩と成る。必ず不足する者也。然るに、此の金子夥しく餘りしは、石見千兩の所を予が帳面に二兩三兩と帳に附けぬらん。甚だ不埒の事也。尙々穿鑿して、彼が家財を吟味すべし。藤十郎には稠しく閉門申付けよ」と仰せ出され、國々の御藏佐渡の御藏等御改め、自分の金銀寶物残らず穿鑿して高覽に供へければ、仰せには、「夥しき金銀寶物かな。所々の藏は如何ならんか、心得難き事なり。また此の外も有るべし。石見が心安く目を掛けし女を召し寄せ證議せよ。石見何の用にか貯へ置

五層倍原  
文五双倍

埋め置き  
候原文堀  
入置候

きけん。仔細有らん」と上意なりければ、彼が寵愛の女を召し呼び、上意の通り相尋ねけるに、彼の女申しけるに、「私も委細は不存候得共、石見常々秘藏致し、我々にも用心せよと申付け、何やらん寝間の下に櫃を二重に仕り埋め置き候」由、申上ぐ。件の宮物等掘り出させ御覽に供へしに、日本寶物等異朝へ渡したる唐土よりの受取、自己の控書目録、其の外大切なる事には、日本を攻めさせんとの契約密通狀、其の上に諸大名連判の誓紙、且、上總介殿を謀反の大將として諸國の士を此の時に引き付けん次第、謀反發揆の時諸國へ手入の術、切支丹宗門を弘むる隠謀まで誠に身の毛立つ程の書札等數通有之。公驚かせ給ひ、「言語道斷の極重惡人なり」と仰せられ、同七月九日、石見が長男藤十郎・外記・權之助・雲十郎・越後・播州・佐渡に有之子供七人、礫に梟けられ、一族まで切腹或は追放改易仰せ付けらる。扱、謀叛に方人の大名衆は、其の事となく没倒あり。忠輝卿を初めとして、大勢の大家滅亡に及ぶ。前代未聞の謀惡也。扱、件の一件を委しく後に尋ねれば、皆これ花井三九郎が所爲也とかや。彼が父は八官といふ唐人なりしが、此の由緒を以て異朝より種々の珍物を送り、「日本を襲はん」と、花井を頼む。花井此の謀反を請込み、石見を第一の方人に付けたる事也。花井と石見と、「専ら上總介殿御意也」と、諸大名を語らひけるとぞ。

大名衆改易流罪之事。

没倒原文  
のまゝ

山口修理亮重政は大久保忠隣の婢なれば、同罪の御咎也。此の將は常州牛久の城主一萬五千石なり。此の人先祖は唐人の裔なり。百濟王珠聖太子周防國青柳浦へ流れ寄り、後に大内家臣と成り山口と名乗る。仍之、花井は第一に語之。是も世上へは切支丹の邪法を行ふ故、又は不遂ニ御伺ニ忠隣と縁組したる御咎なりと披露して、領地沒收せらる。攝州高槻城主七萬石にて



高山右近。是又石見と一味し謀反連判有之、申分不立、流罪せらる。爰に相州小田原城主大久保相模守忠隣は、五郎右衛門忠勝の孫七郎右衛門忠世の嫡男也。父祖代々徳川家へ軍忠を盡す。忠世は家康公へ戦功を勵み、忠勤す。殊に智勇の良將にて、御當家御譜代の隨一也。天正十八年に四萬五千石にて小田原城へ移り給ふ。忠世死して後息治部大輔後には相模守忠隣と受領し、此の將父祖に不劣忠を勵み、上杉亂・石田亂に武勇を奮ひ忠功を盡す事、諸録に見えたり。然るに、慶長十八年辛丑十二月、或人忠隣の不義を言上す。家康公聞し召され、「忠隣に於て不義すべき者に非ず」と思し召されけれども、「捨て置くべきに非ず」と、本多正信を召され、不義を糺明すべき由仰せ付けらる。本多畏つて忠隣に仔細を密談し、「重科なり」とて、十二月廿六日、領地召し上げられ、追放し給ふ。扱、小田原城は翌十九年甲寅正月廿一日、安藤對馬守城を受取りて在番す。忠隣は京都へ赴き、翌年二月より井伊掃部頭に御預け、佐和山の城に蟄居し給ふ。君も此の忠隣をば甚だ惜しませ給ふ由。此の時御咎めの品は、「忠隣切支丹を用ひたる條、不届なり」との一條なりけれども、實はさに非ず。「石見に大久保と云ふ苗字まで名乗らせ給へば、御申分立ち難からん」と、密に囁きけり。

## 里見家印藤采女が事。

斯くて忠義公御若年なりしかば、其の頃の事として原文に文事なれば小田原城主は御舅と申し、御老職の事として「政道は萬事御指圖に任せらる」との沙汰なりければ、印藤元より小田原を光らし、何事にも己が心の儘に行ひ、「是も小田原指圖、彼も大久保より御下知」と、何事にも新法を出し、堀口・板倉・勝山・安西・山本等の舊臣も、己が心に不都合ば或は隠居致させ、又は追放しければ、今は一人として御舊臣は無かりけり。慶長十八年の冬、御舅大久保相模

見送る事  
以下関文

守殿御不審を蒙り、小田原城を召し上げられ、且、上方へ追放さる。其の時、相模守殿へ御見舞として御使者を進ぜられ、且「見送りなり」とて、足輕に鐵砲百挺を持たせて出されけり。江戸御老中の方御聽に達し、流人に鐵砲を以て見送る事……

印藤兩人が指揮して餘人の言を不用、君は若年といひ、御指圖是迄なされたる事も無ければ、自然と風儀も頽敗して危き事のみ多かりけり。

## 房州神社に奇異有之事。

或時、印藤采女計らひにて、「乞食非人國の中に多し。是國の費也。一人も不殘打殺し、又生きながら堀に埋むべし」とて、長須賀の濱邊・正木浦兩所へ皆搦め捕つて引き出し、悉く打殺しけり。乞食非人に如何なる罪かある。其の國に不應ば速に追ひ拂ふべし。是君の命する所に非ずと雖も、天罰は君到る所遁れ給ふまじ。又或時、足輕共を白洲に呼び出し、「己等頃日子が非なる様陰噂をいふ。甚だ奇怪也。何者か言ひ出せる。白狀に及ぶべし」と、水弾きと云ふ物にて銘々顔へ水を弾き掛けられけり。大勢の者共一々覺えも無ければ、何と返答申上げん様もなく、大きに難儀したりけり。後に皆云ふ。「是彼の小田原にて評判の有りし鐵砲の事に付、善惡を陰口に申しつらん事なるべし。其の節は諫めも用ひ給はず。事の急なるに臨みて咎なき者をさいなむ。甚だ僻事共なり」とて、其の時の足輕共は皆出走せしとなり。如レ此、君も暴惡にならせ給ふもの皆從者の非義を見習ひ給ひし故ならん。「是極めて國家危難の端ならん」と歎せぬ者は無かりけり。爰に、慶長十八癸丑八月七日印



神宮原文  
神人

藤采女忠義公へ申して云ふ。「利劍は以て國の財とす。今武の重寶とも成るべき名刀を宮社に納め有るを聞けり。甚だ無益の事也。悉く是を取り出し武器に用ひて可なるべし」と云ふ。君何の御思慮も無く、「其の意に任すべし」と許し給ふ。印藤それより自身に馬を走らせ、「御先祖義實公當國鶴ヶ谷八幡宮へ奉納しありける寶劍を申下さるべし」とて、神前に参り、守家が打つたる腰の物を代りに入れ置かせらる。其の夜、八幡宮鳴動する事夥しく、八幡宮の神官は甚だ恐れ、急ぎ言上に及びけれども、君には一向に驚き給ふ色無く、神官の訴へも其の儘に捨て置かせ給ふ。斯くて數日を経ても鳴動不止。八月十五日恒例放生會なりしが、其の用意も無かりける程に、放生會は止めにつけり。抑、放生會は山州男山を鎌倉に移し、鎌倉を此所に移され、昔大將頼朝公源氏の鎮護と崇敬し給ふを初めとして、御代々神事も怠慢なく、當社には當日國中より各社神輿を昇き出し、前日より社中に安置し、放生會をなす。國主も御社参なされたる例なれば、先規より崇敬し給ふの祭禮也。然るに今年止めたりければ、君御機嫌損じ、十五日は八幡宮社人・安房大神宮の社人を評定所へ召し招かれ、神事相止めたる仔細を尋ね給ふ。八幡神主申上げけるは、「去る七日、印藤殿理不盡に寶劍を下させ給ふより、寶殿の鳴動今日以て止まず。爰を以て神事怠り候」と申す。又、大神宮の神主種義雅義と云ふ者申しけるは、去る七日、印藤殿御下知にて眞田瀬兵衛殿來り申されけるは、「古より社殿に納むる所の劍を差し出すべしとなり。愚申上げ候は、當社奉納の御太刀は御先祖より御城守りの爲に籠め置き給ふ所也。今申下させ給はゞ、神明の祟り必ず御罰あらんと、御諫言申すと雖も、瀬兵衛用ひ給はず。理不盡に神戸を開き、夫より社殿鳴動す。此の奇驗に驚きける故にや、寶劍は其の儘に内陣に残す。然りと雖も鳴動今日も不止。されば神事怠り候」と、兩社同様申上げた

古より原  
文古來よ

りければ、君も御心に掛け給ひけん「重ねて此の神事永く怠慢すべからず」と、當日當社へ集る程の社毎に「各神慮を請はしめ申すべし」と、御觸れ有りけり。其の頃、安房大神宮より「社頭造營仕り度」由の願ひを達しけれども、御免なかりける折節の事なれば、「急ぎ造營始むべし」と、慶長十八年癸丑九月十八日の御墨印にて、國中へ「諸侍地下人まで隨身の寄進可有」の旨、御書出でたり。

此の段右御黒印一通、外に藤井御知行一通、并に御家老を初め御家中御寄進の御名付、御書判、并に國中勸進の牒、國中人足・高割帳・材木津出し人歩扶持方・諸職人御賄方・日記等迄、今以て神主所持之。尙ほ其の時の古殿、大神宮の社中に有之。此の宮造營始めて成就ならず。翌年の寅年に御城潰れ給ひければ、兩屋は自力にて鹿相に取り繕ひけりとかや。されば早く破壊する時節なるか、惜しい哉。其の時、八幡宮も御修覆有りけり。然れども、凶事はやゝもすれば顯れけり。

既に其の年も暮れて翌慶長十九年甲寅正月朔、御祝儀の御盃臺に人も不障に彼の盃ぐわら／＼と倒れ、側に有り合ふ御土器迄共に倒れて碎けしとなり。元日の事なり。御前に在りて御給仕人ばかり是を見て、他に祕して洩さず。同五日、御臺所の大釜鳴り出し、其の日暮方より愈々鳴り大きに増して、殷々響き大きに成り、後には大山をも動す程の唸り聲、方二里に聞えけり。是をさへ諸民肝を消し、城内にも安氣せざる所に、又十一日、御具足の御祝ひにて早朝より諸士出仕参列する所に、御座敷へ可出大火鉢に炭火も起りて有る中へ、赤菌三つ四つ出でたり。家士見之、皆々頭を垂れ、「古今斯る奇怪を不聞。全く不吉の表ならん」と嘯きたり。同年の夏六月、御城の外郭堀の真中に深さ一丈ばかりも有る處に、稻一苞一夜の中に生ひたり。忽に此の稻花を開き、美し



と見る内に、其の形幡天蓋の如くして、色又異色也。日數廿日程過ぎで大なる穗廿二本出せりとかや。其の稻常と違ひ凶相也。往來の諸人見之事市の如し。同七月廿日頃迄有りしが、いつと無く、枯るるともなく遂に失せにけり。

從江戸御召御參府之事

斯くて八月上旬に正木大膳殿御召し也。御上使の趣は、「里見家御國替可被申付」との事也と也。大膳亮時堯は急ぎ出府せられけり。斯くて參着の旨及「台聽」と雖も、御對面もなく、備前の國守へ御預けになり給ふ。是さへ悲しき御事なるに、同慶長十九年九月上旬、又忠義公御召し有りけり。「最も急ぎ出府可有之」との御事也。君驚かせ給ひ、早速參府を急がせ給ふに、其の頃御家の名馬二疋右往馬・左往馬とて比類なき駿馬也。右往馬は白駒也。是に御召しありて御城大手の坂中を下りさせ給ふ時、件の名馬辻跪して倒し死したりければ、又左往馬は黒駒なるに御召し替へ有りて急がせ給ふ程に、八日の暮方に江戸御屋敷に着かせ給ひ、早速御老中方へ參府の御届け有りければ、是又御城内に御召しもなく、御上使を以て被仰渡けるは、「其方舅大久保相模守儀内々隠謀の企有り。仍之去年一城を召し上げられ、追放被仰付所に、其の路次に於て鐵砲を合力し、囚人に對して警固する條、公儀を不恐の振舞不届に被思召。仍之城所不殘取上げ、伯耆國へ配流申付くる也」と、仰せ渡されければ、忠義公一言の御答も不出、御色變つて見えさせ給ふ。斯くあるべき前表にや、天より奇異を以て告げさせ給ふと雖も、印藤自己の我意に誇り、君に善事も勧めず。己が身の非義を掩ふため、爲何事も包み隠し、斯りける様に及びけるも、これ全く大久保石見が謀叛狀に御名印を乗せたりし事も、君の知し召さる事

掩ふため  
原文掩な  
り

これ全く  
以下原文  
のまゝ

也。豫て此の兩印藤は、何にても小田原にて爲す事と云へば、何にても善事と覚え、強惡にて淺智たるが故に、小田原は御大老と云ひ惡事は無きもの、様に覚え、愚智暴強の心より主人を倒したるも、思へば此の縁組なかりせば斯く有るまじき物かや。

館山城破却沒收之事

里見安房守忠義公今年廿一歳にならせ給ふ。御幼弱の時より御父義康公に後れさせ給ひ、唯家老中の指揮にて國家を治め給ふ。今成人坐しけれども、彼の印藤兩人此等小田原の威勢を恃み取計らひ、何にても主君は何の善惡も辨へさせ給はざる也。今度如是家國滅亡に及ぶと雖も、御身に誤り給ふ謀惡もなければ、今斯る上意を聞き召すと雖も、君聊か御覺えなかりければ、誠に御心の内ぞ痛ましかりし御事也。配所伯耆國へ仰せ付けられ、九月九日に左遷の地に赴き給ふ。豫て上意を蒙りて、房州館山城請取りとして大多喜城主本多出雲守忠朝、岩城の城主内藤左馬介政長を仰せ付けられ、各甲冑を帶し、九月九日當城に向はる。是は「若し家中異議に及ばんか」

誠に原文  
いと

城中には  
以下原文  
のまゝ

の御用意也と聞えけり。城中は既に「籠城して運を天に任せん」など云ふ勇氣は何時か失せ果て、城を出づる時節には唯一命を助からん事をのみ願ひ、親を捨て、子を捨て、自ら不孝の罪、哀れは類もなかりけり。斯くて「吾先に」と落ち行く有様、淺ましかりし事共也。諸士歴々の奥方も、君繁昌の御代には翠帳紅閨の内に、春は花、秋は月を賞で、九夏三伏の暑き夜は扇の風を吹き、玄冬素雪の冬の夜は褥を設け、庭の土を踏まざりし御身も、何時となく歩はだしにて、乳人をも連れず、獨々に打成つて行先落ち付く所も有らざれば、立ちさまよふ有様、紅涙袖を絞りつゝ、此所彼所に倒れ伏し、歎き悲しみ給ふ。何に譬へれ様も無し。城外に居住の武士共、譜



途方に暮れ原文十

代相傳の人々は、誠に盲人の杖に離れ、木に住む獸の林を伐られし如く、何國を當と行き向ふべき所無く、途方に暮れて立迷ふもあり。男さへ如何せん。まして女の身の幼子を抱いて此所彼所にイミ、後は賤が宿りに身を寄せ、在家寺院等の雇ひとなり、洗濯仕立物など其の日の賃に身を養ひ給ふ。哀れと云ふも量りなし。忠義公の御臺所は、大久保家も同時なれば、江戸代官町へ御召し有りしかども、御女子二人を御守に預け給ひ、鎌倉へ御入り、尼にならせ給ふ。後日に大久保家御歸參の時、彼方の御執持にて娘は久永飛驒守の妻女に入り給ふ。末女は木下縫殿之助奥に入り給ふ。正木大膳の奥方、是も御母堂と同じく國は美濃國なれば、藤井より直に美濃國に上り給ふとかや。斯くて城破却の大名二將、九月九日城を請取り、夫より打崩すに及んで、館山城は僅か二代、御城成就より年數廿七年、未だ苔舊りたる所もなく、大石を以て築山とし、鐵銅を以て樓門を堅め、中々破却に臨んで容易く碎けず。兩將の人數大きに勢を盡し、既に九月廿日漸く破崩し畢る。されば、兩將士卒を纏め、此の地を退去する事九月下旬。惜しい哉、千仞の壘礎唯一時に破滅して、野猿野干の住所となりけり。「人住みし跡には、必ず人心の妄執残る」とかや。夜隱に人の通路を斷ちて物凄くぞ成りける。

久永は久松の諷か

配所伯州と被仰付ければ、九月九日、此の日は重陽の祝儀、身の壽きをこそ云ふべきに、左遷に赴き給ふ事こそ御痛はしけれ。されば、房州館山并に里見家恩願厚かりし在所は、今に於ても當日の嘉儀をなさず。「是御城滅亡の日なれば」と、今に云ふと傳へて然り。哀れなる哉。去年迄は今日百侯の袖を粧ひ、門前に車馬列る。今年重陽は流遷の籠中を警固に圍まれ、愁涙乾く間も無くして、憂き日數を過して、さしも習はぬ旅ながら、配

二將原文

野猿原文

野猿原文

野猿野干の住所となりけり。「人住みし跡には、必ず人心の妄執残る」とかや。夜隱に人の通路を斷ちて物凄くぞ成りける。

忠義公配所御逝去之事。

重陽原文

配所伯州と被仰付ければ、九月九日、此の日は重陽の祝儀、身の壽きをこそ云ふべきに、左遷に赴き給ふ事こそ御痛はしけれ。されば、房州館山并に里見家恩願厚かりし在所は、今に於ても當日の嘉儀をなさず。「是御城滅亡の日なれば」と、今に云ふと傳へて然り。哀れなる哉。去年迄は今日百侯の袖を粧ひ、門前に車馬列る。今年重陽は流遷の籠中を警固に圍まれ、愁涙乾く間も無くして、憂き日數を過して、さしも習はぬ旅ながら、配

過して原文

過して原文

承りし原文

所に至り給ふ。遠國といひ左遷の御身なれば、誰訪ふ者もなき所に、爰に岡本の修驗の僧正善院は、恩謝忝きの餘り獨り伯州に赴く。是は大先達とて御世盛んの節は代々祈願の使も承りし僧也。忠義公悦び給ひ、「今斯る身を吊ふ者無かりしに、奇特の者なり」とて、自ら御形見の衣を賜はり、最も懇に御暇乞ひ被仰下けり。其の後は配所の御鬱氣積り給ひ、御病氣付かせ給ふ。起伏共に御惱み給ひけるこそ御痛はしけれ。印藤采女正・板倉内記、御側を離れず御看病不怠と雖も、御病氣の煩ひ次第に勞屈ならしめ給ひ、遂に元和八年壬戌八月十九日、伯州左遷の地にて御逝去なり。「御代々例なれば」とて、長谷山延命寺にて設一廟、送葬し奉る。御法名雲晴院殿心叟賢涼大居士と號し奉る。此の君配所御住居出入八年、御壽二十九歳を一生とし給ふ。印藤・板倉御骸を懇に葬納し、御骨を高野山奥院に納め、大石碑を造營して、今に不絶妙音院日牌に讀經し奉る。

勞屈原文

或人云ふ。「大久保石見が謀反の連判に御名印有之と云ふ。實は忠義公の知し召さざる所ならん。睨と御糺明なかりけるは、残り多き事共也」と語る。予が云ふ。「將軍家の御賢慮を下として計る所、狂人の戲言に等し。可レ笑。然れども、時を以て計之勘之に、此の年大坂陣御進發の時也。關東に叛逆の志有之者を其の儘に差置かれなば、御出陣の妨げとならんか。御退治有りて後を御心安くなさしめて御上洛有るべし。何様常の時ならば、斯く速に没收も有るまじきか。思へば時節凶かりけん。是又里見家の御不運か」又云ふ。「小田原の忠隣は御歸城也。里見家武功の家筋なりとて、台徳院殿秀忠公御烏帽子子になされたる御最良の御事なれば、小田原御免の時、里見家も御宥助ならん。外に遁れ難き重科にても有りけんか。餘りに痛ましき終焉、残念なる事也」と語る。予云ふ。「重科と云ふ事有るべからず。忠義公は御幼若の御事、皆印藤が所爲なりとは、後に

秀忠公原文  
文秀吉公  
所爲原文  
爲以

忠義公は御幼若の御事、皆印藤が所爲なりとは、後に



は上聞にも達したる程の御事とぞ。既に御免も有り。小祿になりとも御家を起させ給ふべき所、配所にて御逝去有りけるは不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>力敷」と。兎にも角にも、御家運の盡きこそ哀れなりける有様なれ。

房總里見誌(終)

小倉本里見家系圖

【解説】 本書巻頭に、「小倉日記。正姓小倉氏授<sub>レ</sub>之」とあるが、前出「房總里見誌」に引用されてゐる「小倉日記」の文と本書の記事とを比較すると、可なり似通つてゐるやうだ。但し、文明三年の造海城攻め百首の歌を送つた所に、本書は小倉貞光の詠一首を入れてあるが、これは「房總里見誌」卷二終末の「小倉日記」とは全然違ふ。所謂小倉氏については、杖珠院古文書及び安房國志、源氏里見系圖等に據ると、

「義豊に二人の妾あり。一は小倉民部定光の女、名を倉子といひ、兄修理介定綱に伴はれて亂を遁れ、朝夷郡黒瀧(今の安房郡北三原村五十藏の内)に隠れ、天文三年七月十六日遺腹の男子を生みて死す。この子は童名を文太といひ、後に小倉四郎又は越前守と改め、貞通と稱せり。云々」

そして、本書にもある通り、義弘の時に、修理介定綱は五十藏から召出され、其の後、四郎貞通も召出された。天正十八年秀吉小田原攻の時、里見は秀吉に屬したが、小倉越前守貞通は大家老堀江能登守頼忠と國陣であり、元和元年里見家落去後に貞通は五十藏へ整居したとある。しかし、「里見忠義家中帳」に小倉氏は存在しない。なほ、本書の奥書には、「此の一卷小倉正姓之者可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>披見。他人に限り不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>許」とあり、筆者所藏本には、「右之者五十藏小倉氏所持有<sub>レ</sub>之所、密に寫し取り候仁有<sub>レ</sub>之に付、寫し置くも也。文化四丁卯年初夏寫<sub>レ</sub>之。庄司維則」と書いてある。文體は簡明素朴で相當古いものらしいが、史料としての信憑價値は乏しいと思ふ。(稻葉)

里見家系圖

清和天皇第六皇子貞純親王 經基<sub>六</sub>孫 滿仲多  
 一、頼光 小倉本里見家系圖



二、頼親

三、美女丸

四、頼信守河内

頼義守伊豫

義家八幡

一、義親

二、義忠

三、義國式部

義重新田大炊介

一、義兼

二、義範

三、義俊里見

義成里見

義基太

一、氏義里見

義成伊賀守

二、義秀判

義忠刑部

義胤太

義連左近將監

基義刑部少輔、常山本の祖

家兼大炊

家基刑部少輔、堀内の祖

安房國里見祖刑部少輔

安房二代刑部

三、義昌織部正、白濱尾執城主

四、安房三代義通上總介

五、實亮權七郎、妻腹の子也。義亮形部少

忠義安房守。元和元年九月九日落去伯州倉名

安房里見氏後見とも都合十代。

一、義員越後國中澤富取住元和年中盤居。

二、貞通小倉越前守。母方の苗字を名乗。母小倉貞光女、天文三年稻村亂之時五十倉

安房四代里見太郎、天文三年

義弘左馬

義頼太

義康安房

安房里見太郎、天文三年

義豊年稻村にて生害。

一、館山城請取者

本多出雲守。那須遠江守。

郡代 中村彌右衛門。

御代官 平岡次郎右衛門。嶋治右衛門。鹽野孫兵衛。樋口又兵衛。

小倉氏家系書載之之間、他見不可許者也。

小倉日記

正姓小倉氏授之

一、正長元戊申年正月十八日薨す。源義持行年 歳。

京都將軍は足利尊氏四代孫義持公、義滿之長子也義持長子義量早世、鎌倉公方は足利尊氏四男基氏左馬頭孫持氏也。

京都將軍義持之遺言に、鎌倉持氏之嫡子を可任將軍之旨被仰置。然る處義滿三男天臺座主義圓を還俗して

義教と改め、任將軍。鎌倉持氏憤り、家臣上杉憲實を召して、「先代御上洛して元服す。雖然、義持公之遺

言相違故、嫡子賢王丸は上洛不致、義家之例に任せ、八幡宮にて元服可有之」旨、被仰出。上杉憲實諫言

申上ぐるも、持氏不入聞して則元服し、義久と改む。

一、永享十戊午年、上杉憲實京都へ訴へし故、給旨を戴き軍勢催促、義教下知して小笠原信濃守政康、今川上總

介範忠兩人鎌倉に發向す。上杉憲實一味す。持氏敗軍、春王安王母共に日光山へ退去隠れ居る。同年安房國神

餘住左衛門佐景春が家臣山下左衛門、主君を殺害し郡司に成り、上下郡を改む。依之、丸郡石堂谷住丸左近介

平の元俊、北郡勝山住安西式部太夫勝峯心を合せ、京都將軍に訴へ山下を亡す。郡内配分に付、及合戦、安西



式部太夫に長狹郡和泉住(後東條移)東條左衛門督重長一味故、丸氏敗軍。

一、同十一己未年、二月十日、持氏義久永安寺に於て生害。關東八家其外諸士、上杉家之下知を聞き動亂。下總國結城中務太夫氏朝、里見義俊之後胤家基と心を合せ、足利春王同安王を大將として結城に籠城義兵を揚ぐ。

一、同十二庚申年、小笠原今川上方勢上杉共に結城に發向す。

一、嘉吉元年辛酉年、四月十六日、結城敗軍。家基子義實を三浦へ落す。家臣木曾左馬介氏元・堀内藏人貞行は、三浦義周入道道寸方へ赴く。結城氏朝足利家基討死。持氏二男春王三男安王生捕られ、濃州垂井驛金蓮寺にて被誅。城方壹萬人討死。足利義實十九才三浦小次郎案内にて安房國白濱に渡海して住居。丸氏と神余率人心を合せ、義實を大將に頼み、木曾左馬介、堀内藏人、神余殘黨を促す。然る處、三浦三百人を率ゐ、渡海して義實に與力す。三浦大助が末也頼朝房州に落ちし吉例に、義實悦び、三浦には堀内に丸勢を差し添へ、義實と木曾氏元は神余勢を率し、安西式部を攻むる企、北郡千代まで出陣、勢揃す。歩行武士五百人、騎馬五十騎也。此所は頼十騎有り安西式部瀧田河原に出張し居りしが、不及一戰、降參す。

一、文安二乙丑年、六月、長狹郡東條左衛門改め向ふ。先陣安西式部也。東條左衛門方には上總國大田喜の城主正木彈正一味にて、長狹郡金山城に籠る。同六月八日軍始、同九日休陣。同夜半に荒川住人高梨彌右衛門案内にて、木曾左馬介、堀内藏人、三浦半右衛門重光、和田甚九郎、村上七郎、大嶋左京、安西式部、神余源太、丸新八、(都合十人城に忍び入り、夜廻り之者に紛れ、鯨波の聲を上ぐ。城方同士討大勢有之。豫ての相圖故、安西旗本と攻め掛る。金山方敗軍す。正木彈正手勢を引き、安西が陣を破り、大田喜へ引退く。東條氏切腹。

腹。

一、同三丙寅年正月廿三日、上總大田喜へ發向、正木彈正を攻む。同廿五日降參、義實勢家安房國白濱へ歸る。安房國、西上總國、同國大田喜、正木一族、里見に屬す。安西討らひ、上總眞里谷武田入道娘を室とす。松若丸誕生。義實家臣木曾堀内三浦父子勝山田町に住み、安西執權。安西は七十九才にて死す。松若丸十五才之時元服。先祖氏政里見刑部太輔成義と號す。  
長亨二戊申年四月七日卒す。七十二才。

元祖杖珠院殿建室輿公居士

足利刑部少輔

義實

白濱在城

尼丘院殿猿雲慶朗大姉

室 眞里谷娘

里見

家紋九に二引

左 巴

勅許紋菊

五七桐

二代成義改里見刑部太輔

房州上總領之

白濱城住

尼丘院殿  
は成義室  
の法號か



一、文明三辛卯年、義實父子二手になり、玉木噓海兩城に向ふ。三月十五日義實先陣、正木彈正上總國峯上領玉木城上明城とも眞里谷荒内入道道環を攻む。玉木城百人ばかり籠りしが、三十人討死して落城、道環敗北、城に火を懸け噓海へ逃げ限く。義實其の勢を以て大峯通り噓海へ押寄せせる。里見成義は眞里谷丹波（道環子也）籠城の噓海へ向け、明金まで出陣す。丹波が臣佐久間藤内出張す。成義が先陣安西は軍開始以前に、忍んで入敵地を窺ふ。鋸山に伏勢有り。義實陣取を堅め、夜に入りて船に乗り、金谷浦へ廻り、井戸城の後より攻め掛く。眞里谷勢敗北す。早且に造海城に寄せ掛く。眞里谷入道は玉木より夜中に噓海へ逃げ來り、丹波と内談有之、里見殿文武之達人と聞ゆる間、此所之風景百首詠じ給はゞ、味方可仕旨、峯上次郎清春を差し遣す。里見家此の旨聞届之。

造り網かけ引自由なりければかゝりし魚にひとしきは敵

里見成義

夜を籠めて燈籠坂を越えぬれば味方の光日の出ますノ

同

風そよ／＼萩生の野邊を狩りくらし今ぞ里見る有明の月

小倉貞光

歌書別に有り。百首送りしかば、降参に出でたり。里見父子房州白濱に歸る。

一、同年八月、久留里上總介を討ち、其の外、萬喜、勝浦、池和田、眞里谷、窪田、東金、佐貫、椎津城、不殘附屬す。三浦千力故也。

一、同十六甲辰年、三浦義明死す。七十二歳。

一、同十八丙午年六月、稻村山城普請始まる。

一、長亨二戊申年四月七日、義實死す。七十二歳。

一、延徳三辛亥年、稻村山普請成就す。宮本城建つ。

一、明應二癸丑年四月五日、社家様十二歳の時、里見成義一味、下總國木の内判官友安上杉縁者にて、結城落城後下總國を賜はる。攻之同六日四つ時より夜五つ時迄戦ひ、木の内友安落城、父子二代五十餘年にして亡ぶ。里見安房國へ歸り、稻村新城に入る。此の時より安房上總領之。下總國は社家様領之。生質は八幡住、一子祐家生る。里見成義室萬喜少粥娘一子生る。上總介義通と號す。成義家臣木曾修理介、堀の内、勝山、安西。

永正十四丁丑年六月廿八日、行年七十八歳、里見刑部太輔。

慰月院殿大幢勝公居士

成 義

妙光院殿貞室梵善大姉

室 萬喜娘

一、永正十四丁丑年六月廿八日成義死。

社家様は足利左馬頭政氏之次男なり。

三代 義 通

上總介 稻村在城

骨幹人に超過して生ると雖も、内證固疾別して寒風を忌む。下總社家様と共に武藏常陸に出陣す。軍談義は義明家書に有り。義通室上總介娘一子竹若生る。中里源左衛門、本間八右衛門、寺職宮本住附人百五拾壹人也。

小倉本里見家系圖



義通重病故、久留里城代實堯被召、竹若十五歳迄後見可致旨、列座木曾修理介堀の内本間八右衛門管谷にて被仰渡。家臣は木曾、堀の内、勝山、宮本也。

一、大永元辛巳年四月二日、義通死す。二十八歳。

天笑院殿高山正皓居士

上總介 義 通

義豊 實 堯

上總介 久留里城代。後稻村城。

上總國久留里城代父成義の時十五歳より兄義通死去に付、義豊七歳の時稻村城に移り、後見職に成る。

一、大永五乙酉年、相州小田原北條衆大將芳賀内匠、清水平藏、内藤大和守、當國へ切り入る由承之。依之萬喜少弼は勝浦東金勢を率ゐ、下總生實義明防ぎ加勢し、安房勢不殘三浦沖に着船す。先陣正木安西なり。北條衆の備立て居る所へ、正木安西下知して百騎黨に船上を強く張らせ、其の内に大石を置き、軍中に込入り、大力の者よき鎧を着し、船上に顯れ出で、船底より大石を上げ、上にて引揚げ、敵の船にこけ入れ、投入し、打破る。調練にて致す故、殊の外に大力ありと見えけり。此の時、上總勢來るを城ヶ嶋にて待ち居るに、折節西風烈しく、時刻移れば、里見方本國に引退く。

一、同六丙戌年五月、三浦沖北條家大將芳賀内匠、清水平藏、内藤大和守、三浦に陣を取り居たり。里見方正木に安房上總勢を加へ、城ヶ島に對陣す。北條の先陣、船に石を積み、材木を舷に打付け、其の陰に鎗長刀熊手

を持ちて待ち居たり。里見方の木曾・島山・三浦・勝山・鎌田・楠を初め百騎は、舟合人形を作りて隠し置き、箭軍に日を暮し、舷に人形を顯し、船を進む。如案北條勢長道具にて攻之。里見方橋之陰より大石材木を投げ掛け、長刀を以て切り立てる。敵案に相違し、周章る時、軍中へ込入り、受支度無之船へ大石を刎ね入れ、手頃の材木を投げ入れ、船人共に打破る時、究竟之海賊進んで押懸ければ、味方力を得て戦ひ、北條方敗軍す。然る處、上總衆押し來る故、陸地迄押寄せけるに、敵鎌倉八幡にて支へたり。小田原には新手加はり、里見方百騎之者共は小田原の退道を不心得、二度目に進むを待つとて、御旗本より兵を勝り、三百人を山中深き處へ六七人づつ伏せ置きたり。北條方取手迄寄せ來り、里見方相圖之太鼓を打てば、伏勢一度に敵陣に切り入る。正木・山田・眞里谷・忍足・本田・黒川・左右に備へ居て、二の手に替れば、鳥雲の陣を作り、引分け待ち居たり。敵も味方も暫し戦ひ、北條方謀事有之哉、軍は四度路にして、備は全し。正木・山田・四度路に成る所を見て、脇も不慮に切入り戦ふ。北條方よき折と思ひけん、引退く。里見方の若武者追ひ懸くる。敵、大佛越へ引かずして、扇ヶ谷の方へ引退く。不心得故、里見方暫し控へ居る。敵勢時移ると思ひけん、此所彼所より顯れ出で、進み寄る。味方新手を入れ替へ、正木黨は引分れ、透間を見て切入れとて、休陣へは不替して、右備に替りけり。敵近寄る故、旗本四度路に成る。百騎黨よき時分と、思ひも寄らぬ方より寄せ來る。北條方味方と心得居る所へ、近々となり、旗差上げ、北條方大將之陣に切入る。敵依之前を守り後の軍せよと、四度路に成るを見て、正木山田一度に懸け入り戦ひけり。實堯休陣に進み、旗本にても和田・龍崎・木曾・武石ら力を合せよと下知をなす。北條勢不叶、小田原指して引退く。此の節、八幡宮に火を付け、社内焼失す。



味方の氏神凶事なりと、安房國へ歸る。此の安房國は小袋國と名付け、諸國之討洩れ來り居て、軍度々有之也。敵の伊勢新助を龍崎外記討之、三原清三郎を大嶋八郎討之、安部本四郎を楠六彌太討之。其の外、小身者は、敵伊藤主膳を新吾討之、小笠原源左衛門を安西式部討之。相川三郎を中里新七郎討之、小山藤内を和田甚助討之、高島彌平次を鳥山九郎討之。其の外小身、兩年軍功とて、夫々褒美被下之。

一、天文二癸巳年七月、大津城宮本會合有之。去る大永兩年合戰百騎黨忠功、正木安西山田等が働き、賞録有之評定す。「既に義豊七歳之時、父義通末期に稻村城を伯父義堯に御預け有之、義豊十五歳迄後見と定め、各列座にて被仰渡候得共、廿歳未だ其の沙汰無之。如何可仕」と有る時、堀内新左衛門・鎌田孫六・勝山隼人・本間刑部・眞田大學・中里源左衛門を初め一同に申しけるは、「去る大永之合戰、古來之者共功有りと雖も、さしたる儀も無之、久留里家老・正木家老・安西・山田・黒川等最も功有りと雖も、軍法を我が意に任せんことは、さして功とも難云。身命を捨て、敵之首取りし面々は、當座の褒美に役替へのみ被成候。然るに、實堯之御近習故、彼等が功に被成候事、難心得。今之躰にては、家國を被渡事不可有之。弓箭を以て取返し被成可然と申上ぐ。中に木曾修理介、楠六左衛門は、「各々申す分尤も一理これありと雖も、今日本國軍起り、落去も不知に、御一門中合戰有之は、相州下總敵起りて、里見家可亡。我等實堯公へ諫言可申上ぐ。若し御承引無之共、伯父にて御座せば、合戰は御止め可然」と申上ぐ。義豊聞之、「今迄無沙汰は、子細有之。只今戰致し、不叶時は切腹可致」と被申。木曾進んで申上ぐるは、「押寄せて討たん事、案之内に御座候得共、上總國より義堯寄せ來らば、萬喜・眞里谷ら加勢して、戰は味方敗軍か。さなくば兩方

共に他人之爲に亡びる事目前に有之候」と申上げけるに、義豊聞し召し、「本望達して後は夫迄也」と被仰出けり。未だ評定も取りきめざるに、中里源太・三浦半四郎勢揃ひし、同廿七日夜稻村へ寄せて合戰有之。城方にて仔細を問ふ。中里源太金次答へて、「御遺言通り國渡し無之故、如是及戰争。御覺悟可有之」と申上ぐ。城方討死には正木藏人・山田左衛門・本田藤左衛門・忍足左京・黒川外記・堀口新藏・板倉源内・安西式部・峯上小平次・柴田勘平など其の外多し。實堯生害。同夜稻村には正木安西登城被仰出候は、兄遺言之通、十五歳之時國可渡之處、北條亂に延引、當節は可相渡候由。

天文二巳年七月廿七日、行年五十歳。

延命寺殿一翁正源居士

義堯

四代 義豊

太郎左馬頭

室正木娘

宮本に住。稻村城に移る。

北條の押へには木曾修理介、鳥山九郎。

一、天文二癸巳年、稻村城に移る。家老木曾修理介・堀内新左衛門・勝山隼人（本管谷）宮本宮内 本年八月上旬より本間國固め用心有之。

一、同三甲午年四月五日、上總久留里住。里見義堯安房國に残りし味方と舟を合せ、萬喜眞里谷の面々に加勢を



乞ひ、正木大膳を先陣に被<sub>レ</sub>成、安房國長狹迄出陣す。義豊も「上總へ發向せんと存じ寄り之折節、上總國味方より右之段注進有<sub>レ</sub>之間、大津城也。」に宮本宮内・鎌田孫六、稻村城は木曾修理介・眞田・三河・勝山に火野宇兵衛・勝山隼人守<sub>レ</sub>之、加茂坂に龍嶋外記・楠六左衛門、雜兵を加へ守<sub>レ</sub>之、義豊は堀内新左衛門・木曾新五・本間刑部・本曾藤九郎・安西式部・中里源太・菅野谷初め密に稻村を出立し、久留里之義堯大勢にて安房國へ出勢之留主あとを心懸け有<sub>レ</sub>之、山傳ひに上總國へ出陣也。然るところ、敵へ内通の者、此の事を磯村着陣の義堯へ告ぐ。義堯同勢同五日夜、平久里通りを打越え、同六日早旦に瀧田犬掛にて出會ひ、義豊の先陣中里源太・三浦半四郎・菅野谷孫八・木曾兄弟ら被<sub>レ</sub>討。敵兵瀧田城一二之木戸を破り、城中に亂入す。里見左馬頭義豊は、小倉民部定光と、その嫡子掃部定景・同じく次男修理介定綱を被<sub>レ</sub>召、其の方娘倉女懷妊して七ヶ月也。若し男子にて成長有<sub>レ</sub>之ば、姓名を隠し、定綱實子と云ひ觸れ、養育を頼むと被<sub>レ</sub>仰候。民部定光申上ぐるは、「嫡子掃部は君之御供仕り、次男修理介は倉女を伴ひ可<sub>レ</sub>立退」。某は城にて防ぎ戰ひ、火をかけ切腹可<sub>レ</sub>仕。義豊公は稻村まで御引退きなさるべし」と申上げ、其の後、城主一色九郎・佐久間勘介・由左衛門盛時・小倉定光等と防ぎ戰ひて討死す。かくて亂軍に成り、宮本勝山より引歸し、入替り戰ふと雖も不<sub>レ</sub>叶、新手に後殿せしめ、義豊稻村まで引退く。この時、小倉修理介定綱は妹倉女を同道し、夜に入り、山傳ひに行き、長狹郡丸郡の境大猪山に着いて、草薙童に行き會ひ、「此所は何所」と問ふ。「大猪山墨摺森、下の流は黒瀧川」と教へられ、定綱の歌に、

大猪山墨摺森に置く露の流れて落つる黒瀧の淵

と詠じけり。山深き茂みより、猪鹿飛びかゝるを定綱捕<sub>レ</sub>之、藤葛にて縛り付け、一首の歌、

山住の身は黒瀧の流れくむ大猪も鹿もなれて友達

と詠じければ、猪も涙を流し、感心の色見えけり。定綱哀れに思ひ、藤葛を解き放す。猪悦び、三度點頭し、山路の方へ走り行けり。かくて日も入相の頃に麓へ下り、山賤家に宿りを借り、此の所に暫し休足す。幽に月光差入れば、倉女歌に、

黒瀧や墨摺の森の蔭なれど木の間に月はもるものかな

定綱歌、

黒瀧や墨摺の森の蔭なれば烈しき風も餘所にのみ聞く

此所に蟄居し、倉女平産す。里見姓を母方の小倉と改め、文太丸と號し、定綱の實子として養育す。後に小倉四郎貞通と改めたり。倉女は産後に死せり。

辭世の歌、

小倉山麓のすゝき枯れぬとも又こん秋はをばなゆらめけ

さて、瀧田の寄手は勝に乗り、稻村へ寄せ來り、狐塚に陣を取る。瀧崎外記・楠六左衛門、加茂坂より引返し切つて懸る。敵は中を開いて通しけり。諸士一所に集まり、晝より夜四ツ時迄、進退二十度之戰も、遂に夜に入り、義豊初め宮本宮内・鎌田孫六・眞田・三河・勝山隼人・大野宇兵衛・龍崎外記・堀の内新左衛門・楠六左衛門・本間刑部・安西民部・木曾修理介、其の外諸士討死せんとて、狐塚の義堯本陣へ夜討に切り入る。敵



四五町引退く。傍に正木・萬喜一陣に居けるが、引返し、進んで懸け合はす。稻村方是を見、中を割つて押隔つ。其の間に義堯は備を立直す。稻村方は、皆討死と戦ひ、引取り見れば二十人ばかりの内、いづれも手負ひたり。敵方は城に入り、火を懸ける。義豊は深手ゆゑ、鎌田孫六肩に引きかけ、山陰へ切り抜け、寄せ来る敵を、木曾修理介・眞田三河・防ぎ戦ふ。鎌田孫六は義豊の首を介錯仕れり。されば最期之軍と、木曾眞田と三人討つて出で、兩人討死す。鎌田壹人残りしが、敵兩人鎌田に組みけるを脇に挟み、沼田に飛び入り死す。軍後、鐘持半助、義豊の御首尋ね得て、犬掛山大雲寺に葬れり。北之方は鳥山左近入道時貞が娘なり。局松尾方まで乳人案内して連れ行きしが、自害せり。年十六とぞ。

法號 一溪妙周大姉

乳人は落髪し、久忠と號し、一溪寺を立てたり。鳥山左近も討死也。義豊之兵士浪人する者多し。正木・萬喜・山本等が高名を得しは此の時也。この兩軍之戦ひに勇士多く討死し、弱國となれり。新田・里見・鳥山の傳授兵書も此の時に失せ果てたり。若し三河國に有之哉。餘所には有之まじき傳也。合戦の起りは、敵の安西右京奢り、味方の中里源太血氣に逸り、兩方血氣之勇なりし故也。敵方討死は、安西右京・山本清六・宅間藤内・早川權之丞・御子神内藏・宇津彦次郎、其の外討死。義豊嫡男は出羽國三の山最上左京大夫方に赴く。

天文三甲午年四月六日、行年廿一歳。

高嚴院殿孝山長儀居士

義 豊

是より天笑院を高嚴院と改む。

義豊の二男

貞 通 小倉四郎越前守五十倉に住す。

自是末家五代記

補祖義堯

里見刑部太輔 初め久留里城代、後稻村に移る。

久留里に歸國、大田喜には正木太膳太夫、勝浦に同左近太夫、池和田に多賀藏人介、萬喜に萬喜少弼住居。  
 一、同年十月、義堯父敵故無詮方嫡流方之義豊を討つて、世之迷ひを思ひ、三十一歳にて入道し、泰聞と號す。一子義弘に大將を讓る。其後は後見して出陣被成也。稻村亂之時より下總國梁田家押へに萬喜・正木と定む。稻村亂後海手之城は龍崎・菅野谷・安西守之。家老は正木・山田・安西・山本・多賀藏人。  
 天正二甲戌年六月朔、行年六十三歳。

東陽院殿倍正五沙彌

刑部太夫 義 堯

永祿十一辰年八月朔

妙光院殿貞室梵善大妹

室 萬 喜 娘



義 弘 左馬頭 佐貫城主

一、天文七年戊戌十月、北條氏康・氏政、武州河越軍に勝利を得、下總國鴻の臺へ出陣有之故、里見義弘後見入道義堯房州上總勢下總へ渡る。義明父子本所關宿に出張し、鴻の臺にて北條父子と合戦、祐家北條淺右衛門の鎗先に死す。四十歳。父社家様深手故自害す。七十三歳。社家様落城、里見父子敗軍、下總國社家領北條方に屬す。上總國椎津信政も、小田原北條方の屬下となる。

一、同廿一壬子年十月四日、上總椎津城主眞里谷信政へ小田原北條氏康より兵を被<sub>レ</sub>附置。十年餘小田原と内通。依<sub>レ</sub>之椎津信政并に萬喜少弼、小田原より一味同心有<sub>レ</sub>之候はば、社家領分過半兩人に可<sub>レ</sub>宛行<sub>レ</sub>旨被<sub>レ</sub>申送<sub>レ</sub>候。萬喜少弼思案に、里見義弘は社家之掣也。萬喜が爲にも娘の養育せし君故、北條方に従はんは本意に無<sub>レ</sub>之、信政を亡し、社家領取り返し里見に附けんと、萬喜少弼は正木と心を合せ、義弘を大將として、入道後見す。同十一月四日、椎津城に發向、朝四つより夜五つ時まで戦ひたり。椎津信政は城に火をかけ切腹す。小田原の加勢も多く討死せり。武田四郎次郎・同丹波・同左近・眞里源三郎・同宇右衛門・同左京・高山左門・西川彦六等討死せり。正木手には新藤西畑・堀江藤左衛門・留田左平次・大澤勘平・杉岡左近、萬喜手にて西彈正・山口新太・原田惣藏・金澤、其の外數多被<sub>レ</sub>討也。敵方千三百人、味方三ヶ一也。椎津落城して、西上總初め下總は里見屬下と成る。安房・上總・下總國領<sub>レ</sub>之。社家様存生内は里見へ兩國賜はる。今臺田川里見自分之領分に成る。此の節、高名之面々を馬乘に取立て、正木萬喜附に被<sub>レ</sub>成候。

一、弘治二丙辰年三月十日、小田原北條氏父子、先年椎津落城之節大勢討死せるを憤り、上總國へ切入る旨承<sub>レ</sub>之、

此方より義弘後見義堯・萬喜・正木、五千餘騎にて、三浦沖へ渡船す。北條氏政は城ヶ嶋に陣を取り、手合せ有<sub>レ</sub>之、里見方の東條六郎・木曾又五郎は水練之功者にて、敵と組んでは海に入る事兩三度也。敵方箭先に掛けんとなす。里見方下知して船を寄せ、石材木を投げ懸く。敵方引退き、遙の遠きに波を上ぐる也。城ヶ島に上り、北條家本陣に攻め掛く。龍崎掃部、嶋に上る處を、足の甲を折目かけて被<sub>レ</sub>射、落馬す。矢を抜いて捨て、敵二人來り首取らんとするを壹人切り伏せ、壹人に手を負はす。又敵五人來る。味方足立勝九郎主從二人懸け合ひ、二人切り伏せ三人に手を負はす。又北條方大勢打つて來る處、味方黒川隼人・佐久間喜八・宅間萬吉・早川右門等來り、北條方を押崩す。義弘父子萬喜正木近く攻め寄せ。北條氏康・同氏政、船に乗り小田原へ引退く。里見得<sub>レ</sub>勝利、敵鈴木藤九郎を黒川隼人討<sub>レ</sub>之、海老名小次郎を佐久間喜八討<sub>レ</sub>之、尻崎嘉助を宅間萬吉討<sub>レ</sub>之、金澤七郎を早川右門討<sub>レ</sub>之。萬喜手にて北條淺右衛門尉・芳賀新右門・成田佐左衛門・今津嘉右衛門也。正木が手にて佐藤新次・荒川小八・山角右衛門・西條半彌・中條小平次也。以上十三人大功之者也。其の外七百人、其の内に味方も有<sub>レ</sub>之哉。三浦・荒井城を修覆して六七人づつ番手に置き、三浦四十餘郷領<sub>レ</sub>之。義弘被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候は、「味方討死して今は無勢故、法度を背き家を失せし率人共、舊惡を改めば可<sub>レ</sub>召返<sub>レ</sub>」と、兩國に廻文を差出す。稻村亂より、房總近國に義豐方兵士率人多し。此の時、堀内は堀江と改め、菅谷は勝山と改め、本間は宮本と改め、木曾は山本と改め、小倉氏修理介は五十倉より被<sub>レ</sub>召出。其の後小倉四郎被<sub>レ</sub>召出。也大剛之萬喜正木に下總を宛て行ひ、房州上總旗本に被<sub>レ</sub>成候。小田原を討たん事案之内と思召し被<sub>レ</sub>成候。正木は祖父一門也。義堯入道は室死せし故、萬喜と縁一通りにて、心は他人也。義堯入道萬喜に疑念を被<sub>レ</sub>置けり。義弘は萬喜少弼



娘の子なれ共、互に心疑ひ、好み薄に成れり。北條氏康聞之、萬喜方へ内通便を立つ。萬喜答へて、「里見とは不和にても戦ふ程之事なし。我は一分にて居るばかり也」と、挨拶也。北條方には故強み付く事三あり。第一は、大剛之萬喜は一分になれり。第二は、案内見ども萬喜へ來り、兩國を窺ふ。第三は、此の便りを得て北條勇む事無<sub>レ</sub>限。

一、永祿七甲子年正月八日、北條氏康・氏政鴻の臺に出陣。里見義弘・正木大膳・萬木少弼陣場に着。先手敵六騎討ち取る。中にも、遠山丹波守・富永三郎左衛門は敵の先手大將なり。高木治部・中條出羽・大田越前・山角四郎左衛門尉・池沼・三河・濱谷・近江都合八人を、正木大膳討之。正木手に五十騎、内廿壹人之首は中間持ち來る。手負死人千人、味方も貳百人ばかり可有<sub>レ</sub>之。里見方勝利なり。此の時壹人にて敵二三人宛不討者なし。萬喜少弼敵より箭一筋も不射掛、早く軍を引上げたり。里見入道「心得ず」とて萬喜に附被<sub>レ</sub>成候馬乘衆を、正木手に付く。北條方上總道を塞ぎ、里見を討たんとす、正木大膳殿す。義弘取つて返し、敵を討つて入道を爲<sub>レ</sub>引、義弘と大膳一所に成り、廿町退き、陣を取る。小田原衆も鴻の臺に陣取り休む。正木多賀被<sub>レ</sub>申候は、「小田原衆は椎津へ加勢し、三浦軍にて三度、當所にて二度、都合五度敗軍し、剛者討死せり。今は大田兄弟のみ」と敵を侮り休足し、本陣にも酒宴有<sub>レ</sub>之。然る處、夜に入り北條方取つて返し、里見家本陣に切入り、同士討大勢、味方被<sub>レ</sub>討は正木彈正・菅谷源次孫八子・多賀新九郎・本間佐助形部之子也・勝山其の外小身。敵方死は中山新藏・平澤源次・山名八郎・瀬川小平六・宮崎助六列之者也。其の外小身。里見父子久留里まで引退き、鴻の臺落城す。是迄安房・上總・下總半國・三浦四十二郷領之。今年下總國北條氏康支配に成る。北條方勝に乘り池和田城を

攻む。箭軍有<sub>レ</sub>之、日數經るを、里見入道不<sub>レ</sub>心得とて、池和田へ通る者を改むるに、文持ちたる者壹人有り。捕へて吟味す。「未だ同類無<sub>レ</sub>之、某と主人ばかり」と白狀す。主従二人首を打つて獄門に梟く。小田原引退く。去る鴻の臺軍之時、三浦荒井之城兵不<sub>レ</sub>殘下總に詰め明城に成る。小田原方勝利を得て、此の城へ番手を置きたり。依<sub>レ</sub>之、里見右近・山本清兵衛尉・山田佐右衛門・堀口・板倉・差向へば、城中は小田原へ引退き、安房上總半國領之、三浦四十貳郷領之。萬喜は小田原へ内通あり。里見戦ふ程之事は無<sub>レ</sub>之。

一、永祿十丁卯年二月廿日、小田原は北條氏政を大將として三千餘騎出立、同廿一日上總佐貫三船山に着陣す。手合せ有<sub>レ</sub>之、佐貫を攻む。久留里へ可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>發向<sub>レ</sub>之旨、聞有<sub>レ</sub>之、小田原衆太田兄弟は、先年鴻の臺にて、里見方へ内通仕りたりとの風説故、中開きのため、手之者の舟を合せ、三船山へ攻め寄す。里見方和田甚助・木曾庄兵衛、敵陣を窺ひ立歸る。「此の度は敵の先手を押散し、引退き陣を取り候はば、敵進んで可<sub>レ</sub>寄來。然る處を、伏勢を以て横合より切入り、中を破り、前後より可<sub>レ</sub>討」と申上ぐ。依<sub>レ</sub>之、義堯入道城を堅め、義弘出陣。先陣の里見左京・正木大膳・百騎黨を添へて八幡山に伏勢を置く。北條方三船山に上り、寄太鼓を打ち、箭軍始まり、里見左京之介陣へ、太田兄弟切入り戦ふ。暫くして兩方共に後陣に讓る。二陣懸け合ひ、北條方弱々と引退く。是は山坂中へ揚立て切崩さんとの謀なり。味方察<sub>レ</sub>之、控へ居る。氏政下知して、「里見方臆したり。正木一家は不<sub>レ</sub>見」と又攻め下る。正木大膳これを見て、岩陰より打て出づ。前には義弘左京介備を守り居たり。北條方色めく所を、味方三方より切立つる。北條方引く。地理案内を知らず、連沼邊にて多く討死す。太田源六兄弟討死也。氏政四五人具して小田原へ引退く。討取る敵は藤澤外記を木曾庄兵衛討之、羽鳥藏人を



黒川權平討之、中條佐右衛門を中里源左衛門討之、黒田丹波を正木大膳討之、西條佐右衛門を正木新藏討之、平塚源次郎を南條小六討之。右六人は五十騎組頭也。餘略之。死人貳千廿八人、内五百三人里見方也。里見家得勝利、二三年北條家に攻められし處を取返す。里見義弘・正木大膳・同左京介、久留里へ歸る。家老安西・山本・正木・多賀・山田ら安房・上總・下總半國・三浦四十餘郷を領之。北條家房州正木浦を窺ひ候由、義弘聞之候。

一、元龜元庚午年、岡本城普請、岡本兵部少輔奉行す。洲崎明金瀧山等に番手を置く。別して正木浦守之、「亂暴者來り候節は、太鼓を相圖に百姓町人迄可働、夫々褒美被下」之旨、被仰出候。館山城取立ての相談有之。

天正六寅年五月廿日。

瑞龍院殿在天高存居士

左馬頭 義 弘

義 賴 太郎 岡本城住

一、元龜三壬申年、岡本城出來。館山城地見立。

一、天正元癸酉年、正木大膳逆意企候由、風聞有之。

一、同二戌年六月初、義堯入道死す。義弘久留里に歸る。佐貫城普請成る。同五月中旬、小田原北條氏政は、徳川・武田心許なく、

末々之爲と思案して、里見家へ和睦之使來る。里見にも、萬喜等が事案じ、幸と存じ、返書を認め使者を遣す。則ち六月廿八日、氏政息女を里見義賴室とす。岡本城にて婚姻相調ふ。

一、同六戌寅年五月廿日、義弘死す。此の後、上總に大將住居無之。

一、同八辰年七月五日、正木大膳謀叛し、安房國濱荻葛崎城代角田丹後を討ち、長狹郡に切入りしが、岡本義賴出陣と聞き、大田喜へ引退き、上總里見方を攻む。里見より和睦之手入有之。然る處、返り忠して眞里谷又四郎大膳を殺す。「里見家に正木氏無之候ては他國への聞え悪し」と、義賴妻の正木左京介娘腹に男子生れ、不壽丸十五歳、二男彌九郎十二歳なるが、此の彌九郎に母方正木を名乗らせ、後、安房之正木大膳と改め、軍大將になされ、館山藤井に住せしむ。則ち南條鳥山城に住居せり。義賴家老安西・角田丹後・山本清兵衛尉・岡本兵部少輔。上總大田喜は正木大膳、亂後山本清兵衛尉・堀江四良左衛門守能登弟板倉大炊介・長谷川隼人。

天正十五丁亥年十月廿六日卒、行年三十三歳。

大勢院殿勝山嚴泰英居士

義 賴

義 康 在館山城

一、天正十三乙酉年大坂秀吉關白に任ぜらる。爲恐悅、堀江能登守・小倉四郎上京す。義康四位侍從に任ぜらる。兩使受領免許。

小倉本里見家系圖



- 一、同十五丁亥年十月廿六日、義頼死す。
- 一、同十六戊子年、平判官貞政、古城館山の地に普請を企つ。
- 一、同十八癸寅年、夏、館山城出來す。同年秀吉小田原攻。里見は北條と和睦すと雖も大坂秀吉に屬す。堀江能登守、小倉越前守、國陣なり。
- 一、同十九辛卯年、秀吉より上總半國被<sub>レ</sub>宛行、三浦四十餘郷替地に成る。安房上總兩國領<sub>レ</sub>之。山本清七郎・堀口四郎右衛門・板倉大炊介・岡本兵部少輔。
- 一、慶長五子年、關ヶ原陣。
- 一、同八癸卯春、先年關ヶ原へ病氣にて不參故、家康より國替として上總國を取上げ、常陸國鹿嶋にて三萬石替地被<sub>レ</sub>宛行。
- 一、同年十一月十六日、義康死す。

慶長八癸卯年十一月十六日

左馬頭 義 康

瀧潜院殿傑山芳英居士

忠 義 安房守 在館山城

- 一、慶長八年十歳の時、父病死し、家老岡本兵部少輔・堀江四郎左衛門・山本清七・板倉大炊介附添ふ。

- 一、同十六辛亥年、忠義十八歳にて、小田原大久保加賀守娘爲<sub>レ</sub>室。附人は印東采女介元町川庄八。貳百石取<sub>レ</sub>之。・同河内兩人後に近臣に成る。諸事印東計らひゆゑ諸士牢人仕る者多し。
- 一、同十七壬子年夏、大久保加賀守へ鐵鉤百挺送り、大久保加賀守に一味す。諸士威勢に隨ふや否やを知らず。その心引き見ん爲、諸士之顔へ水をはじきかけけり。これがため他國より入り來りし者は致<sub>レ</sub>浪人候。鐵鉤足輕壹人も不<sub>レ</sub>殘被<sub>レ</sub>召出、「汝等故鐵鉤送りし事噂有<sub>レ</sub>之、重ねて有<sub>レ</sub>之は屹度可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>越度一條」被<sub>レ</sub>申渡、非人は國之費として皆殺さる。

- 一、同十八癸巳年八月上旬、先祖代に八幡宮へ納めし劍を申下し、代劍に家之刀を納め替へたり。其の夜、社殿震動す。

- 一、同十九甲寅六月中旬、堀深さ貳丈ばかりの所に、稻壹本一夜に生じ、日數廿日過ぎて大穗廿貳本生ず。七月廿日過ぎに失せけり。

- 一、元和元丁卯年正月元日、盃臺崩れ倒る。同五日大釜鳴る事夥し。同十一日具足開きに、座敷の火鉢に赤菌三四本生ず。同八月上旬家康より正木大膳國替可<sub>レ</sub>致旨上使來る。出府有りし處、備前國へ被<sub>レ</sub>預。

- 一、同九月上旬、上使來る。「早速登城可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之」と也。依<sub>レ</sub>之忠義門出、北左馬、黒馬也。馬右王也。馬右王に被<sub>レ</sub>召、乗出づ。大手先にて馬は躓き死せり。北左馬に被<sub>レ</sub>乗替、八日暮方江戸屋舖へ着。九月九日上使來り、「不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>登城、伯耆國倉石へ蟄居可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致。爲<sub>レ</sub>御扶持方、壹萬俵被<sub>レ</sub>下候。其の趣意は、舅大久保相模守逆意を企てし所、一味同心之爲の印と鐵鉤百挺送る事、露顯明白也」とあり。九月九日里見没落、忠義廿二歳。奥方は代官



町へ引越し、公儀より御扶持方百俵被<sub>レ</sub>下。姫も同宅せしが、其の後、姫四歳なるを守人に預け、奥方は鎌倉の比丘尼寺に引込みたり。正木大膳室美濃御前は、生國美濃ゆゑ、館山藤井屋鋪より直に本國に引越す。家老は坂倉、堀江、印東、館山城請取は、本多出雲守・那須遠江守、郡代中村彌右衛門、御代官平岡次郎右衛門・嶋治右衛門・鹽荒川。野孫兵衛・樋口又兵衛、寺社御朱印暫くの間、中村彌右衛門預り也。

一、同八壬戌年八月十九日忠義死す。家老印東板倉附添ひ、骨を高野山に納め、石塔を立てて本國に歸り、位牌を延命寺に置けり。過ぎし日、鬼門に大巖寺を立てし事は不吉也といへり。諸牢人家々に兵書傳法等残り有<sub>レ</sub>之。

一、寛永年中、大久保家御免之節、忠義娘壹人久永飛彈守へ嫁す。壹人は木下縫殿へ嫁せり。

元和八壬戌年八月十九日卒、行年廿九歳。

高源院殿花山放生居士

安房守 忠 義

### 御一門義頼より義康へ渡る分限

(この分限は、本叢書第二卷の「里見九代記」と同一であるから省略する。)

右之分上三人より外之衆は、上總を被<sub>レ</sub>取上てより、知行半分宛也。人數も減せりと可<sub>レ</sub>知。鹿島を賜はりて少し増せりと雖も、小従人組は皆諸役と被<sub>レ</sub>押込たるばかりにて、又組立つる事なし。又義堯義弘の代には、皆家中此の帳面之一倍と可<sub>レ</sub>知。此の外、旗本有<sub>レ</sub>之。萬喜と正木は御一門分にて、此の帳之外也。此の帳面に有

レ之御一門之正木は、里見也。家中に有<sub>レ</sub>之正木は、大田喜の正木一族也。

一、里見義實一代は、安房一國に西上總内少々、東上總正木一家不<sub>レ</sub>殘味方に成る。一代目より義豊義堯まで、社家様より兩國之大將を賜ひ、社家様亡後義堯稚津之城を攻め落し、上總下總國三浦まで附屬す。然る處、小田原より萬喜へ内通に、「此の度鴻の臺合戦に小田原へ付き候はば、討取る所々の大將として過半知行可<sub>レ</sub>宛行<sub>レ</sub>と、度々使を立つ。萬喜は名高き士故、却て里見を攻むる事を承知せざりけり、重ねて小田原より内通に、「連々此方へ親しみ、此の度は里見へ加勢分にて、軍にはいろひ不<sub>レ</sub>爲様に」と被<sub>レ</sub>頼て、この故にや、鴻の臺にて二度目之敗北に、萬喜は早く退軍す。三船山にて勝利と雖も、下總を取り返す事不<sub>レ</sub>叶。上總も萬喜持内は小田原とて不<sub>レ</sub>隨。其の後、大阪より三浦四拾餘郷上總と替地に成り、又、江戸より上總を取上げ、鹿島にて三萬石出でたり。

### 里見法度卷

(これ亦、「里見九代記」と同一につき省略する。)

### 日記之内

峯岡山之城可成



天正八年の條不明

- 一、永正十三丙子年七月晦、長狹郡金山之城之正木大膳道種討死。法名、道種院殿正範居士。
- 一、天文六丁酉年四月二日、將軍義明發向、上總國眞里谷信隆被討。義明は古河將軍政氏之子息也。同七年七月七日、鴻の臺にて生實の御所源義明父子舍弟三人討ち取らる。
- 一、天正八庚辰年七月四日、里見義頼生害。義明長狹郡發向、悉く放火、金山城を取詰め、同廿八日落城す。
- 一、天文十三年八月七日、上總大田喜城主朝信刈原にて打負け自殺す。

覺

- 一、奥津地 一、上野郷 一、奥津内大井大藏抱 一、守屋 一、宇原 一、南目川 一、平藏之郷 一、高根之郷 一、壹ッ松之郷 一、池田之郷 一、竹原之郷 一、板屋紙舖 一、本須賀

東上總之内

辛 己九月 義頼



右八ヶ村忠信出之候。於後日如何差之、忠之人も甚だ仁努々出間舖候。西の畑・作田・萩原三ヶ所事は代官并に給持十九人相渡、藏入人足之儀、如前々可乞面々、爲其一札出之候。仍て如件。

正木官内大補殿

跋

里見九代合戦は右記す如く也。此の外少々せり合は略之。世上に有之は、北條五代之案書と見えたり。異本に久留里合戦と云へり。誠之説には無之、池和田合戦を心得そこなひ、云ひ傳へたる事を作りたりと見えたり。北條父子永祿七年軍に力を得、池和田之城を切る由にて、城を取巻き、日數を経て、其の後久留里へ忍之者を入れ、謀をしたり。入道義堯、是は何様味方に心變之者有りと心得、隠番を据ゑ置いて、池和田へ通る者を搦め捕る四五度に及び、文持ちたる男壹人搦め捕りたり。味方より北條方へ内通之狀なり。彼の者と文とを入道へ披露す。「さこそ可有」と宣ひて、彼の男を拷問し給へば白狀に及びけり。未だ同類無之、「己が主人なり」と申上ぐ。則ち彼を夜中に搦め捕り、首を切り捨ててより、小田原方本國へ行かれたり。然れども、里見方は後れを取りし時なれば、引き行く敵を追ひかくる迄もなく、互に合戦は無かりけり。池田にて矢軍少々有之儘にて終りぬ。○天文七年、鴻の臺合戦之類、惣じて義明之御下知にて、この軍は此の本に不記。小田原城は太閤之旗本にて、この事は是も不記。關ヶ原陣は家康之旗にてこの事は是亦不記也。皆家々之書にて知るべし。さて異本に、「天文三年、稻村合戦に義豊瀧田にて討死」と有り。是は偽りなり。菩提所ある故、此の頃の人大方こゝにて、討死と推量して作りたるは誤りなり。惣じて異本には、先四代之事相違して書いたり。後五代之事も、敵の記し置いたる「北條五代記」を用ひて書きし故、味方を悪しざまに書いたり。剩へ、久留里軍などを作り入る事大偽也。久留里まで押詰めば、「北條記」に悉く書き記し可置に、かたもなし。又、何とて合戦毎に味方之軍の名を義康・忠義之代の名ばかり書いたるや。尤も、安房國にては、祖父より父まで同名を名乗る者も有之、相違も有之、御臺所は妾之本妻に直るも有之、又二番座之奥方も有之、



異見に有し之も、少々實之事も有し之様なり。又家老も替り可し有し之事なり。  
一、里見家は父をさみし子を殺す様なる人、倫道に背きたる事を嫌ふ故、稻村亂の實堯・義豐のこと耻なりとて、此の書を他見せざれども、世間に相違の異本澤山有し之間、家名を耻ぢて及し他見者也。然る間に、二代之大將と忠義を、外七大將と同じ事に思ふべからず。七大將分は、亂國之砌、四ヶ國五ヶ國切隨へたる大將より、道理は勝るなり。其の故は、威勢強き大將を恐るゝ事なく、衰へ行く鎌倉公方之末を見續き、天下定まる迄、直に政道被し成候事、高家之威徳と云ふもの也。楠正成など天下に無し隱名將之理を以て可し考し之。

小倉本里見家系圖 (終)

管窺武鑑抄

【解説】 本書は昔から相當有名なものであるが、未だ上梓されならしく、群書類従を初め史籍集覽その他の叢書類に收められたのを見ない。今回本叢書に收めたものは筆者の蔵本で、元は徳川田安文庫の蔵本であつた。其の中から第二・三卷の里見氏に關する記事を抄録したのである。元來、本書は九卷で、第七卷を上下二冊に分けて都合十冊となり、越後の上杉謙信同景勝二代の事歴を詳記したもので、殊に景勝の時代を詳しく記してゐる。大體に於て聞書の體で文章は洗練されず、順序も不整であり、且、轉寫の間に字句の誤脱が出来たらしい。こゝに収録した部分は、

第二卷「藤田能登守事」の中の、「第九藤田能登守小田原在番房州館山在番之事」の一條で、里見忠義改易始末を記したもので、新井白石の藩翰譜卷七里見氏の條にも引用してある。

第三卷「夏目舍人助定谷事」の中の、「第六夏目舍人助定吉子共之事」の一條で、本書の著書夏目軍八定房の父定吉の子孫及び親類縁者の事を委しく書いてある。就中著者の母方の姻族房州岡本氏の記事は、里見氏關係の記録種史類にも見えない事が多い。併し訛傳も多い。

著者は寛永四年丁卯十一月十二日武州江戸で生れた。母は三浦太郎左衛門尉良俊の女で、初め里見氏の家臣岡本兵右門元重に嫁したが、元重は主家滅亡後永井尙政に仕へ、元和六年庚申十月二十八日、東海道大井川で主君の冒險を諫めて先づ騎渡を試み溺死したから、夏目舍人助定吉に再嫁して軍八定房等三人の子を生んだ。故に本書には母方の事を詳しく書いてある。定房は寛永十四年の春十一歳の時から雄徳山豐藏坊の孝仍法印の教を受け、十五歳で淀の城主永井尙政に仕へ、江戸邸に在つて勉學した。先づ同藩の土松山八郎兵衛貞申に兵學を學び、貞申が甲州流兵學者小幡勘兵衛景憲の門人であつたから、定房も後には景憲の門に入し、正保四年十二月二十四日允可を受けた。父定吉は景勝に仕へて戦功あり、且、上杉家の兵法に通じてゐたから、定房は父から越後流の兵法も傳へられ、遂に甲越二流の兵法の奥儀を極めた。而して本書は父から



聞いた訓話等を筆記編集したもの、「管窺武鑑含諺集」といつたが、今は「管窺武鑑」と稱し、多分に兵學者流の臭味がある。なほ著者は寛永四年出生ゆゑ假に五十歳まで生存したとすれば、本書は慶安以後寛文延寶の頃までの著作と見て宜しからう。(大野)

卷

一一

九、藤田能登守小田原在番房州館山在番之事

慶長十八癸丑年大久保相模守逆心ある由を以て、井伊兵部直政へ御預け、佐和山へ被<sub>レ</sub>遣に付て、藤田能登守水戸城を笠間城主松平周防守に渡し、相州小田原城を請取り、秋元但馬守を被<sub>レ</sub>相添。御目付は稻垣平右衛門今の攝津守父翌年九月九日房州里見忠義御改易。是は大久保相模守婿にて反逆一味の由風説あつて、藤堂和泉守内渡邊勘兵衛志内主水等房州勝山迄來り、石を所望に準て國の躰を見る。御改易の御書付三ヶ條は、

- 一、相模守へ米大豆輕合力、公儀を蔑に仕事。
  - 二、城普請或は道を作り川を掘り要害を構ふる儀、公儀の掟を輕しめ候事。
  - 三、分限に過ぎ人を多く抱ふる儀非<sub>レ</sub>忠勤之志。有<sub>レ</sub>私之宿意<sub>レ</sub>故欺<sub>レ</sub>之事。
- 右の咎を以て、房州を被<sub>レ</sub>取上、常陸鹿島領三萬石之替地斗を伯耆國倉吉にて被<sub>レ</sub>下との被<sub>レ</sub>仰渡也。里見の臣正木大膳印藤采女等江戸に相詰め、種々申分け仕候へ共、不<sub>レ</sub>相叶<sub>レ</sub>して如<sub>レ</sub>斯。後には松平新太郎光政に御預け、伯州の内田中にて百人扶持被<sub>レ</sub>下。八年目元和七酉年死去也。無<sub>レ</sub>嗣して家絶也。

藤田能登守小田原を松下石見守に渡し、里見の居城房州館山を請取り在城仕る也。

卷

一二

六、夏目舍人權助定吉子供并親類ヶ條之事

- 一 定俊早世
  - 二 夏目長四郎定景
  - 三 女子
- 右者舍人助先妻之腹也。

- 四 岡本八郎右衛門尉元成元和二年丙辰生。是は岡本兵右衛門尉元重之子也。元重死後、其妻舍人助に再嫁す。然る故に舍人助が繼子也。某軍八定房之母也。
- 五 夏目伊右衛門尉定清元和八年壬戌生。是は又別腹也。
- 六 夏目軍八定房寛永四年丁卯十一月十二日丑刻生于武州江戸。岡本八郎右衛門と一腹也。
- 七 夏目軍平定則寛永八年辛未生。四歳にて卒。
- 八 夏目右馬助定泰寛永十年癸酉生。

右夏目長四郎定景が母は吉江喜四郎信景が娘にて、舍人助定吉が先妻也。吉江喜四郎は上杉謙信公御家にて、越後長嶋城を被<sub>レ</sub>預、武功の士大將也。天正十年六月三日越中魚津の城にて討死仕る。此後室を景勝公より藤田能



登守に縁組被<sub>レ</sub>仰付、吉江一跡を賜ふ也。此後室は越中先方武功の士大將兼木中務少輔が娘なるを、謙信公越中を被<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>御手<sub>一</sub>時、中務娘を御もらひ被<sub>レ</sub>成、吉江喜四郎に被<sub>レ</sub>妻。喜四郎が嫡子吉江長満と云ひ、天正七年の生也。喜四郎死に候時は四歳也。後家を藤田に再嫁被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>故、長満十五歳迄藤田守立て候へとの儀にて、藤田手前にて養育故、藤田は吉江長満軍代の如し。然る處、天正二十年は文祿元年景勝公高麗陣に御發向、御歸陣難計とて、頸城郡の内にて藤田知行の外喜四郎信景跡目無<sub>レ</sub>相違<sub>二</sub>吉江長満に被<sub>レ</sub>充行<sub>一</sub>。其時長満十四歳也。景勝公被<sub>レ</sub>仰付、長満を改めて父が名喜四郎に被<sub>レ</sub>成、勝の御字を被<sub>レ</sub>下、吉江喜四郎勝信と名乗り候。十九歳の時、慶長二年山城伏見にて病死故、吉江の家斷絶也。此勝信姉を夏目舍人助定吉妻に仕り候へと景勝公より藤田能登守に被<sub>レ</sub>仰て如<sub>二</sub>此前<sub>一</sub>。喜四郎信景が後室藤田能登守にもはなれて舍人助に被<sub>レ</sub>申は、吉江の家絶果て、娘の孫は長四郎一人なり、吉江を名乗らせ給へ候へとの儀にて、吉江の紋三頭の左巴字津宮朝綱よりの家傳にて如<sub>レ</sub>此。附。此長四郎後號<sub>二</sub>藤左衛門尉<sub>一</sub>。水戸頼房卿の下に蟄居し、寛永十九年壬午二月十四日四十四歳にて卒。其子

吉江左衛門尉信定<sub>レ</sub>今<sub>二</sub>不相替<sub>一</sub>罷在る也。

舍人助先妻之女<sub>二</sub>吉江長嫁<sub>一</sub>于用土彦兵衛尉信次。此彦兵衛父は越中士益木薩摩守子柳瀬彌八郎と云ふ。彦兵衛母は藤田能登守兄用土新左衛門信連の娘にて藤田姪也。藤田妻は益木薩摩守妹にて柳瀬彌八郎は藤田妻の甥なる故、藤田呼取りて我姪の信連娘と一所に致し、景勝公より領知を賜り、藤田手前に差置き候。此彌八郎子母の苗氏を名乗り、用土彦兵衛と云ふ。土井遠江守利隆所に罷在り、其子用土佐次右衛門信至也。某同母兄岡本八郎右衛門尉元成は、實父岡本兵右衛門尉元重元和四年戊午七月廿七日卒して後、其後室愚父舍人

この事は  
義康の時  
である

- 助に再嫁。八郎右衛門四歳にて母と共に舍人助所へ來り養育せらる。母は吉江喜四郎信景が娘也前記之岡本家紋丸の内一つ引也。此岡本氏の事、源家義家の後胤安房國里見上野介義通の弟三人あり、一人は左衛門尉實堯、二人目は下總守實倫此間に三人目は房州岡本城主岡本豊前守氏元の養子に成りて岡本左京亮通輔と號す。此末なり。先づ里見の様子を云へば、右上野介義通より五代相續き、
- 一 刑部大夫義堯上總久留利居城。此代武威盛にして本國安房は云ふに不<sub>レ</sub>及、上總下總まで切取り、武藏相模の内も少々手に屬す。武州淺草の觀音堂は此義堯の再興也。
  - 二 左馬頭義弘上總佐貫居城。永祿七年甲子正月八日下總國府臺にて北條氏康と合戦。朝合戦には打勝ち、夕合戦には負給ふ。氏康鋒先強く成りて下總を切平げ、其外里見家に屬したる相模武藏の内も北條に屬する故、安房上總兩國ばかり里見家の支配也。
  - 三 左馬頭義頼房州岡本に居城。大閤秀吉公小田原陣に少しく遅く候<sub>二</sub>出向<sub>一</sub>を以て北條と一味可<sub>レ</sub>成とて、上總を被<sub>レ</sub>沒收、安房一國ばかりに成る。
  - 四 安房守義康房州館山に居城。慶長五年石田三成反逆の節、結城宰相秀康卿と一所に常州へ越え、景勝を押へ被<sub>レ</sub>居忠勤也とて、家康公より常陸の内鹿島郡の内三萬石御加増也。
  - 五 安房守忠義同所居城。大久保忠隣御改易縁坐に依りて慶長十九年寅九月伯耆へ流罪前書に記之右岡本左京亮通輔の子を安泰と云ふは、房州妙覺寺の住日健とて出家なりしを還俗して父通輔が跡を繼ぎ、岡本隨緣齋安泰と號す。此の安泰の子を岡本左京亮頼元と云ふ。弘治二年丙辰の生也。頼元十六歳の時元龜二年辛



未の春、里見義弘衆と北條氏政衆と伊豆の三崎表にて船軍あり。頼元父隨縁齋と被連立、一之手の船は房州海賊衆也。二之手の船は隨縁齋也。攻合半に隨縁齋一の手の船へ助加へる。頼元は父の船を放れ小船に乘移り、供船一艘相隨へ、船飾をかなぐり、相符の重符に用ひ。唯二艘にて敵船の内船飾宜しく見ゆる大船に漕近づき、鎌熊手を以て引寄せ、一度に飛乗り、敵を切殺し、或は海中へ押落し、我が乘りて來りし船をば捨て、水主楫取を其船に乘移らせ、敵の船印を引入れて味方の重符にしたる船印を押立て、四方へ乗付け、相働く内、味方の助船を力さむ。一の手の船軍も此仕様宜しき故、敵後れを取り、漕逃ぐるを、頻りに追詰められ、船を捨てて陸へ逃上る故、敵船十五艘奪取る。無<sub>二</sub>比類<sub>一</sub>働、岡本左京亮頼元也。此故に義弘より貴殿一身の猛威抽<sub>二</sub>諸軍<sub>一</sub>働之故、散<sub>二</sub>數年積懷之遺恨<sub>一</sub>との御感狀御召料具足を添へて賜ふ事、於<sub>二</sub>里見家<sub>一</sub>無<sub>二</sub>其隱<sub>一</sub>候。其後上總龜山城主本吉三郎兵衛北條へ心を通じ逆意の企有る故、左京亮廿四歳天正七年己卯五月義弘軍權を承り、上總へ向ふ。龜山の近所なれば先づ久留利の城代兩人山本彈正秋元勘解由左衛門<sup>上野子也。山梨孫九郎死去</sup>後くるりの城代<sub>二人の内</sub>並に秋元が先領小絲の城里見兵部に被<sub>レ</sub>預。其<sub>二</sub>こい<sub>一</sub>と窪田み<sub>二</sub>こかみ衆各々<sub>一</sub>を相催して敵城へ押寄せる。本吉斯<sub>二</sub>様<sub>一</sub>に急々可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>手遣<sub>一</sub>とは不<sub>二</sub>思設<sub>一</sub>事なれば、討死可<sub>レ</sub>致とて城を拂つて突いて出で、切懸る。岡本我手勢或は房州組五十騎の備を以て敵の右の手先を突退け、其敵を追捨て、我備を以て本吉が旗本へ切掛る。吉本真先に進出で、鞍かさ立上り、「某逆心の企顯れ各此地へ被<sub>レ</sub>向。當城用意不足に付き爲<sub>二</sub>御馳走<sub>一</sub>出向ひ候。我と覺しき人あらば本吉を討つて、恩賞に預り給へ」と名乗りたるに、左馬亮乗寄せて、「其方謀反に依つて討手の權代を承り参りたり、御馳走とある上は客ぶりを見せ申さん」とて、互に戲言を云ひかはして暫し鎗組と見えたりけるが、双方馬を乗違へ、鎗を投捨て、組

んで落ちるやいなや、本吉が首を取つて立上る。是より彌々亂入りて相戦ふといへども、本吉討死故、敵散亂して味方勝利。義弘御感あつて左馬亮に恩祿を賜<sub>レ</sub>加、龜山城は破却也。左馬亮頼元寛永元年甲子六十九歳正月廿六日病死。頼元子岡本兵右衛門元重は父に先立ち、五年前元和七年死去也。其子岡本八郎右衛門元成九歳の時、祖父頼元死去也。右岡本左京亮<sub>二</sub>子あり<sub>一</sub>。嫡子は四郎兵衛頼重。二男は右の岡本兵右衛門元重也。

右四郎兵衛頼重事、母方の祖父千葉の一家佐野正哲養子に成りて佐野を名乗る。妻は里見一家の里見右馬亮妹也。

附。此妻里見忠義出頭家老印藤采女妻に賜はる所に、子細あつて堀江四郎左衛門と云ふ家老の妹婿に采女を

被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>故、采女前妻を佐野四郎兵衛に改賜はり、采女婿分にと有<sub>レ</sub>之。此妻の腹に采女子あつて印藤助

之進と云ふ。今は印藤彌一右衛門と改め、本多能登守殿所に罷在り。岡本四郎兵衛子は此腹に二人あり。

兄は洞家の道人是尊、弟は岡本次郎兵衛松平藤松殿所に罷在り。

右四郎兵衛頼重三十二歳の時、慶長十六年亥六月十三日館山より知行所の保田と云ふ所へ急用の事あつて行く時、勝山にて亂波共廿餘人喧嘩を仕懸け候。種々取繕ひ申候へども堪忍不<sub>レ</sub>成様に成來り候故、馬よりをりさまに先づ一人斬伏せ、渡合する廿人餘の者共、拔連れて切懸るを、又四人斬倒し、三人に手を負はす。四郎兵衛忍んで参る事なれば内の者共をば先へ遣し、中間小者計召連れ候間、皆逃失せ、佐々甚右衛門と云ふ歩士一人残りて、一人斬殺し、是共に死人六人也。猶亂波者共と四郎兵衛一人にて働き、廿三ヶ所手負ひ、剩へ刀の目釘折れて飛び候故、脇指を抜合せて働くといへども、終に被<sub>二</sub>切伏<sub>一</sub>、轉びさまに脇指を投打ちに致し、其脇指逢手の腹を打抜きて其ま、死す。以上七人其場にて死し、外に三人手負あり。此内に勝山の秋元衆又は岡本左京亮居館仙臺より駈付



けて、手負の者共或はうろたへ廻る者共を召捕り、吟味仕り候へば、忠義公の歩行衆也。忠義聞召し、方々へ追手をかけ搦捕り、十五人成敗被仰付候事は、「非義を以て言合せて亂波者のわざ也。諸人の誠也」とあつて、御成敗也。家の作法にて喧嘩は跡を不立候へども、喧嘩にては無之、慮外を仕懸けられ無據武道を立てる土能く仕りたりとて、嫡子熊之助洞家の道人是尊四歳の時、四郎兵衛頼重跡目無相違賜はる。一男次郎兵衛は其時二歳也。

四郎兵衛弟岡本兵右衛門尉元重。父岡本左京亮頼元が跡目に忠義被申付候。父岡本頼元は忠義伯州へ左遷の供参り候處、種々斷ると云ふ。公儀より御掟なれば、三年目に罷歸る。其内兵右衛門は永井右近殿へ罷出で候。左京亮伯州より歸候へば、又直勝被召出、父子共に永井家に罷在りたるに、永井尙政奉台命自江戸大阪へ急ぎ候上使にて被上時、大井川二三日前より大風雨にて水漲り、瀬枕打つて冷敷といへ共、非爲滯留とて、尙政馬を打入れんとし給ふ時、岡本兵右衛門馬の口に取付き輕々しき御事也。川の案内を知りてこそ渡りも被成べけれども、無勿躰候。某瀬踏可仕間、其様子次第に御渡し被成よと申し、殘る衆に「御馬の口放つな」と申捨て、一騎川へ乗入れ、過半越えける時、大石流懸けて馬蹄打折れ、馬共に被押流て死去仕る。三十五歳也。元和六年庚申十月廿八日の事也。尙政此様子を御覽あつても猶川を可被越とあるを、家老衆諫め、「瀬踏仕る岡本被押流、御あやまち候而は自江戸別の上使可被遣候へば、公用遅々仕るべし。今日中御待ち可然」と制止候故、其日暮方に無難被渡也。岡本瀬踏して川の難易を知らせ奉る事、忠死ならずや。附。兵右衛門死後に其妻舍人助に再嫁、前に記す如し。兵右衛門子岡本八郎右衛門元成舍人助養育し、實子の

如し。某軍八同母異父兄也。

某母は平姓三浦氏也。三浦氏の由來は、桓武帝四代高望親王始めて賜平姓、被補上總介。其子十二人の内國香號常陸大掾。國香の弟良將の子を號相馬小次郎將門。殺伯父國香、下總國相馬郡に建都、自號平親王。國香の弟號鎮守府將軍良文、良文子號陸奥守忠頼。忠頼有四人子。

- 一 上總介忠常は千葉之祖也。
  - 二 武藏權介中村太郎將常は秩父之祖也。
  - 三 號忠光將門逆亂之時、有二味之疑、被常陸國信太郡號常陸中將、無逆意之旨申披故、蒙赦免、領相州三浦郡並安房一國、號村岡四郎。忠光三浦築館居之。
  - 四 末子惡禪師忠尊。其子恒遠也。
- 忠光嫡子三浦平大夫爲通三浦之元祖也。二男村岡五郎忠通は長尾梶原大庭長江之先祖也。右三浦平大夫爲通は義家安倍貞任宗任退治之時「蒙兵隨一英雄の軍將也」と被褒、筆跡有之由。此爲通より相續くは三浦平太郎爲繼、六郎庄司義繼、其子三浦大助義明也。義明の二男三浦次郎別當義澄之嫡子駿河守義村、義村の一男尾張權介知村より三浦相模守義爲に至りて十一代。

- 一 義爲號本覺寺殿。
- 二 三浦下野守爲成號一如院。
- 三 同右馬頭成長、父死後改下野。文祿四年乙未七月十二日卒。八十六歳。號妙見院道貞。



四 同右馬助良俊中。號三下野守、後子細有りて改太郎左衛門尉。永祿四年辛酉五月三日生。家紋丸の内に三引すそ黒に飛雀。

妻は里見代々の家老岩井戸主計頭女後の主計姉也自忠義賜之。

右の太郎左衛門尉良俊有子三人。

一 女。文祿二年癸巳四月十四日生。舍人助定吉後妻、某軍八母也。號蓮珠院英室妙香。

二 三浦新左衛門尉義包、寛永九年壬申三十三歳にて卒。

三 同助之允良明、寛永七年庚午廿七歳にて卒。

右二人共に阿部備中守殿同修理亮殿御父子へ被召出、身上被仕候。父良俊備中守殿へ出入仕り御懇意故、小供兩人共に被召出也。御二男對馬守殿は三浦監物殿の養子に成り、三浦山城守殿と申候により、兩人共に三浦を改正木改村岡候也。

第一 三浦相模守義爲、父義益に被讓たる相州三浦郡を漸く三ヶに領するといへども武功を以て三浦一郡を無程切平げ、愛甲高座の二郡をも過半打磨け、武州も少々手をかけ、人數を催し、房州へ渡海にては川名はざま白濱など、云ふ所迄取りて支配仕る也。

第二 三浦下野守爲成は父義爲に離れ、若代に成時節、安房の屋形義堯政道正しく武威盛にて里見家中興之武將也。又小田原北條氏綱相州をも過半切磨け、武威を耀し給ふを以て、爲成我が後楯の爲に里見義堯へ房州の内切取りて持ちたる所を差上げて隨心仕り加勢を乞ふ。又は加勢を遣し三浦に住して北條と敵對す。氏綱死去、義堯

も死去の後、北條氏康里見義弘兩虎比龍の争となる。氏康五十歳老功と云ひ、十三年以前上杉を追崩して六ヶ國に及んで支配なれば、人數三萬八千ばかりを帥る、下總國を望んで出張也。義弘は四十五歳、人數彼此一萬二千ばかり、武藏國を望んで出張也。然る故に武藏兩國の堺市川を隔てて對陣し、永祿七年庚子正月八日兩度の合戦也。初の一戦は里見衆川を越懸けて大に勝ち、此芝居をふまへ凱歌し、國府臺へ退いて義弘敵の首實檢し給ふ。然るに氏康却て負けたるを吉事也と、諸軍を勵して又隔河被備立。里見衆初度の戦に勝ちて敵を侮り、「敵より河を越えて懸る事はあるまじ、縦へ越來るとも半途を討つべし、先づ兵糧をつかひ草臥を休めよ」とて油斷の様子也。氏康手配宜しくして川越えんとせらるる所に、里見一味の下總先方衆、「初の戦に安房上總譜代衆を以て勝利なれば先方衆のめいけなし。敵重ねて出でたるこそ幸なれ」と申合せて、川を越えて切懸る。北條衆初の軍に敵に川を被越えて負けたるを悔みて、心を定め、備を堅くして待受くる處へ、下總衆我が意地々々とて、妄りに懸りて悉く切立てられて數多被打取、或は川に溺れて死し、這々の躰にて逃上るを、氏康下知して追々市川の渡りがらめきの瀬を渡して勇進む。義弘備を立設け、被及一戦といへども、下總衆散々に崩れ、味方の内へ逃入る故、房州家の備混亂す。氏政人數三ヶ二を帥るて、がらめきの遙なる下の瀬を渡り、敵の左を押廻し、後を取りつ、まんとするを、里見衆見て備色めく時、氏康旗本を下知して敵の右へ備を廻し、自身鎗を取りて先に進み、「初の負けたる反報也。是を仕損するならば本國へ歸るまじ」と押入るる故、北條衆の大軍競争つて敵を突立て、するを以て里見義弘敗軍也。

附。氏康初度の敗軍の衆を集め、二度目の戦の時、氏政に遺言は、「味方又後るれば我一足も不し去討死すべし。



其時其方は早々退き命を全くして弔合戦を被<sub>レ</sub>仕、時節を見合ひ、里見家を亡し、其首を吾が前に供へば孝行なるべし」と被<sub>レ</sub>申たる也。

附。下總先方衆不覺にて後度の軍に里見家負なる故、里見家へ隨身面目なしとて北條家へ心を通ずるを以て、下總一國北條治むる間、氏康彌威光盛にならる。然れば三浦爲成北條同國に居て、房州より三浦へ陸地は遠し、加勢もたふ／＼となりがたし、其所を思案し、義弘へうかゞひ三浦を捨て房州へ行く。其節義弘上總の佐貫の城に被<sub>レ</sub>居たるに、房州岡本城へ被<sub>レ</sub>移、佐貫城をば三浦下野守爲成に被<sub>レ</sub>預故、爲成孫良俊代迄佐貫在城也。

附。岡本前城主隨緣齋は房州せんたいと云ふ所に城を構へて移れり。

第三 三浦右馬頭成良、後は下野守と號す。右國府臺合戦爲成成良父子共に三浦より出勢す。房州の旗本より板倉土佐守と云ふ武功の士を檢使に申し請<sub>レ</sub>戰。我内の大庭帶刀佐原主計を指副へ、三浦城を預け、留守に人數を過半殘し、六十騎つれて罷立つ。然るに義弘上總の天羽市原兩郡衆の備大將を右馬頭成良に被<sub>レ</sub>申付て、先手に被<sub>レ</sub>組合。父爲成悅無<sub>レ</sub>限、父爲成も尤先手なれども小勢なれば父子一備にして申合せ下知仕れと被<sub>レ</sub>命を以て、別手を一手にして、勿論内にて手分けし、右の手先に備ふ。中三備は堀江板倉正木也。左の手先は岡本隨緣齋。北條衆是を見て河端近く備を取詰める處に、氏康旗本より武者二騎來て、其場を見積り、味方の備を引揚げさするは、備の前を甘んじて敵河を越え、備しどろなる處を突いてか、れと采配を取つて下知する武者振見事也。後に聞けば、一人は氏康の武者奉行安西出羽守、一人は愛甲彌吉とて、元來は今川家の士、其比は氏康旗本の足輕

せんたい  
は千代

## 取合川越

大將也と。右の様子を成良見て、諸卒を下知し、眞先に進んで川へ乗入れ、諸卒我考らじと川を渡す。殘四手の先衆も續いて川を渡す。三浦父子馬弱なる武者歩者をば川下に立て、互に鎗を取合せ、力を添へて渡しければ、一番に押上げて備を定め、足並を揃へて切懸る。殘る先衆も川を押し上げ／＼切懸る。味方いさみ敵の備不<sub>レ</sub>實色を、里見の旗本見て、川を越え、備を立設くる。里見中の備の先手堀江、左の先手岡本が二備敵の中を突割り、其敵を味方の二の味へ渡して氏康の旗本へ無滞に突いてかゝる。此様子を義弘見て、旗本の左備秋元上野介が手を、堀江岡本兩備の加勢に被<sub>レ</sub>差越、秋元敵の左手を押し廻し、堀江岡本が後を守つて備を設けて詰寄せる故、敵の先衆後を氣遣ひ、戦少めてに成るを三浦父子、彌、競進んで相戦ふ内に、三浦成良北條家の先手富永と互に馬上にて名乗り、組んで落ちて首を取り立揚る所を、富永が内谷川と云ふ土助來て、名乗懸け、成良が右の肩先縮嚙を切落し、深々と切付くる處を、成良が兒小姓峯上新太郎谷川を突伏せて首を取る。敵先手一備の將富永討死して其備敗軍する故、殘備もむら／＼なる故、味方利を得て切懸る。扱又氏康先手の内遠山眞宗と名乗りしを、正木手へ討取る。岡本堀江二備氏康旗本の備を追行く時、北條家二騎の士乗りさかり采配を取つて亂る、味方を押まとむる様子見事なるを、味方御旗本より岡本堀江備の檢使町野<sub>ぼく</sub>意が子甲斐守あれを討ちとらんと、毛付をして乗出す。岡本隨緣齋是を見て、檢使をうたせては越度なりとて、印藤越後村戸主膳に我備を立固めさせて、足輕大將岡庭八郎左衛門が一組を我跡に引付けて、町野甲斐守に乘續ける。甲斐守彼一騎士と鎗組み鎗付けて、馬上より突落しけるに、其身も馬よりなまりて落ちるを、今一騎の武者歸合す。其敵は馬上、甲斐守は歩立にて、鎗組む處を、隨緣齋乗付けて其敵を突落し、被官の穴戸源右衛門に首をとらする。甲斐守が討取りたるは氏康の近



習組頭北條三左衛門と云ふ者、隨緣齋が鎗付けて討たせたるは三左衛門が片相手の大山修理と云ふ覺えの士也と、後に相聞え候。それより悉く敵を追散し、川端より七町ばかり追討ち、早々國府臺へ引揚げて凱歌を揚ぐる事、敵敗るといへども大軍なる故、遠慮を以て如斯。右初度の戦勝利如件。

附。右町野甲斐守が、父ト意は義弘近習の士大將武功の人にて、三浦右馬頭成良が舅也。此甲斐守手柄の義に付いて不思議の咄あり。其年の元旦三浦成良が女房の後に立置きたる假粧の間の屏風の上に、我弟の甲斐守が首現れ、血筋屏風に流懸り、につこと笑ひて失せもやらで有りける様子、前の鏡にうつり見えたり。女房少しも騒がず、側なるうがひ水にて手を洗ひ、其首を拜し、「今度の御陣に弟の甲斐守に高名させて給ひ候へ」と、心靜に觀念する。暫くあつて、其首消失せる。其八日の一戦に無類の働有之、殊に岡本備へ使に參り、毛付の高名するを以て、義弘より御感狀賜はる事、里見家にて無隠也。

第四 三浦右馬助義俊、父成良死後に下野守と號す。不替佐貫に居城仕る。然るに天正三年乙亥九月三日上總國蟻木城主椎津中務少輔を義弘御成敗の様子は、是も北條より計策にのり、里見へ逆意を挿み、相州衆を上總へ引入れ切取らせんとする事あらはれ、佐貫城主三浦下野守成良其子右馬助義俊父子を備大將として、小糸の城主秋元上野介、久留利城代山本彈正山梨源九郎、大多喜の正木大膳衆、萬喜衆押向ひ、蟻木城を取巻き攻める。城兵不情身命雖防之、大軍なれば、終に被乗取。此時佐貫衆真先に城へ付き、良俊一番に堀へ乗り、諸勢を招き勇氣をすゝむるを見て、味方の面々、「大將の子息を討たせては瑕瑾也、幼少の良俊に被越たり」とて、喚叫んで取寄せ。三浦家の者共は猶以てひたくと堀を乗り、右馬助が矢面に立塞つて競入る故、二の郭迄乗移

使には便  
誤りに  
かきよ  
の

る。椎津中務は、「死期の働を快して、冥途の旅の物語にせん」とて、本丸より突いて出る。大多喜衆も續いて乗入る。良俊采配を取つて下知して、出る敵を幸と、「本丸へ付入れよ」とて勇みかゝる。鎧の袖を引切り、鎗を提げ、椎津中務が弟椎津帶刀と鎗を合せて突倒し、我被官の佐垣次郎九郎に首を取らせ、諸卒に下知して門内迄押入る。爰にて又攻合有之て、敵味方手負死人多し。良俊も敵三人我一人にて突合せ、右の股を被突抜、味方差續く故、深手なれども不レ死して三人共に被官共討取之。其内本丸後虎口より萬喜衆乗入り、敵三浦衆と攻合烈しき故、後虎口を堅める兵少く、終に本丸も被破、三浦衆も城を踏破る故、椎津中務は櫓へ上り、火を懸けて腹かき切り、猛火の中へ入りて死したり。良俊此働に依りて義弘御感狀、父が所領之外別に所領賜也。翌天正四年丙子の夏、北條衆と里見衆と伊豆三崎表にて又船軍。三浦父子共令出帆。三浦手へ大船三艘小船四艘乗取る。其砌良俊十六歳なれども弓矢のすべかしこく、尤も剛強なる故、大船三艘の内二艘は良俊一箇の下知にて乗取る。二艘目の船を乗取る時、良俊自身敵船へ乗移り切つて廻り、四五人に手負はせ、殊に其船大將梶原圖書助と云ふ中老の者と引組みながら海中へ落ち、良俊鎧通を抜いて敵を刺し、首を取つて浮揚り、味方の船に被助乗して無難儀。無類の働也。右馬助も左の脇腹に上皮を縫ふたる手疵ありたるも、某軍八も見覺え候。水中にて圖書に被突たる疵也。扱此時の軍は無勝負相引と申傳ふるは、船數は里見方へ多く取り候へ共、敵を陸へ追揚げずして海中の攻合ばかりにて候故に、勝と不レ申候事、船軍の作法也と、里見家有跡の咄也。

大多喜城主正木大膳も子細あつて御成敗の時、久留利衆、佐貫の三浦父子、其外近邊の上總衆、又は房州の旗本よりも大多喜へ押寄せる刻、良俊父の助言を不レ受、一身の采配を以て人數を使に敵城外郭を一番に乗取る。



其内里見家よりの計策を以て正木被官の佐々木休三主人大膳を打つて出す故に、降参する者は被<sub>レ</sub>助<sub>レ</sub>命、逃者をば被<sub>レ</sub>擄取。命を輕んずる者四五人切死候。

附。近年の正木大膳は里見安房守忠義の叔父也。父義康の弟なるを以て正木氏を繼がせ、大膳に被<sub>レ</sub>成、古風奥深き心持有<sub>レ</sub>之歟。

義頼は義康の誤

天正十八年小田原陣の後、里見義頼上總國を被<sub>レ</sub>沒收、上總衆一國につぼむ。其時は房州ほりごめと云ふ所に居館を築いて居住也。義頼の子義康御當家へ出仕ある故、下野守成良太郎左衛門尉と名を改め候は、下野守忠吉卿の御名を憚つて也。寛永十二年乙亥十一月十日卒。此良俊は某軍八定房母方の祖父也。

管窺武鑑抄(終)

里見安房守忠義公家中帳

【解説】本書の原本は何所にあるか、調査したが分らない。こゝへ収録したのは筆者所蔵のもので、「原本大半紙堅帳紙員拾貳枚長一尺二寸六分幅四寸七分」と記載され、

此書房州平群郡竹内村二十三番地平民網代幸右衛門藏書。右祖先網代左衛門直重之墓ハ隣村不入斗村眞言宗壽樂寺ニアリ。石碑年號元祿十一年ト彫刻アリ。此直重所書也。

と朱書されてある。網代直重は別に次兵衛とも書いてあるが、本書の百人衆筆頭網代久兵衛と關係あるかどうか。兎に角、本書を「里見九代記」の分限の巻(本叢書第二卷五四頁)と比較對照するのは面白からうと思ふ。今、都合により二段組にして収録した。(稻葉)

忠義公御一門衆	八千石	正木大膳殿	八百石	御膳様
	三千三百石	同源七殿	千石	外ニ五百石相模殿ヨリ拜領長谷川隼人
	三千石	御隠居様	七百石	藤井御膳様
	百五十拾石	足立隠岐	七百石	大嶋不染齋
	三百石	前ハ半助殿	百貳拾石	同内儀
里見安房守忠義公家中帳		梅渡	二千五百石	薦野神五郎殿



二千貳百石 正木久太郎殿  
 千九百石 同善九郎殿  
 千九百石 同美濃守  
 千五百拾九石七斗七升 同金太郎殿  
 千石 正木環齋殿  
 家老番頭 大家老 堀江能登守  
 外ニ三千石家康公より拜領  
 九百五拾石 板倉大炊守  
 七百石 中家老 正木淡路守  
 三百石 印東采女  
 外ニ貳百石加増武具奉行寺社奉行共  
 三百石 岡本兵部  
 三百石 黒川權右衛門  
 二百五拾石 町奉行浦方共 角田丹右衛門  
 二百石 金奉行 板倉手洗

二百石 金奉行  
 三百石 十人衆ノ首  
 四百石 百人衆ノ首  
 四百石 廿人衆ノ首  
 三百五拾石 廿人衆ノ首  
 三百五拾石 廿人衆ノ首  
 三百五拾石 同斷  
 三百石 足輕大頭  
 三百石 同斷  
 二百九十石 同斷  
 二百九十石 同斷  
 二百石 步頭  
 二百石 步頭  
 百五拾石 中小性頭  
 百五拾石 同斷

堀江四郎左衛門  
 御子神大藏  
 安西中務  
 忍足兵藏  
 宇部彦次郎  
 本間六郎左衛門  
 宅間監物  
 波多野庄左衛門  
 本田藤左衛門  
 上野内匠  
 里見揚安齋  
 安田市正  
 正木孫作  
 山本權之助  
 印東右衛門  
 石川五郎兵衛

百 倭 外ニ三十俵加増小性頭 玉野又四郎  
 百 倭 足立庄九郎  
 百四拾石 右筆頭 三浦半右衛門  
 百四拾石 同 氏田七郎次郎  
 二百石 船頭又助事 安西勝右衛門  
 組頭衆  
 二百六十石 馬乗拾人衆 黒川千勝  
 二百五十石 同斷 和田甚九郎  
 二百石 同斷 正木作右衛門  
 二百五十石 同斷 黒川右衛門  
 二百五十石 同斷 眞田權之助  
 二百五十石 同斷 正木丹波  
 二百四拾石 同斷 細野修理  
 二百石 同斷 角田忠右衛門  
 同 馬乗八人衆 印東河内  
 同 同斷 式部事 眞田瀬兵衛  
 里見安房守忠義公家中帳

同 同斷 大學事 眞田三九郎  
 同 同斷 長山刑部  
 同 同斷 赤垣修理  
 同 同斷 岡本源助跡役 本間八郎  
 同 同斷 中野源七  
 二百石 馬乗八人衆 加藤孫五郎  
 同 同斷 依田新藏  
 同 同斷 織部子息 中村重右衛門  
 同 同斷 馬乳久右衛門  
 同 同斷 岩原主斗  
 右貳拾人衆也  
 百石 足輕小人衆 龍崎彌七。正木兵部。土岐八郎。加藤七左衛門。椎木河内。佐久間五左衛門。金井筑後。金井久左衛門。三浦下野。竹内藤兵衛。平野又右衛門。北見喜右衛門。山梨孫九郎。本間孫次郎。澤田美作。佐藤田勘左衛門。玉野豊前。鶴見



里見安房守忠義公家中帳

金太。岡本佐京。宮本出羽。請西善右衛門。佐保田角左衛門。村上勘三郎。小原越中。早川萬千代。宗田信濃。近藤忠兵衛。糟谷又四郎。大串五郎兵衛。青葉帶刀。

右三拾人ハ足輕小頭也

諸役人衆

百五十石 使番十人衆 加藤作左衛門。早川彦四郎。孫市事 正木五郎左衛門。岡本馬之助。小曾根駿河。中村久衛。(百五十石ノ外三十俵加増) 石井駿河。長山八郎。里見右近太夫。

百九十石 奏者 孫四郎事安西七郎次郎。梅田與九郎。

安西彦右衛門。

百九十石 大目付 正木藏人。

百人衆

五十石 網代久兵衛。正木信濃。三浦平五郎。足立小右衛門。木戸孫九郎。氏石庄左衛門。御子神庄作

土肥小三郎。寺尾權平。菅野屋左平次。眞田孫吉山田遠江。安西庄左衛門。榊田惣右衛門。勝山八彌太。眞田三河。佐保田民部。佐貫藤左衛門。大田和與五右衛門。豊崎九助。代田彦八。石田新兵衛。宮本上野。高澤兵後。法木出羽。眞里谷孫太佐久間主計。秋山惣左衛門。森下丹波。青葉新左衛門。印東又七。印東長次郎。豊前跡役 岡本小八郎。忍藤左衛門。秋山五郎衛門。吉田半十郎。眞里谷佐右衛門。岩原與九郎。豊崎主計。伊介右近行方隼人。楠六左衛門。龍崎兵庫。丸作右衛門。眞田庄三郎。栗原彌七。大野太郎左衛門。本間式部。左九馬當六。海老名小三郎。本間三右衛門。森伯耆。忍土佐。吉田主膳。石堂原加右衛門。豊崎庄兵衛。朝夷南源助。山本宮内。法木四郎左衛門。安西彌三郎。吉田新四郎。石井大和。佐保田庄左衛門。佐九馬大炊。渡邊伯耆。白井次郎助。

右之外ニ六人有、切米四拾俵ツ、

五拾石 書物奉行

四拾俵

七拾石 兵法師源流

百石 石同

百石 醫者

五拾俵 同

五拾俵 同

同 茶道

同 同

三十俵 同

百九拾石

御臺所奉行并ニ藏勘定共

貳拾俵

貳拾俵

百五拾石

右筆

善清房

烏山市平

木曾庄九郎

塚原 五左衛門

里見源齋

大瀧湯三

田島道喜

安藤松齋

印東惠齋

田村喜齋

横小路將監

田中傳十郎

南條 角左衛門

糟谷源三郎

五拾石 御歩目付

同 右筆

同 右筆

里見安房守忠義公家中帳

森下彌平次

稻村新八

長南内記

山下市左衛門



里見安房守忠義公家中帳

御臺所奉行并二代官頭

三拾俵 料理人  
同 宅間 五兵衛  
萩原 加右衛門

外五人廿表宛、又五人足輕なみ。

五拾石 勘定并ニ藏衆  
同 三橋 新左衛門  
同 福原 善七  
同 祭主 新左衛門  
同 堀内 庄左衛門  
四拾石 同 志水 次左衛門  
同 石崎 勝右衛門  
同 中山 清左衛門  
三拾石 代官 福瀬 甚七  
三拾石 同 本瀧 藤兵衛  
五拾石 御馬屋別當 石井 縫之助  
三拾石 同 杉田 忠右衛門  
五拾石 船小頭 白井 甚助

五拾石 舟小頭

右之組下足輕なみ

三拾俵 中間頭 根岸 九郎兵衛  
三拾俵 同 森川 當左衛門  
廿俵 同 難波次郎左衛門  
廿俵 同 西當 金彌  
但シ中間五俵ならしニ而候。少々過外及有也。  
合五萬五千五百拾石地方也。右之内百人衆手作也。  
合千五拾石役人切米也。 但壹石ニ付壹俵宛  
合三百石 小小性拾人  
合八百石 中小性廿人  
合千俵 歩 五拾人

四九二

眞田 七左衛門  
吉田 新左衛門  
川名 彦左衛門  
佐野 才三郎

分限又以  
下二字蟲  
喰  
返彌有リ  
原文の儘

合五千貳百廿俵手作也 馬乘衆 百七拾四人  
合三千俵 足輕三百人 但江戸當番衆ハ増金出ル  
合五千俵 中間  
惣合七萬千八百八拾餘。  
外ニ女中之切米有リ。  
舟頭臺所人切米有リ  
寺社地行有リ。  
右者此分限役付帳ハ役少宛替リ有。分限又□□別リ  
又ハ加増有リ、或ハ返彌有リ、又新參之者アリテ少替  
リ有ル也。此帳之外前ニ地改帳代官、或藏衆之所ニ有  
べし。其帳ハ新田歩少ふくれ有べし。此帳ハ役付ヲ本

と書故、本地行にて出也。惣而皆々先祖より聞傳らる  
地行より何れも少々なるべし。其故ハ鴻之臺の軍ニ  
まけて以後ニは下總小田原へ付、舟軍に勝て三浦ハ里  
見殿ニ付、折節大阪より北條家を討取りたまひて、大  
阪より安房ハ内通故、三浦登リ上總之背ク所安房へ付  
らる、時之帳ハ、何れも大身ニ而家中中大勢也。其  
以後拾貳石ニ成たまふ故、何れもニ地行少々成と知べ  
し。必不可論者也。  
右、惣而名字人名共ニ先書ニ有之通りニ書乗せ申候。  
あやまり御座候共無是非候。  
慶長十九年寅九月九日ニ館山落城する也。

里見安房守忠義公家中帳(終)

里見安房守忠義公家中帳

四九三



里見一家中の職制について考察するに、前期に於ては細かに職務を分けて其の役々に任ずるやうな事は無かつたやうである。たとひ役割はあつても大まかなものであつたと思ふ。然るに、義堯以後になると、可なり多くの役々を設けたのである。此に、義頼義康時代の「分限帳」と、慶長十五年の「里見家領國房州村々高割附帳」とに據つて、重なる役々を抜書して見ると左の如くである。

大家老二人。中家老二人。若家老一人又二人。寺社奉行二人。武具奉行一人。地方浦方並に町奉行二人。地方浦方町方勘定吟味役二人。足輕小頭五十人。百人衆頭二人。十人衆頭一人。二十人衆頭四人。御臺所奉行二人。御奉行目付一人。奉行頭一人。奉行數人。奏者役四人。使番七人。小従人頭二人。中小性頭二人。小扈從頭二人。祐筆頭。船手頭。醫師頭。書物奉行。兵法師。茶道頭。代官等。

而して其の俸祿が時代に依て相違あるは勿論であるが、義頼以前の事は何等の記録なく全く不明である。記録あるは義康以後の事で、其の確實なものは右に擧げた慶長十五年忠義時代のものである。(大野)

# 房總逸史

【解説】 中井積善の「逸史」序文中に、「書名ニ逸史何。非ニ官史也」とある。即ち、逸は逸書・逸話などの逸と同じく散逸の意で、史實の正史に漏れたものを集めて逸史と稱することになる。本書を「房總逸史」としたのも恐らく其の意であらう。治承四年(一八四〇)五月源頼政が以仁王に勸めて平氏討伐の旨を東國諸源に遣し、下河邊行平これを伊豆の頼朝へ傳へた事から書き起し、元弘二年(一九九二)即ち本書の正慶元年三月後醍醐天皇隠岐遷幸まで、百五十二年間の房總諸豪族に關する記事を掲げてゐる。主として「東鑑」に據つたことは著者挿注の通りである。しかし、「東鑑」から引用の記事が原文と全然違つたもの、及び記述の不備が若干あつたので、修正を加へた。著者鶴岡安宅は市原郡高瀧村大字久保の人、「上總町郷誌」には、「天保六年乙未四月生ル。幼ヨリ學ヲ好ミ、長シテ江戸ニ至リ、安井息軒ノ門ニ入り經義ヲ講究シ、後房總志料別本ヲ著ス。明治五年壬申六月村ニ死ス。年三十八。後、其書ヲ足柄縣廳ニ獻納ス。縣廳ハ之ヲ賞シテ銀盃一個ヲ賜フ。今、鶴岡氏原稿ヲ藏ス。其書ノ便益尠カラズ」とある。本書原本は千葉市露崎彌氏の所藏に係り、奥書に、「庚午初秋念五日卒業了。時殘炎赫々。門生小高宗歸ニ于茂原。題ニ于東金郷餐夕陽窓外綠蔭鳴蟬之下。恒齋逸人」とある。恒齋は安宅の號。庚午は明治三年で、著者は當時東金郷校明倫堂の教授をしておたが翌々年病歿した。なほこゝへは、原文に反點を施し、句讀點を附けた。(稻葉)

以仁王原文  
義澄は義  
明の次男  
治承四年、夏五月十日、辛酉、下河邊莊司行平、遣使於源頼朝、頼朝居伊豆北條、報源頼政已備兵革。先是、頼政勸以仁王、賜追討平氏書於東國諸源。行平下總人也。下河邊下總地名、東鑑。夏六月廿七日、申、東胤頼與三浦義澄、自京師至伊豆、北條、謁源頼朝曰、我等固有不釋然平氏、欲速歸謁公。爲宇治之役、故遲留至今。頼朝即誘之間所、談修數烈。胤頼稱六郎大夫。千葉介常胤六子也。東鑑。秋八月廿四日、甲辰、源頼朝敗於石橋山。三浦族、出兵不及。

房總逸史



成胤原文  
孫也原文  
姪也原文

將還三浦。金田賴次、率七十騎、往附義澄。廿六日、丙武藏人、畠山重忠、河越重賴、江戶重長、來襲三浦。三浦族據衣笠城。賴次與和田義盛、戊其西門、敗績皆走。三浦介義明留死之。歲八十九。賴次上總介廣常弟也。金田今在長柄郡。東鑑。廿七日、丁北條時政、三浦義澄、岡崎義實、近藤國平、自岩浦、相模土井鄉、遁至安房。廿九日、酉源賴朝與土肥實平、亦航海至獵島。平北時政、義實等、相率迎之。賴朝始有蘇色。九月朔日、戊欲赴上總介廣常館。適安西景政、少小相知、與書召之。景政稱三郎安房人。三日、壬賴朝欲赴廣常館、出平北郡。途而天暮、投路傍民舍。長狹常伴將襲。義澄覺之、先襲其館、擊常伴殺之。常伴稱六郎。安房人。四日、丑景政率族調賴朝、曰、如適廣常、恐有不可。遂赴景政館。五日、寅拜洲崎神祠、奉誓文、祈其達志。東鑑。六日、卯日、賴朝使和田義盛、來勸廣常、以舉義兵。廣常答曰、我與千葉常胤相議、然後率兵往調。東鑑。六日、卯日、安達盛長亦來說常胤、以賴朝言。常胤依倚不答。子胤正、胤賴侍側、進曰、佐公振虎威、除狼戾、召我最為先。何所猶豫乎。宜速作答書。應召。常胤忽懷源氏久絕、泫然垂淚。置酒饗盛長。曰、今佐公所居皆非要害之地。宜急往據鎌倉。我不日舉族而迎。胤正常胤嫡子也。太東鑑。十一日、申賴朝至麻呂。麻呂俊信為鄉導、詣太神宮。是先人賴義東征日、所為置席宇、自書祈文奉之。俊信安房人也。東鑑。十三日、戌賴朝勒騎三百餘、自安房赴上總。廣常稱兵未聚、而不往迎。是日、常胤將舉族往迎。胤賴謂曰、州目代者平氏人、我等舉族逾境、必被彼凶害乎。常胤即使胤賴成胤攻之。目代兵頗衆。逆戰不屆。適北風迅烈。成胤使僕放火館後。目代欲遁。火胤賴擊殺之。成胤常胤孫也。小太東鑑。十四日、亥千田莊判官代親政、平忠盛之婿也。聞目代被殺、發兵來攻。成胤逆擊虜之。成胤胤正子也。十七日、寅賴朝至下總。常胤與子胤正、師常、胤成

國府は驚  
沼に在る

賴朝乳母  
山政光之  
妻也携其  
季七郎來  
親請仕郎  
以名宗朝  
後改名朝  
光結朝  
氏祖也

忠清は藤  
原姓

廿六日原  
文廿五日

胤信、胤道、胤賴、孫成胤、帥騎三百餘、會于國府。胤正嫡子稱太郎。次男師常稱相馬次郎。三男胤成稱武石三郎。六郎大夫。嫡孫。成胤稱小太郎。先獻房親政、次饋馱餉。賴朝大悅、引常胤、呼稱阿父。乃進一少年。曰、是陸奧義隆子也。稱毛利冠者賴隆。賴朝視其容色、曰、吁、源氏之胤也。急引之常胤坐右。義隆者平治中、代故左馬頭義朝、戰死天臺山龍華。故賴隆配流在下總。十九日、辰廣常帥周東周西、伊南伊北、應南應北、精銳二萬、往謁賴朝。賴朝顧其遲滯、不肯許之。廣常以為、佐公不悅、獲我衆、卻罪我遲滯、是得入主之體也。乃翻然傾意歸之。廿日、巳房總兵悉來會焉。議赴駿河、以待平氏來討。東冬十月二日、巳常胤、廣常、帥精騎三萬餘、護送賴朝、渡大井、今利根河、隅田川、遂赴武藏。武藏兵悉來會。東三日、壬常胤受命、使子胤正等、赴上總、擊伊北莊司常仲、悉獲其族類。常仲者、長狹常伴之姪、今伊隅郡引田村稱伊北宿。故報常伴之讎於安房也。常仲伊西新介常景子也。東六日、酉賴朝將騎數萬、以常胤為殿、入相模、權以民舍為館。十七日、申下河邊行平受命、擊波多野義常。行平未至、義常自殺于松田鄉。元三年、義常去京師、居波多野鄉。東鑑。廿日、巳西軍敗駿河也。上總介忠清為其次將。告諸將曰、關東兵盡屬賴朝。我儕遠離京師、必途為彼所圍。不如下速還京師、以運策他日。於是待天明而遁。忠清上總白井人也。忠清、景清父。居茨城郡舊井鄉。見景清松碑。按平氏盛時、忠清任、不如足利氏以後。東鑑。廿一日、庚子賴朝欲追擊西軍。常胤廣常與三浦義澄諫曰、常陸佐竹義政、秀義等、著數百兵士、而未歸公。況於秀義父隆義在京師乎。其餘驕傲不可量者、猶多在關東。不如下先討滅之、以議西征也。於是賴朝退于黃瀬河。東廿三日、寅至相模國府、賞諸將勳功。千葉常胤為第四等。上總權介廣常為第六等。行平為下河邊莊司。如故。大庭景親降。托之廣常。其餘廢立黜陟有差。廿六日、甲辰景親於



義弘は藏人と稱した

來窺原文

固瀬河上。東十一月四日、子頼朝攻佐竹義政也。廣常爲其外戚。故往而說降之。秀義獨不可、據金砂城。廣常拉義政、至國府。頼朝誘退其從兵、命廣常斬之橋上。從兵愕然不知所爲。或逃或納降。行平政義四父子、與諸將攻金砂城。城頗險阻、兵馬不通。我兵接溪谷、交射。我箭不及、而敵傷我多。此夜固備而不戰。明日以使請頼朝曰、敵之所據、固天險也。非人力所能破。且兵士強悍、一以當十。請經再議。廣常又議曰、秀義叔父義弘、知慮超衆、而貪心亦然。若利誘之、以擊秀義、即可就討滅也。乃往。義弘悅而迎之。告之曰、今關東諸將不論親疎、悉歸于佐公。而秀義獨不屈。我雖爲骨肉、保其無名乎。公斬秀義、以屬佐公、宜襲其封境。於是義弘導廣常、自其城背襲之。城兵擾亂、不知其所出。秀義乃遁。六日、寅廣常放火城壁、求秀義所伏而、不獲焉。傳走陸奥花園城。明日、丑廣常以下諸將、還于國府。頼朝賞功各有差。佐竹義弘亦入諸將列。八日、辰佐竹遺臣來窺。廣常和田義盛捕之。頼朝引見之。有一人、垂面泣涕。怪而問之。仰曰、懷無故主可復生也耳。告曰、汝思主如此、何不俱致死乎。曰、我主被誅也、不能從之。故遁爲後圖。今日復謁、欲有所言。請聞其說。輒答曰、公討平氏、是遺先僵其戚族。臣以爲不可。如討國敵、天下無不順。而斷族類。若有敵于公者、孰與捍禦之。況於保護子孫乎。若公之所爲、人々懷危懼、以不復心服也。且、遺譏於百世之後。頼朝默而起。廣常請曰、如此虜者、必生禍於異日。宜殺戮之。頼朝不聽。即加家士班。此岩瀬與一太郎者也。東十二月四日、午廣常召僧定兼。先是、定兼有罪、配處在上總。月廿六日、頼朝聞其通佛律、爲鶴岡供僧職。東十二日、寅頼朝自廣常第、徙大倉新府。先是、大庭景義掌土木事、營築新府。頼朝權居廣常私第。至是落成、有移徙之儀。東

五年、春二月朔日、戊廣常女、歸于加々美長清。次頼朝賞二人忠實任事、以令通婚儀。東閏二月廿日、寅下河邊行平、授小山朝政、以備志田義廣。三郎先生頼朝伯父來攻。時頼朝聞西軍來攻、悉出兵備駿河。又聞伯父義廣帶以仁王令、欲攻鎌倉、以數萬騎、自常陸向平下野。適行平朝政皆在國。故命二人備之。廿三日、巳朝政誘迎義廣、伏兵其館外、擊破之。行平政義兄弟、擁古我高野二渡、亦擊其走破之。義廣脫而遁。與黨起武藏、軍于小手差原。行平朝政得浦範頼援、亦擊之大克。廿七日、酉贈斬級鎌倉。且報義廣之遁。廿八日、甲朝政創劇。弟宗政從行平、赴鎌倉。獻虜廿九人。即日梟鋼之。東三月廿七日、卯片岡常春、被籍沒其邑。先是、頼朝疑常春之謀叛、使人來召。常春怒縛之。頼朝益瞋、籍沒其邑、令返使者。常春下總人也。東夏四月七日、壬下河邊行平、千葉胤正、爲鎌倉府直衛。是日頼朝撰親近善武伎者十一人、爲夜直警衛。東六月十九日、甲頼朝避暑於三浦。廣常亦所召。往到佐賀岡濱。遇頼朝駕。從騎數十人、皆羅拜砂磧。廣常獨按轡敬屈。三浦義連郎讓之。答曰、我家三世間、公私未敢下馬矣。頼朝遂至三浦。義澄設盃盤。衆皆酣醉。岡崎義實郎請水干衣。頼朝脫而賜之。廣常進曰、如此美服、賜臣而可也。何於此老朽義實乎。義實瞋曰、公雖挾其勳勞、至草莽堀起之功、孰亦可比我乎。遂五極罵。頼朝不敢遏之。義連叱義實曰、我今日饗將軍、孰容敢侮慢乎。公等老狂之所致也歟。廣常亦不得物體、各欲有所爭。則必於他日而可也。爭言乃遏。頼朝有賞義連之色。東秋七月十四日、子改元養和。是日、頼朝落鶴岡新廟、將還。從士獨有不識者。長七尺餘、頻近頼朝駕。下河邊行平捕之。衣帶中環甲。記其姓名、挾之髻中。曰、長狹常伴士、左中太常澄。還而推問之。唯謂速處斬首。行平告曰、汝罪固不免也。然不言其



意、亦無所益。常澄乃曰、自我主常伴被誅殺、戚族悉流離、一日無寧居。故欲試一刺而死。置姓名於  
 警者、欲知其爲我也。賴朝即付之梶原景時。大賞行平、使言所欲。行平曰、臣無所敢欲。唯每歲貢  
 馬、士民極憂。乃賜書免下總貢馬。廿一日、未梟常澄於固瀨河。常澄安房人也。東 八月十六日、申上總介  
 忠清、與平清綱伊勢館貞保太、欲擊賴朝、而赴東國。東 九月十六日、丑下河邊政義、郎檢足利俊綱首  
 於腰越驛。桐生六郎殺俊綱來降。不肯入鎌倉。以政義知俊綱面、故往而視之。政義行平之子也。十八  
 日、卯梟六郎。東 是歲上總權介廣常、與三浦義澄受幕命、定射犬之儀。私記養和二年、春正月廿三日、  
 甲上總權介廣常、薦伯耆守時家。時家時忠之子、爲繼母所讒、配處在上總。北條時政深愛而爲塔。且、賴  
 朝好京師人。自廣常與義實爭論、賴朝頗不平。故薦舉時家、欲慰其怒。東 夏五月廿七日、丙改元壽永。  
 冬十二月廿二日、午廣常爲梶原景時所殺。景時與廣常鬪雙六、以出不意斫之。是賴朝之志也。鎌倉志所廣  
 常稱八郎、任上總權介、關東八平氏。至是而滅。其先出自高望王。寬平中高望王賜姓平氏、任上總介。  
 八世孫曰常隆。此廣常之父也。居茨瀨郡。布旗鄉云或曰、上總爲親王任國。親王居東師、使其介知國務。及武門漸盛、  
 自專國務。故高望孫得世居上總也。房總志料  
 壽永三年、春正月八日、戊上總一宮廟祝兼重以聞曰、故權介廣常、納甲二領神庫。賴朝令曰、其必有故也。數  
 使藤原邦通、僧一品房、來易其甲。十七丁未日、兼重從邦通、齎甲至鎌倉。賴朝乃視之。繫一封書於盃  
 紐。卽爲已祈福之文、絕無詞之涉呪詛者。於是頗悔其冤、爲命僧追福。赦廣常弟天羽直胤、相馬常清等、  
 連坐在獄者。東 二月五日、甲下河邊行平、千葉介常胤、相馬師常胤、國分胤道五、東胤賴六、從浦範賴、赴

冬十二月  
以下は壽  
永二年で  
ある

攝津、以騎五萬向二谷城正門。田代信綱等、亦從源義經、以騎二萬向其後門。城將平資盛、小松有盛、  
 出備三草山西。我軍即陳于其東。相距可三里。信綱等與義經議、夜襲資盛營、輒敗而潰散。信綱上總人也。  
 未審暫記待。東 七日、丙藤原忠光五景清惡七兄弟、率精騎廿三人、出二谷城門、與熊谷直實、平山季重戰。  
 戰將有利。源義經自城背來襲。乃敗績、悉乘船遁四國。忠光、景清、皆上總介忠清子也。景清松  
 碑東鑑 十四日、酉源賴朝救上總諸士連坐廣常者、領私邑田宅如故。東 三月十三日、壬尾張人原高春夫、應召到鎌  
 倉。高春、廣常之姪也。治承中、不願平忠度之爲舅、從廣常、就東軍、以有所盡力。及廣常所寬殺、頗  
 懷危懼、潛居僻邑。賴朝稍悔廣常冤死、悉赦其子弟戚族。以高春最有功、特召獎勸其忠勳、領園邑如  
 故。東 夏四月十六日、甲改元元曆。廿三日、卯下河邊政義四、以屢立軍功、爲常陸目代、領其西郡。東  
 五月三日、寅安房北條祝、會賀生倫次郎、知神厨事。先是、賴朝使僧一品房、來寄田東條神廟。至是、西  
 討報捷。適生倫至鎌倉、又以武藏飯倉鄉爲神厨。東 十日、安房上總諸士、與相模伊豆駿河人、從足利義  
 兼、小笠原長清、攻甲斐信濃。先是、木曾義仲子、志水義高、質于鎌倉。及賴朝與義仲不平、乃誅義高。  
 於是木曾族類、在甲斐信濃起兵。東 六月初日、午前亞相池某、來在鎌倉。將還京師。賴朝設離宴。下  
 河邊行平、與諸將能知京師事情者、饗之。東 秋八月八日、甲千葉介常胤孫境常秀平、結城朝光、安西景益子  
 明景太、與廿六將、從浦範賴、發鎌倉。廿七日、未入京師。廿九日、酉帝賜追討使勅、九月初日、亥向西  
 海。東  
 元曆二年、春正月十二日、丙千葉常胤、孫常秀平、下河邊行平、子政能四、安西景益、子明景、與諸將從浦  
 房總逸史



相州兵亂  
記云足利  
義兼源義  
家三子孫  
義康之子  
也綱家父  
綱家義家  
國即義家  
三子也

範賴、至赤馬關、將擊鎮西軍。糧竭且無船、逗凝及數日。適豐後人白杵惟隆、弟惟榮歛附、贈船八十二艘。又、周防人木上遠隆、饋糧。於是軍得航豐後。軍中尤老者常胤也。然顧盼錢灼、凌風波而進。行平亦糧竭已勞。置甲於範賴之船、別買小舟而進。皆怪之問曰、無甲而安能戰乎。行平答曰、吾已遺我身。唯志在先登也耳。故自用其舟。於是諸將皆發船。範賴乃議曰、此地西隣鎮西、東近京師。幕府已有警曰、宜在周防以議於關東也。今也孰能任之。常胤答曰、三浦義澄可也。乃留義澄守之。二月朔日、卯至豐後。太宰少貳種直、子賀摩田某、逆擊葦屋浦。行平與澁谷重國、為先登。重國射賀摩田某。行平斬美氣敦種、皆殺之。敵軍潰散。東 十九日、庚源義經向屋島浦、焚平禮高松民舍。平宗盛府內、奉帝、率宗族、浮船而遁。田代信綱與諸將、放火焚屋島城。上總忠光五郎兵衛尉、與越中盛繼、二郎兵衛尉、還備其門外城、以禦東軍。義經家人佐藤繼信死之。廿一日、乙酉軍據志度道坊。義經追擊之。乃走阿波。東 三月十一日、甲範賴報到鎌倉。賴朝讀至常胤軍功多處、嘆賞久之曰、我於常胤之功勞、終身不能報矣。東 廿四日、未擊西軍於壇浦。悉平夷之。東 夏四月廿九日、壬賴朝遣吉枝某於西海、潛與田代信綱書曰、義經有自立之志、從之諸士、皆懷兩端。屬關東者必不可從也。東 五月十日、申藤原忠清、為房入京師。忠清雅髮為僧、潛匿於志摩麻生浦、為加藤光員從士所捕。十六日戌梟首於六條磔。東 忠清任上總介、居白井鄉、最忠於平氏。至是而滅。景清 秋八月十四日子甲改元文治。十六日、足利義兼在京師、任上總介。義兼義康之子也。東 廿四日甲下河邊行平被召、自鎮西還鎌倉。先是、諸將從範賴者、不堪久役而自還。行平獨止西陲。故賴朝召之。至是行平還獻杯酒、且進鎮西第一良弓。賴朝不輒受、曰、在鎮西者、皆糧竭自還。汝獨全其馬、

猶為可怪也。況於此幣物乎。果掠奪貨財者也。行平答曰、當西討糧竭之日、嘗從士甲兵而支之。及航豐後也、臣自解甲以博小舟、遂得擊美氣敦種。請問之範賴。如此良弓臣脫衣沽之。又如杯酒、臣家奴矢作二郎、鈴木平五、聞臣糧竭也、齎貨途迎。故得以供酒杯矣。賴朝大感、乃執弓曰、非汝具眼、安得知之。自引而試之。又屬杯行平曰、汝於西國地形、蓋已盡之矣。欲充一國守護。何國是所欲。行平答曰、播磨尤為好。有須磨明石勝狀、及書寫山靈地。此臣所欲也。東 文治元年、冬十月廿八日、丁源賴朝聞片岡常春、復黨佐竹太郎、沒收下總三崎莊、以賜千葉常胤。東 廿九日、寅賴朝欲討義經行家、發鎌倉而西上。常胤為殿。東 十二月四日、亥賴朝納馬於安房東條神戶。東 廿三日、勅配處前中將時實、改周防為上總。東 廿七日、勅配處刑部卿藤原賴經於安房。東 二年、春正月三日、壬源賴朝詣鶴岡神廟。東胤賴與父常胤對坐。有人譏其失倫。賴朝聞之曰、常胤六位、胤賴五位也。位階君之所授者、雖其為父乎、不能犯之於子。且夫胤賴、當平氏執朝權也、不肯護其勢家。繼依遠藤持遠之所薦、仕于西門院、叙從五位下。及我舉義兵、與僧文覺歸我先於父。此兄弟中有功者也。東 二月二日戊賴朝遣使以奏曰、散位源邦業、臣之同族有功者、下總固為其分國。宜舉任如故。東 三月十三日、卯勅催東國租稅。賴朝奏、治承以降、干戈相尋、百姓不聊生。請免上總下總等九國、去年租稅。東 夏四月二日、己西藤原賴經、陳謝其無他。幕議請宥之。五日、歸于京師。東 六月十六日、丁熊野別當探地、在上總畔蒜莊、足利義兼、和田義盛、不貢其租稅。別當將訴之京師。賴朝聞之大驚、即日使主計允行政。姓未 令義兼兼盛曰、凡國務一事以上、待地頭命而裁之。先是、義兼兼盛為上總守護、而賴朝任其



地頭也。東鑑是歲春、賴朝補諸國總追捕使兼地頭職。東鑑

三年、秋八月廿七日、乙下河邊行平、以幕命赴京師。時京師群盜起。故下院宣於鎌倉徵之。將軍聞其群盜為己家人、深懷疑懼。乃作奏狀、囑行平奉之。曰、輦下群盜、何國人乎、請加震省。臣聞、判官江某士、在河內作亂、稱關東士。決非臣所命也。千葉常胤亦被命、適有微恙。故行平獨赴之。晦日、丁常胤應即發。

東鑑九月廿七日、乙千葉胤正、幽畠山重忠。先是、重忠管伊勢地。其目代真正者、有奸曲事。大廟祝司長家綱、訴之。乃讓之重忠。重忠答曰、臣未知真正所為也。將軍怒收其地。冬十月四日、未胤正急報曰、重忠幽居已七日、寢食俱廢、不肯言語。顏色漸變、頗似斷世事。將軍驚愕即免。胤正遂携重忠調。重忠居諸士坐右、謂曰、凡我同僚者、目代、宜得其人也。我自任清白、至誇之傍人。不圖今依目代之不義、我身受戮辱如此。遂辭還武藏。東鑑

八日、乙下河邊行平、千葉常胤、還自京師。行平報曰、臣以九月十一日入京、即夜放從士、搜索群盜、於尊勝寺傍捕怪者八人。乃議之北條時政、皆斬首。及常胤至也、不復聞有盜矣。如在京兵士、亦速按問之、各有所陳謝。乃出五十三狀視之。將軍大喜。此夜留行平于營中。東鑑十一月十五日、壬將軍召行平、及結朝城光、議曰、聞畠山重忠、據其莊謀叛。遣使以督之乎。將出兵以討之乎。此謀出何處焉。朝光答曰、重忠為人廉直、能解義理、非敢謀叛者。況其目代所犯、涉神廟事。固無所怨也。此言必出途說。請遣使以訊問之。即命行平曰、汝弓馬之友也。速往而問之。昨夜梶原景時謂曰、聞重忠悲嘗所幽囚。謂遣我大功。據菅谷館叛。思今彼族皆在武藏。是傳說或驗矣。故將軍有此議。十七日、行平詣菅谷館、說諭重忠、以將軍言。重忠憤悲曰、我何自棄積年功勞、遽為叛逆之徒乎。將軍既知我無貳

然而忽信讒人、使公來說。遂欲置我於死地。歟。捉刀將自戮死。行平執其手曰、公以廉直自任焉。我亦有同於公者、將軍已知之。故使我說公也。若欲誅公也、公將家孫、我亦將種也。固將以干戈相見。何用此詐謀乎。故使我任行事。此公所可安也。重忠乃置酒款接。廿一日、戊俱至鎌倉。重忠由景時、陳其無貳。景時曰、請獻誓書。答曰、如用誓書、必於兩奸有疑者。我之無貳心、固將軍所記也。請上言之。將軍即召行平重忠、唯談話世事、更不涉忌疑。少焉起坐、以孺親家賜劍行平曰、單行說重忠、是汝之大功也。東鑑

四年戊申。五年己酉、春二月晦日、壬寅將軍令安房上總下總等地頭曰、其地多曠原、庶民不肯耕之。是公私共無益也。宜招聚流氓、以開拓之、以補租稅之不給。東鑑秋七月八日、丙寅千葉常胤獻旗一幅於幕府。其製倣故將軍賴義征陸奥故事。先是、義顯更稱義經、因陸奥泰衡作亂。泰衡遂變心、斬義顯、送首鎌倉。將軍猶怒其匿義顯、欲攻陸奥、命常胤徵旗。東鑑下河邊行平亦獻甲一領。將軍發其櫃、視其背繫號、怪而問之。答曰、是為我祖秀鄉故事。夫兵以先登為尊矣。臣家風自背視此號、以知其先登也。將軍大賞之。東鑑十七日、乙將軍議攻陸奥。千葉常胤、八田知家、為海道將、自岩城向逢隈河。足利義兼、下河邊行平、和田義盛等、為將軍麾下、直向泰衡館。而東山北陸二道將、向出羽。八月七日、甲將軍至陸奥。泰衡弟西木戶國衡、將騎二萬、備阿津賀志山。我軍近接、陣于國見澤。八日、國衡部下金剛秀綱、率數千兵、降山而備。我軍擊破之、遂攻拔阿津賀志山。十日我軍躡山大戰。日暮。國衡將遁。義盛遇之大高、追射中其膊。畠山重忠亦來會。國衡驚而

房總逸史



馬陷田。重忠部下取殺。十一日將軍至船迫驛。重忠獻國衡首。義盛往曰、國衡瘞我矢。決非重忠之功矣。重忠晒曰、我獲首矣。亦奚疑。義盛謂曰、獲首措不論。公獲其戎衣乎。鐵痕必在右袖三札。將軍曰、蓋其言有驗矣。此義盛之功也。十二日、將軍至多賀國府。時常胤、子胤正、師常、胤盛、胤信、通胤、胤賴、孫成胤、常秀、所向皆克、自逢隈河來會。十四日、傳泰衡在玉造。又謂陣于物見岡。行平與小山朝政父子往圍物見岡。其將已遁、繼留數十人。即悉擒之。朝政曰、可由大路以赴玉造也。行平曰、玉造之戰、猶可及也。不如此直攻敵將所在矣。鞭其馬而進。朝政等乃從之。廿日、將軍圍多加波城。泰衡乃遁、殘兵皆降。廿一日、至津久毛橋。泰衡甚薄焉。自焚其館而遁。廿二日、將軍入平泉。廿五日、胤賴詣衣川館。民部少輔基成、率其子三子降。九月二日、未賴朝至于厨河。河田某弑泰衡、詣贊柵降。將軍往陣岡、讓其罪而梟之。十八日、秀衡四子本吉高衡、降于行平。泰衡驍將熊野別當降于義兼。於是更無其遺類也。廿日、將軍行賞諸將、以常胤為第一也。冬十一月十八日、成須賀胤信從士篠山丹三、班將軍家人列。賴朝放鷹於大庭。丹三為胤信從騎。暮有狐起徑路。賴朝射之曰、中矣。丹三同發、乃中之。換矢以進。將軍頗賞之、召胤信問名、以加仕藉。六年庚戌、春正月、出羽賊稱源義經、起於海邊莊。又稱義仲子朝日冠者、起於山北郡。泰衡遣臣大河兼任次乘之聚七千餘兵、欲襲鎌倉。八日、亥、千葉常胤將海道軍、比企能員、將山道軍赴之。十三日、足利義兼為追討使、發自鎌倉。千葉胤正、亦為一方將。胤正乃請曰、葛西清重、嘗俱戰于上總。彼實勇士也。此行也欲復共立功。將軍即許之、與清重書。時清重在陸奥也。廿五日、遠江守義定、遷任下總守。之、召胤信問名、以加仕藉。

政義原文  
義政

廿六日、詔以上總介足利義兼、為遠江守護。以去年義兼辭上總介故也。即日平親長、以修理大內之功上總介。二月、義定頗厭遠任。上請免下總守。十日、天使齎其上書、議之幕府。千葉常胤等、追賊深入陸奥、十二日、申擊賊于栗原。賊徒潰散。賊首兼任、猶率五百人、陣于平泉衣河間。我軍復破之。悉亂北河上。殺其廻兵而防者。遂追至于外濱榑部間。兼任據有多宇之梯山。足利義兼擊之盡擒、斬賊徒。兼任獨脫走。胤正等、遣使以報鎌倉。下總守義定、益憂就遠任、上請辭之。廿五日、庚、子又贈院宣及上書、以議之幕府。將軍怒而返之。三月十日、子賊首兼任將龜山遁。樵夫數十人執斧擊殺之、以訴於千葉胤正等。乃檢視其首。十五日、巳、以伊澤家景、為陸奥留守、問民間症苦、聽斷其愁訴。夏四月十一日、甲、元建久。是日下河邊行平、為將軍嗣子射師。秋八月十五日、寅、將軍定西上諸奉行。而和田義盛為先衛奉行、大須賀胤信為厩馬奉行。冬十月三日、申、將發鎌倉、召千葉常胤、使東胤賴、境常秀為隨兵後拒。十一月七日、丁、將軍以儀衛入京師。從騎四百人、皆戎服率家士、以列三行。下河邊政義、豐田兵衛尉有同姓名自異。千葉胤正、境平次兵衛常秀等、為其先衛。人見小三郎、山上太郎、下河邊行平、白井六郎、白井余一常忠、天羽次郎真常、印東四郎、應南太郎、成田七郎為其後衛。而常胤帥子弟族類、為後驅。昏詣六波羅館。九日、將軍朝于禁內、叙新大納言。十一日、酉、詣六條若宮、及石清水。廿四日、轉任右近衛大將。十二月廿九日、酉、還于鎌倉。建久二年辛亥、春正月十五日、甲、子左衛門少尉平義盛、為侍所別當。三年壬子、春正月廿一日、甲、上總忠光被虜。右大將新造佛舍、親督之。忠光眼簪魚鱗、為眇者、懷小刀以欲



報恨。雜伍于役徒中。爲佐貫廣綱四郎大夫所虜。右大將頗疑有黨者、付和田義盛亂之。答曰、更無有黨者。唯越中盛繼與我同志耳。遁匿丹波。然自客歲分手、不能知其所在。二月廿四日、卯義盛梟首於武藏之六連濱。忠光就慶常斷水漿。東鑑。秋八月五日、乙千葉常胤補地頭職。先是、右大將陞征夷大將軍。故賜常胤書。其略曰、治承以降、奉戴朝威、以誅鋤叛逆。其功逾於諸將。是以爲其軍賞、補數所地頭職。以至子孫。宜保護之也。東鑑

四年癸丑、春三月、下河邊行手、千葉成胤、和田義盛等、從將軍、獵于那須野。行平子行秀六、亦入射手撰。適巨鹿起前、追射不中。爲小山朝政所獲。行秀大耻、遁而爲僧、遂入熊野山云。夏五月、行平、成胤、義盛等、又從將軍獵于富士野。廿八日、巳夜、曾我祐成、弟時致、擊工藤祐經爲父河津祐泰復讎。東鑑

五年甲寅。

六年乙卯、春二月十二日、戊辰常秀千葉平次與比企能員藤四郎右衛門尉急赴京師。時將軍將朝覲、巷說行家義顯殘黨、潛伏於海道、以要將軍西上。於是常秀等爲隨兵、改任行事、每驛加按察。十四日、午將軍發鎌倉。千葉胤正新、下河邊行平、和田義盛、上總介足利義兼、義兼任遠江守護、且子弟居之結城朝光七等、率其宗族及房總諸士、皆從之。以三月四月、巳入京師。九日、甲午詣石清水。胤正、行平、朝光、義盛等、數百騎擐甲從之。廿七日、辛始朝。從之者、行平、朝光、常秀等、數輩耳。晦日、甲寅亦朝。夏四月十日、丑亦朝。大須賀胤信等從之。廿一日、丙亦朝。廿二日、丁亦朝。五月廿二日、丙午亦朝。咫尺天顏、譚及世上事。六月三日、丙辰亦携世嗣一幡而朝。常秀等從之。十四日、丁卯行平召桂貞兼獻之。貞兼平氏黨、居京師、頗懷貳心。故召之以搜其與黨者。廿四日、丁亦

朝光ば政光の子

東平太は重胤

朝。請休暇赴關東。明日辭京師、以秋七月八日、庚寅歸于鎌倉。東鑑八月十六日、戊辰鶴岡神廟有流鏑馬之儀。射手十六騎、特撰善其伎者。東平太、結城朝光、下河邊政義等、入其撰。平太、胤賴之子也。東鑑冬十一月六日、丙戌將軍賜下河邊行平書曰、行平事於我、實能盡其心矣。宜永至子孫、以准我支族也。東鑑十二月十二日

癸亥千葉常胤、上書將軍、直請曰、臣恒從戎事、破堅挫銳、夜警晝巡、既有積年勤勞、恐莫有如臣者乎。然而馬齡迫桑榆、朝又難期夕。冀當臣生日、得浴渥澤、欲省數輩子孫。如美濃之蜂屋莊、臣有所緣也。伏請垂憫察、以賜此地。將軍謂曰、子之有勳勞、世人皆所知也。我豈敢遺棄之乎。唯至蜂屋莊、先帝已停其地頭。請他邑是擇。我有所爲計。常胤悚然垂淚、其情顯於色。將軍頗憫之曰、我雖不用其言、決非斷所請也。東鑑

七年丙辰。

八年丁巳。

九年戊午。

十年己未、春正月十三日、將軍源賴朝薨、嗣賴家立。時十八歲。二月六日、戊辰叙左中將。廿六日任征夷將軍。爲諸國守護如故。東鑑夏四月十二日、癸酉將軍廢親聽獄訟、定斷獄職二十員。和田義盛入其員。東鑑廿七日、改元正治。秋八月十六日、丙子鶴岡神廟有流鏑馬之儀。和田義盛與梶原景時發兵警衛祠宇。東鑑冬十月廿五日、甲辰結城朝光七、直於營中稱有夢感、爲故將軍勸同寮、各唱佛號一萬。且謂曰、我聞、忠臣不事二君。吾蒙故將軍恩已多矣。今悔不剃髮以爲僧。且視當今之形勢、殆如踏薄冰也。皆爲感垂淚。景時譏之。



朝光不知。阿波局告曰、汝將就誅戮。實坐忠臣不事二君之言。朝光大驚、徑赴三浦義村、衛尉就其亭而議曰、我坐所言、已容死地、實景時搆之。所謂不事二君也者、非異父子之謂也。乃引故事證之。義村曰、事已及此矣。自非得良策、殆難逃其禍乎。凡文治以降、爲彼所搆陷、至殺身滅家者、不爲不多矣。而怨皆歸于中將。此爲世讎君敵也。豈可措而不除乎。雖然、興兵而擊之、頗似招邦亂。不如此多矣。遂召和田義盛、足立遠元藤九郎入道、復議之。皆謂曰、宜同志者連署訴之。何亦援一讒人以拒衆議乎。適中原仲業、頗善文墨、與景時相惡。即囑仲業作書。廿八日、義村、義盛、子常盛新左衛門尉、千葉常胤、子胤正、孫東重太平、凡在鎌倉者六十六人、會於鶴岡廟廊、以連署押印。小山宗政五郎、爲朝光之兄。故署而不印。即日義盛義村由大江廣元奉之。十一月十日、義盛出府。遇廣元問曰、先日訴狀如何。廣元曰、未啓也。義盛曰、公爲幕府之耳目、既歷多年矣。何恐彼一讒人而簡衆之所憂苦乎。廣元曰、不然。獨痛彼亡滅耳。義盛前膝叱曰、公不恐彼耶、何因循至今日。請聞其斷辭。廣元乃諾之、遂啓連署狀。中將覽之、即屬景時曰、汝有所辭則陳之。景時不能辭。率子弟宗族赴一宮城。十二月九日、丁景時詣鎌倉。中將命義盛義村、放景時於鎌倉外、毀其邸舍、以爲僧房。東鑑

正治二年庚申、春正月十五日、寅、和田義盛、傳令於廳衆、定京師大番。東鑑梶原景時一族、爲北條時政兵所擊、悉死于駿河。時安房判官代隆重與景時有友盟。是日赴一宮城、遂共至于駿河、戰被微創、夜匿於樹上。明日欲出其里、爲糟屋有季所獲。東鑑二月五日、酉、和田義盛復補待所別當。先是、建久中、年景時請一日假此職。適義盛丁憂、乃許之。景時欺故將軍、遂自補之。至是景時滅。故得復職。東鑑

賴家は時  
三年三十

三年辛酉、春二月十三日、甲子、改元建仁。三月廿四日、甲子、千葉介常胤卒。常胤父曰常重、叙從五位下、拜下總介。母政幹之女、以元永元年五月廿四日生。其爲人勇武儉勤、能堪艱難疾苦。常薄於自奉、以盡心武備焉。源賴朝崛起之功、常胤居其半。而不敢容猜忌。故子孫邑居各地。次子師常居相馬、三子胤成居武石、四子胤信居大須賀、五子胤道居國分、六子胤賴居東。至其孫亦分支族。於是常胤卒。歲八十四也。東鑑

建仁二年壬戌、春正月廿三日、巳、鎌倉主、叙正三位。秋七月廿二日、甲子、亦進從二位、拜征夷大將軍。東鑑

三年癸亥、秋九月三日、辰、配處比能員妻妾及幼兒於安房。北條時政乘將軍疾病、立其弟千幡、以分權勢。爲兩主。及疾少間、能員以爲其外戚、訴諸將軍、謀伐北條氏。謀漏、爲時政所殺。其宗族起兵、與時政與黨戰、不克皆滅。時政使和田義盛、放其妻妾於安房。東鑑時政遂廢將軍、立千幡爲鎌倉主。七日、申、叙從五位下。冬十月八日、卯、加首服於北條氏。義盛子常盛新左衛門尉、重茂三郎、孫胤長太平、結城朝光、境常秀兵衛尉、東重胤太郎等、與諸將士管之。重胤胤賴之子也。東鑑十一月十五日、巳、義盛、常秀、朝光等、與數人爲鎌倉寺社奉行。

四年甲子、春正月廿日、乙未、改元元文。秋七月十八日、戊寅、前將軍薨於伊豆修禪寺。東鑑冬十月十四日、癸卯、結城朝光、千葉常秀境、和田重茂、安西四郎等、與數人爲鎌倉主、赴京師、迎坊門大納言信清女。此日上途。東鑑

元久二年乙丑、春正月五日、亥、源實朝叙正五位下。廿九日、巳、右中將、令兼加賀介。東鑑夏六月廿二日、甲申、北條義時伐畠山重忠。境常秀、大須賀胤信、國分胤道、相馬義胤五郎、東重胤爲其後軍將。義胤師常之子也。下河邊行平、結城朝光等、與諸將士率兵從之。和田義盛亦與北條時房、將兵向關戶。先是、重忠罵北條朝雅。



義時原文

朝雅深恨之、終讒之、母牧氏。牧氏時政之妻也。時政怒、欲討重忠。二子義時時房證其無他。牧氏恐露其奸、召二子強之。至是發兵赴武藏。重忠將來辭。會于二俣河、乃擊之。重忠知其不免而死。人無不為悲者。東鑑

是北條氏之志也。中將常在時政亭、牧氏潛謀立子朝雅為鎌倉主。秋閏七月十九日、辰、結城朝光等、與諸將士急奉中將赴義時亭。時政所聚兵士、悉往護之。即日時政削髮、老于伊豆北條。以義時為執權。東鑑

八月十七日、未、宇都宮賴綱削髮、髮號運生。因結城朝光獻髮。先是、聞賴綱謀叛、將發兵討之。賴綱聞之、削髮、來辭其無叛。義時不肯面。因朝光獻髮。朝光善陳其無他。竟付賴綱於朝光。東鑑

冬十一月十八日、酉、相馬師常卒、年六十七。師常稱次郎、常胤次子也。深入佛乘、跌坐而逝。僧侶舉拜之。嗣曰：義胤、孫曰胤綱。千葉大系圖云義胤稱五郎左衛門尉胤綱稱次郎左衛門尉皆仕于幕府。東鑑

十二月廿四日、丙、行村條氏為上總奉行。先是、黑柄次郎者為上總追捕、大縱凶逆、以有所犯、陵、村正等訴之。行光行村裁斷之。於是行村為奉行。行村行光皆二階堂行政之子也。

土岐左衛門光行  
見東月條  
保分月條  
又蓋北條  
行村蓋北  
條氏同條  
云信濃守  
判官大守  
是也

三年丙寅、春二月廿二日、酉、中將叙從四位下。東鑑

夏四月廿七日、寅、改元建永。六月廿一日、未、結城朝光為角觥奉行。東鑑

冬十一月十八日、未、東重胤頗被寵、請休暇在下總。中將愛慕召之。乃詣鎌倉。猶怒其遲滯。重胤幽居、遂就北條義時議之。義時曰、是官途之常也。公獻倭歌。此中將所好、必被免也。即詠不獲乎君之情。義時謁中將、視其歌且憫之。中將深感為免。東鑑

建永二年丁卯、春正月五日、亥、中將叙從四位上。東鑑

冬十月廿五日、卯、改元承元。

承元二年戊辰、夏閏四月廿七日、丙、東重胤赴京師。重胤父胤賴、自少仕于京師。故亦依舊被徵也。東鑑

秋七月

此の時上  
か總介國員

十九日、丙、中將與其母及室、詣永福寺。葛西十郎留守幕府、為其從士所殺。於是其族類皆來聚、府中大煽動。義盛乃鎮靜之。東鑑

冬十月十日、丙、子重胤還自京師。中將召問京師事情。東鑑

十二月十四日、己、上總海上郡久吉郷、僧善勝等數輩、補鶴岡職掌。東鑑

是月中將叙正四位下。十日也

三年己巳、夏四月十日、酉、中將叙從三位。五月義盛請為上總介。中將議之尼臺。尼臺曰、故將軍禁將士新任國司。今又不可始此例。義盛乃不能強。既而決意、書治承以降功績、因大江廣元請曰、我終身所望、唯此一事耳。東鑑

廿六日、己、未、中將陞右中將。廿八日、辛、西土屋宗遠有恨、殺梶原家茂於和賀。宗遠稱三郎家茂稱兵衛太郎遂因和田常盛、歸罪納其刀。即命付宗遠於義盛。東鑑

冬十一月廿七日、己、令義盛曰、嘗所望國司事、有所為圖、子少待之。義盛大悅。東鑑

十一月、幕府更定關東守護、求其舊令書。千葉介成胤報曰、元永中我曾祖千葉大夫、為千葉檢非違所。至故將軍時、又以祖常胤為下總守護。令曰、宜其任如舊也。成胤胤正之子也。東鑑

四年庚午、夏六月十七日、壬、西院北面秀康、任上總介。秀康姓關東鑑既而目代就國務、多所變易舊規。應衆怒相爭、遂至拔刀傷人。秋七月、應衆復訴之幕府。北條義時、大江廣元、相謂曰、此非幕府所能為、宜奏而待裁制也。東鑑

五年辛未、春正月五日、己、丑將軍叙正三位。十八日、兼美作權守。東鑑

三月九日、辛、改元建曆。冬十二月廿日、辰、義盛以子義直、四郎兵衛尉。謂大江廣元曰、於上總國司、我不復欲之。請返其上書。北條義時等、稱將軍怒曰、既已啓狀於我。故言有所少待。今又為此言。何亦輕侮上耶。是其素心所致也。東鑑

建曆二年壬申、春正月十九日、辰、大須賀胤信被停出仕。實朝詣鶴岡、召胤信命負調度。固辭。實朝曰、



故將軍定任此職者、使負箭二十幹、以寓射敵二十之意。然則任此職者、固其所榮也。今若爲賤職、辭之。即改命和田常盛新左衛門尉以停其出仕。東夏六月七日、辛酉、夜幕府宿直士、遽闕殺傷數人。鎌倉爲騷擾。義盛率家兵往、搜索與黨者、紮斷其罪。八日、遠竄黨首伊達四郎、荻生右馬等。東廿四日、實朝就義盛亭、賜和漢將帥影十二幅。同秋七月二日、丙幕府以宿衛爲鬪亂、命千葉盛胤、更造宿衛所。東八月、辛卯、宿衛所成。義盛等爲宿老。然以其通故事、撰近習壯士統之、以結番宿衛。東是冬、十一月、實朝叙從二位。

三年癸酉、春二月二日、酉結城朝光左衛門尉、和田朝盛新右衛門尉、以有才藝、爲衛府長。東十五日、千葉成胤捕僧安念、送之北條義時。信濃人泉親平、欲奉千壽丸、以討滅義時、使安念說諸將。千壽故賴家子也。安念被執、親平千壽皆遁。連坐者頗衆。義盛子義直四郎左衛門尉、義重六郎兵衛尉、姪胤長平、及八田三郎、白井十郎等、凡就虜者數百人。

三郎下總人、十郎故平廣常姪也。又結城朝光、被托狩野小太郎、且紮彈其與黨。東是月、實朝叙正二位。西義直被幽在伊東祐長。義重在伊東祐廣。胤長在金窪行親。時義盛在上總夷北莊、聞之大驚。三月八日、西己詣鎌倉、直謁實朝、請以其舊勳償子姪之罪。實朝素親信義盛。故即赦之。明日、義盛携宗族九十八人、列坐幕府南庭、因大江廣元請赦胤長。北條義時素忌其豪族、欲激而除之。命吏縛胤長、過其所列坐、而屬之行村嚴加禁呵。於是義盛深恨之。十七日、胤長於陸奥岩瀨。義盛因五條局請胤長第一、自故將軍時、籍沒第七、必賜其族。且地近幕府、有宿衛之便。若得賜此第一、臣無所復恨。實朝即賜焉。義盛遣人守之。夏四月、義時亦請而逐守者、分與行親忠家。義盛益不平。遂欲滅北條氏。次子朝盛爲實朝所

行村は山城判官といつた

寵。憂迫不能措、雍髮爲僧遁。義盛惜其精兵、使四子義直追之、得於駿河。廿七日、實朝使使者來問。義盛乃對曰、故將軍時、以我有微功、受賞亦過分。既薨矣。封土未乾、臣等舉族陸沈、雖有所哀訴、更不得上達。然臣豈敢謀反乎。使者復命。義時召諸將告曰、義盛已叛矣。然自我開兵端、以爲不可也。又使人來問曰、公將有所大爲、將軍深驚歎。請少待恩裁。義盛答曰、於將軍固無所怨。獨至義時專橫、我兒輩懷憤激。近日欲有所問焉。五月二日、寅、義盛聚子弟宗族、各約其所向。三浦義村與弟胤義、約向北門、途而走。義時於是義盛以百五十騎分爲三隊、一向南門、一向西北二門、欲取實朝。而一攻義時第。以義村等走告、幕府已備兵、鑽屏通射窓待之。我軍過廣元第、交射而戰、轉出橫巷。府兵出支之、數合會戰、遂進圍幕府。北條泰時修理、足利義氏三郎等、應兵迎禦。三子義秀排南門入。所向皆破。府中驚失火、烟焰漲天。義時廣元擁實朝、避之法華堂。義秀進擊殺葛西盛重、新野景直、禮羽蓮乘等精騎數十人。高井重茂者稱三郎兵衛尉、和田與義秀爲從弟。視之來薄、相搏墜馬。義秀即斬之、將上馬。北條朝時揮大刀來、輒傷而退。又進與義氏遇、攫其鎧袖。義氏策馬踰溝、袖斷。視者驚賞。義秀追窮之。應司官者、沮而死之。義氏乃得遁、又至大宮巷、與武田信光遇。目而欲擊焉。其子信忠走沮之。義秀憫賞其志、不戰而馳。日暮。接戰達于旦。我軍糧竭馬疲、引退前濱。橫山時兼右馬、舉族來援。至于腰越、聞鎌倉戰酣、悉投其族裝、來加我軍。乃得三千騎、軍復振。於是、近國兵來聚、欲援我軍。義時大驚、請將軍教書召之。時千葉成胤、率族類至自下總。義時大得力、作書召武藏兵。義時泰時守若宮巷、義氏守町巷、賴茂守近江守名越、結城朝光守大倉。義盛欲向法華堂而、不能肯進。更自比濱、擊義時等兵。使中山

東鑑建保四年條有武藤左衛門尉賴茂然官各不證矣

葛西は葛貫蓮乘の誤か

房總逸史



義直年三十七

時政原文

行重太、當義氏軍。鎮西人小物資政又太、頗懷悍有勇力。挺身來薄。義秀逆擊斬之。行重與日光僧辨覺兵戰、而敗走。土屋義清大學、土肥惟平先次、古郡保忠左衛門尉、亦進與長尾景茂弟胤景戰。胤景弟江丸猶幼能戰。義清止射賞之。遂與保忠義秀、連騎驅擊。所向皆辟易。泰時遣人告實朝曰、我兵雖衆殆不可支焉。請運賢慮。實朝大驚、召廣元議之。適義清中流矢死。復戰數十合。四子義直四郎左衛門尉、爲伊熊盛重太所擊。義盛嘆息曰、噫我事去矣。進擊江戶能範左衛門尉死之。年六。五子義重五郎兵衛尉、六子義信六郎兵衛尉、七子秀盛七郎年等七人、返兵殉之。義秀朝夷名三郎以五百騎航海而遁。長子常盛新左衛門尉、弟朝盛新兵衛尉、與時兼、保忠、及岡崎實忠余一左衛門尉、山内政宣先次郎左衛門尉。明日、皆自殺于甲斐競石二木。義盛平姓、出自三浦族。先人三浦爲繼平郎從源義家討陸奥武衛家衡有功。其族居相模和田者、以稱和和田氏。至義盛、又有功於賴朝、邑食上總、爲幕府宿老。至是爲北條氏所傾覆而滅。東。七日、丁義時以義盛及與黨地、賜有功諸將。大須賀胤信受甲斐井上。三浦胤義九郎左衛門尉受上總夷北郡。藤内兵衛尉姓名受其幾與宇、而義時自取其飯富莊。義時時政之子、胤義義澄之子也。未分明。後按。九日胤長被誅于岩瀨。東。冬十二月六日、壬寅改元建保。

建保二年甲戌。

三年乙亥。

四年丙子、夏六月廿日、寅實朝任中納言。秋七月廿二日、癸更兼左近中將。秋九月廿四日、卯結城朝光監造巨船。實朝信宋陳和鄉言、使之造巨船、欲詣宋醫王山。故有此舉。東。五年丁丑、春三月、巨船成。將浮由比濱、膠砂不出。其議遂止。東。

權大納言原文

右大臣原

爲公曉所擊、夜不能驚、赴祠傍、忽報曰、公曉報其雪、遂園其不獲、下坊欲自、立赴三浦、第途中伏、誅胤之、行胤の誤か

後鳥羽上皇

房總逸史

五一七

六年戊寅、春正月十三日、酉實朝任權大納言。二月六日、申復上請兼左近大將。即左馬。夏四月七日、午千葉介胤胤疾篤。幕府使其族東重胤來訪、且以子胤綱爲千葉介。十日亥戌胤卒。成胤胤正之子也。東。六月廿七日、卯實朝以陞大將、拜鶴岡祠。大須賀道信太等數十人、爲隨兵。而東重胤爲殿。道信胤信之子也。東。冬十月十日酉實朝任內大臣。東重胤子胤行、爲實朝所寵、夙夜在幕府。適遷下總海上莊。廿七日、未實朝愛慕、作書召父子。東。是冬實朝任右大臣。十二月二日。東。七年己卯、春正月廿七日、子實朝以陞右大臣。拜賀于鶴岡祠。公卿百官悉從之。堺常秀兵衛大須賀道信太東重胤等、爲隨兵。道信胤信之子也。是夜儀畢、實朝將降階、爲故賴家子公曉所擊、薨。既而公曉伏誅。東。於是源氏嗣絕。實朝母政子、權知國務。世稱曰尼將軍。夏四月十二日改元承久。秋七月、政子與北條義時議、以左大臣道家子、爲源氏出也。取爲關東將軍。時甫二歲。十九日、壬子結城朝光左衛門尉、千葉胤綱、木内次郎、掬秀胤兵衛等、與諸將迎駕入鎌倉。秀胤常秀之子也。東。承久二年庚辰、冬十二月朔日、丁鍊倉幼主始服衣冠。千葉胤綱、武藏守北條泰時、武藏前司足利義氏以下諸將、各有所任、以輔其禮。東。是歲、東重胤徙邑美濃郡上。重胤後削髮號素遣。最長倭歌、以傳子孫。倉紙。大草。

三年辛巳、北條義時數抗帝命。三浦胤義成京師不還。與藤原秀康奉敕討義時。後鳥羽上皇詔五畿七道徵兵。京師已經戰、戍兵焚死。義時心深畏。與大江廣元議、遂決西伐胤義秀康等、募關以東將士。夏五月廿二日、乙千葉介胤綱、與相模守北條時房義時、武藏守泰時義時、武藏前司足利義氏、駿河前司三浦義村爲



時官軍將  
舊井太郎  
入道者守  
食渡未氏  
何舊井氏

將自海道。相馬義胤父子、承久物語稱父子三人按千葉大系圖義國分三郎、大須賀道信等、率族從之。三郎蓋胤通也。結城朝光與姪小山朝長、武田信光、小笠原長清、爲將自山道。結城朝廣與式部丞北條朝時弟也。小笠原實信、爲將自陸道西上。朝廣朝光子也。其軍稱十九萬人。六月三日、辰海道將士至遠江國府、得京師報焉。  
 知官軍所備。五日午至尾張一宮、分部。諸將士向豆戶鵜沼池瀨洲股之要害。及晚山道將朝時、朝光等、至大井渡。官軍於水中作大繩橫截之。又以棘木植岸。乃斷繩拔木、肉薄擊之。其將判官大內惟信敗走。於是官軍要害悉破。七日申兩道將士並進、陣野上及垂井。聞陸道軍已經險難、兵馬皆疲、千葉胤綱等、以騎一萬餘援之。藤原秀康及有久等、已敗於海道、被創還奏之。舉朝變色。上皇與帝及新院、奉劍璽幸於叡山。百官皆從之。又朝時朝廣等、以五月晦至越後國府、聚北陸兵士。官軍要越中市降險築柵張弩備之。乃夜束炬牛角、放數百頭。敵視爲我兵至、萬弩連發。牛燈而兵從之、進及砥並山下。仁科盛遠、官崎貞則等、以數千兵扼其要路。又擊破之、至般若野。天使齋宣旨來、詔誅義時。實信等拜而辭之、遂進入加賀。會胤綱率兵赴援。兵勢益振。朝廣尤多戰功、士兵應官軍者悉降之。即合軍向京師。時京師誤傳義時伏誅。上皇在坂本聞之、大悅。又以東軍迫近畿、還駕於京師。十二日、乙未、大納言藤原忠信、兵衛督有稚、宰相中將範茂、安達親長等、遣守宇治勢多之要路。幸島行時、與宗族到杜山、獨馳往野路、加泰時軍。泰時大賞。引坐上饗之、以其子時氏賜馬、且賞及皂隸。視者振從泰時。行時下河邊行平子也。十三日、寅時房向勢多。朝光與義村等向淀及平上。泰時陣栗子山。官軍將山田重忠等、撤勢多橋板、攢鐵而待之。我軍緣架進。輒敗去者數回、遂濟而擊之。重忠等潰散。明日泰時等、復向宇治河。官軍填塞。又撤橋板備、

以難肯進。適猛雨暴漲、將士皆戰罷、陣平等院。泰時視之大怒、勵兵。相馬義胤等數百騎、緣桁戰數合。全軍從之競進。被射而溺死者多。泰時大驚、頻令停戰。擇善泗者、試水深淺。義胤父子及行時等九十六騎、又爲先登。於是全軍悉釋甲騎渡。行時等被擊死者數百騎。泰時視之曰、吾何獨坐視。鞭馬而進。將士擁轡曰、公任爲將帥、何肯危其自耶。遂大與官軍戰、乃克。有公卿爲死者。又胤綱義氏等向大渡、毀民舍、作筏、以擊走官軍。十五日、辰泰時引軍至樋口、遇天使齋院宣至。泰時下馬拜讀之。秀康等遁、胤綱自殺於西山。十六日、時房、泰時在六波羅、各賞軍功有差。又廢立公卿百官、以分托諸將。托大納言忠信於胤綱、僧長賢於朝光。秋八月朔子胤綱護忠信至遠江舞坂。故實朝室以爲其妹、請之於政子。被赦還京師。  
東鑑及承  
久軍物語 後流越後云。日本外史是冬十月、秀康等被虜伏誅。  
 四年壬午、夏四月十三日、改元貞應。

貞應二年癸未、冬十月十三日、幕府定近習六番。每番各三人、結城朝廣七郎兵衛與北條重時義時子、三浦光村義村子爲其一番班。  
 三年甲申、秋閏七月初、政子抱幼主、經赴北條泰時第。結城朝光、小山朝政等以下宿老會之、召三浦義村詰問。是夏、北條義時卒。子泰時嗣爲執權。其繼母藤原氏與平光宗伊賀式部丞謀、欲以婿中將藤原實雅爲將軍、而其出政村爲執權。義村竊助之。物議騷然。泰時措不關。政子深憂之。臨義村第爲諭焉。府下猶騷擾。於是、即得其實。八日政子與大江廣元等大議其罪、送實雅于京師、禁錮光宗、收其邑及職事。八月廿九日、流光宗于信濃、廢其母藤原氏于北條里。  
東鑑 冬十一月廿日、改元元仁。







成。賴經親臨之。千葉胤時八、結城朝廣上野左衛門尉等、十騎爲隨兵。東 廿二日、卯、賴經以數赴泰時第一、經營新府、乃成。以儀衛赴之。結城朝廣上野七郎、及重光三郎等、爲扈從。重光、蓋朝廣子也。以泰時孫戒嘉加首服、獻甲一領。戒壽、時氏次子也。東

五月廿三日、壬、賴經落大慈寺新佛舍。結城朝廣與十騎爲先驅。千葉胤時八、亦與十騎爲後驅。東

曆仁元年、戊戌春正月朔、申、幕府有宴饗之儀。平秀胤、與弟政秀、獻馬。東 廿日、卯、又有始射之儀。下河邊行光右衛門尉、與山田五郎、爲五番射手。東 廿八日、亥、賴經西上觀京師。以二月十七日、儀衛入京師。隨兵列三騎、各率家士三十六人。大須賀八郎、與大河戶民部太郎、佐原太郎兵衛尉、爲先驅第一列。安西太夫、金摩利太郎、丸五郎皆安房人、爲其第七列。下河邊行光、大河戶太郎兵衛尉、與新開左衛門尉、爲衛駕第十八列。結城五郎重光、與佐竹八郎、及六郎次郎、爲其三十五列。千葉胤時八、相馬左衛門尉胤綱、大須賀左衛門次郎、爲其第四十四列。平秀胤上總介等、爲其第五十三列。結城朝廣等、爲其第六十列。廿二日、戌、詣相國第。朝廣等爲衛府扈從。明日、賴經朝、任權中納言兼右衛門督。廿六日、復補檢非違使別當。廿八日、辰、拜賀、且獻馬於公卿。賴廣、及重光上野、千葉胤時八等、從之。廿九日、復朝。三月七日、壬、午、陞權大納言。夏四月十八日、亥、賴經辭權大納言。五月廿日、甲、午、賴經薦藤原朝村、爲右大臣普光園公臣。朝村上野、結城朝光子也。以其善射 六月五日、賴經拜春日祠。千葉胤時、下河邊行光左衛門尉、相馬胤綱次郎左衛門尉等、爲隨兵。明日、自春日還。冬十月十二日、癸、賴經朝、奏還關東。十三日、甲、寅、發京師、以廿九日、午、入鎌倉。十一月廿三日、甲、辰、北條泰時、獵于大庭野。下河邊行光等、爲射手。東

丸六郎浦  
佐野太郎  
石田太郎  
八列となつた

十郎は朝  
光の子か

延應元年、己亥春正月十二日、壬、賴經拜鶴岡祠。上野判官、結城朝廣等、爲扈從。東 二月七日、丁、改元。夏六月廿日、丁、夜、賴經急赴前佐渡守基綱蓋後藤氏第。上野判官、結城朝廣等、爲扈從。特賞風月、命兒童歌舞。東

仁治元年庚子、春正月六日、辛、未、幕府有始射之儀。下河邊左衛門次郎等、爲四番射手。東 三月七日、辛、未、賴經嗣生百日、饗諸將於寢殿。結城時光上野彌四郎、與弟重光五郎兵衛尉、獻鞍馬一匹。時光、重光、皆朝光子也。東 十二月二十日、丙、幕府令結城朝村上野等宿衛五人、無故過出仕。蓋以其用度奢肆也。十八日、遂令關東家人、嚴禁叨任官爵、且好奢肆。夏四月十日、辛、丑、五人者皆被赦。東 秋七月十六日、改元。九月晦、寅、幕府課家人任官爵、不以行役者、皆令出贖錢。左右衛門尉、贖錢百匹。左右兵衛尉、七十匹。左右近將監、三十匹。內舍人、二十匹。每歲以爲恒例。

二年辛丑、春正月朔、庚、幕府有宴饗之儀。兵衛尉結城重光五郎、與弟朝村十郎、獻馬一匹。東 五日、甲、午、又有始射之儀。左衛門尉下河邊行光、與兵衛尉佐原某六郎、爲一番射手。東 十四日、賴經詣鶴岡祠、行百日祭。上野判官結城朝廣、弟右衛門尉時光四郎、左衛門尉大須賀重信七郎等、給仕之。東 重信、蓋道信子也。廿三日、壬、子、賴經臨馬場殿。上總權介平秀胤、與前武藏守北條時房等、會之。使宿老人大講射伎。左衛門尉結城重光、弟朝村十郎等、爲登懸射手。又、重光、與左衛門尉下河邊行光、爲的射手。東 先是、秀胤代父常秀、任上總權介。秋七月廿六日、壬、子、賴經夫人、使文元朝臣者、行屬星祭、催上總皆吉鄉租、以充其用度。爲將軍氏禳災祥。東

八月十五日、賴經行鶴岡放生會。乃將出駕。兵庫頭者執其佩刀、授式部丞平時秀、過墮之簀上。時秀、秀胤長子也。令曰、是非二人失禮、必一時之怪異也。遂爲停駕、召金窪行親問之。答曰、神異之寶刀、不應



其人<sub>一</sub>也。東鑑 廿五日、庚賴經詣北斗堂祭之。修理亮平政秀、左衛門尉大須賀重信<sub>七</sub>、兵衛尉結城重光<sub>五</sub>等、爲後驅隨兵。政秀、秀胤次子也。東鑑 九月十四日、己左衛門尉下河邊行光等、從左近將監北條經時、獵于藍澤。東鑑 行光、長於下河邊里、更無山澤供射獵。人恐其不獲獸。而此行獲獸尤多。經時深賞之、明日還于鎌倉。冬十一月三日、丙賴經赴武藏鶴見莊、遊于秋田義景館、有笠懸。式部大夫平時秀、結城朝村<sub>上野</sub>、左衛門尉下河邊行光等、二十人爲射手。左衛門尉大須賀重信、亦從之。明日、還于鎌倉。東鑑 廿九日、子大藏權少輔結城朝廣、與其族小山長村<sub>五郎左衛門尉</sub>、長沼時宗<sub>左衛門尉</sub>等、宴于若宮巷。先是、朝廣進大藏權少輔。三浦氏族、亦隔巷而宴焉。朝廣弟朝村<sub>上野</sub>、將試射由比濱。途驅犬射之。箭入三浦氏樓。使人乞之。三浦家村<sub>式部大夫</sub>大怒、不昇箭。遂三浦結城兩族、將鬪若宮巷。北條時房<sub>前武藏守</sub>蓋時房也、大驚、使後藤基綱<sub>佐渡</sub>、平盛綱<sub>平左衛門尉</sub>來解。明日、時房上過家村朝村<sub>上野</sub>出仕、召三浦結城兩族、慇懃說諭之。皆畏伏陳謝。十二月五日、午家村朝村皆被赦。東鑑 三年壬寅。東鑑

海上某は  
か海上胤有

寬元元年癸卯、春正月十九日、丙賴經拜鶴岡祠。左衛門尉大須賀重信等、爲扈從。東鑑 二月廿六日、酉改元。秋七月十七日、辰鎌倉主屢出駕。以扈從不整、定每月三旬格番。上總權介平秀胤、子式部大夫時秀、左衛門尉結城時光<sub>上野</sub>、弟朝村<sub>上野</sub>、左衛門尉大須賀重信<sub>七郎</sub>、木内二郎等、爲上旬扈從。修理介平政秀<sub>上</sub>、千葉時胤<sub>八郎</sub>等、爲中旬扈從。政秀、秀胤次子也。左衛門尉平泰秀<sub>五郎</sub>、兵衛尉結城重光<sub>上野</sub>、中務承東某<sub>重胤子</sub>、海上某<sub>五郎</sub>、相馬某<sub>左衛門尉</sub>、爲下旬扈從。泰秀、秀胤五子也。東鑑 按下旬部有左衛門尉押五郎、爲下句扈從。泰秀、秀胤五子也。垂某者蓋下總人然未詳。東鑑 八月十六日、己賴經拜鶴岡祠。結城朝村<sub>上野</sub>等、爲流鏑馬射手。大藏權少輔結城朝廣、上總權介平秀胤等、爲立的之任。東鑑 九月五日、申賴經赴後藤基綱大倉

時村原文  
名關  
宗光ば行  
平の子か

上野入道  
朝光ば日  
阿と號し

第。平秀胤等以下從之。有倭歌管絃、及猿樂等、入夜還駕。東鑑 二年甲辰、夏四月廿一日、卯鎌倉幼主賴嗣、加首服。年六歲。儀畢、上總權介平秀胤等、於政所獻杯。北條經時、遂使賴經讓將軍職於賴嗣。即日使人請之京師。廿八日、賴嗣叙從五位下、任右近衛少將。六月十三日、午有始駕之儀。大藏權少輔結城朝廣、左衛門尉大須賀重信<sub>七郎</sub>等、爲先驅。左衛門尉結城重光<sub>上野</sub>、兵衛尉相馬胤繼<sub>次郎</sub>、幸島次郎<sub>時</sub>、下河邊左衛門次郎<sub>光</sub>、結城朝村<sub>上野</sub>、劍履從車駕。胤繼胤綱子、時村蓋行時子也。幸島 承久之役秋八月十五日、未賴經拜鶴岡祠。修理亮平政秀<sub>上總</sub>、左衛門尉結城時光<sub>上野</sub>、千葉師時<sub>七郎</sub>等、爲先驅。千葉泰胤<sub>次郎</sub>、海上胤有<sub>五郎</sub>等、劍履從車駕。上總權介平秀胤、左衛門尉大須賀胤氏、左衛門尉相馬胤村<sub>五郎</sub>、木内胤家<sub>次郎</sub>等、爲布衣扈從。胤氏蓋重信兄、胤村胤繼弟、陸奥相馬氏祖也。千葉大 十六日、甲復詣鶴岡、有十六番流鏑馬。平秀胤爲其四番。射手子景秀<sub>六郎</sub>、立的彌四郎左衛門尉者也。結城上野入道爲其十四番。射手子重光、立的大須賀重信也。東鑑 廿四日、賴嗣任正五位下。東鑑 三年乙巳、春正月九日、乙幕府有始射之儀。印東次郎、與三浦光村、爲一番耦射。東鑑 十三日、賴嗣兼任近江介。東鑑 秋七月二十六日、午北條經時、以其女楡皮、爲賴嗣室。下河邊宗光<sub>左衛門</sub>、與小野澤時仲、尾藤景氏等扈從。儀極省略。東鑑 八月二日、甲子日井九郎、與馱則俊<sub>三郎</sub>、以幕命幽下野人大膳亮孝俊。姓關兄 先是、孝俊與兄泰繼、殺其姪業氏。右京亮 至是發覺、皆被虜、托九郎則俊。九郎千葉氏族也。東鑑 十五日、丑賴嗣拜鶴岡祠。儀極嚴莊。式部大夫平時秀<sub>上總</sub>、千葉泰胤<sub>次郎</sub>等、爲前驅。結城朝村<sub>上野</sub>、武石朝胤<sub>三郎</sub>、平秀景<sub>六郎</sub>等、劍履從車駕。上總權介平秀胤、左衛門尉大須賀胤氏<sub>次郎</sub>、左衛門尉平泰秀<sub>上總</sub>、爲布衣扈從。幸島時村<sub>次郎</sub>、兵衛尉結城











下野箭。已至有射犬。朝村等爲上手。冬十一月廿八日、壬幕府命千葉介等、禁四一半博奕。是時博奕大流行、下總常陸陸奧尤爲已甚矣。士之放遊浮食者、寓事於雙六、爲四一半奕焉。執權令曰、夫爲士者所爲、除圍碁之外、凡類博奕者、咸禁遏之。明日、又禁諸國守護放鷹。十二月廿七日、午幕府定近習結番。左衛門尉大須賀胤氏或朝等、爲二番。千葉泰胤次等三番。足利家氏、結城朝村等四番。執權令曰、若於惰而不勤者、永削姓名、以停出仕。

三年辛亥、春正月朔、戌幕府有宴饗之儀。右衛門尉結城時光上野彌、與弟朝村、獻馬一匹。賴嗣與世子、遂赴相模守北條時賴第。前大藏權少輔結城朝廣等扈從。左衛門尉大須賀胤氏次等、爲世子扈從。二日、復有宴饗。左衛門尉結城重光上野、與子光時次郎蓋、獻第四馬。三日、復有宴饗。左馬頭入道足利正義行之。子宮內少輔泰氏獻劍。子家氏與左衛門尉太平某、獻第一馬。四日、結城朝廣鎌倉塔辻第焚、累世文書重寶爲灰燼。十一日、申賴嗣拜鶴岡祠。足利家氏等爲布衣扈從。廿日、巳復拜二所祠。千葉行胤七郎、東義行四郎等爲前騎。足利家氏三郎、右衛門尉結城時光上野彌、及弟兵衛尉廣綱上野等、布衣扈從。國分胤重次、椎名胤繼六郎等爲後騎。是夏、以閑院殿成、賴嗣叙三位。東鑑六月廿七日、秋八月十五日、卯賴嗣拜鶴岡祠。兵衛尉結城重光上野、足利家氏三郎等、爲前驅。宮內少輔足利泰氏、前大藏權少輔結城朝廣等、布衣扈從。武石胤氏四郎、左衛門尉朝氏等、爲後驅。朝氏、蓋胤氏子也。廿一日、酉復宴於由比浦。老少咸扈從、有笠懸射犬等儀。幸島時村次等、爲笠懸上手。結城朝村等、射犬上手。廿四日、復赴海邊、有笠懸射犬等。時村、朝村、又爲二番射手。冬十一月十三日、戌二位禪定蓋前將始徙龜谷新第。兵衛尉結城廣綱上野、左衛門尉大須賀胤氏等扈從。十二月

二位は賴嗣の母

宗尊親王は後醍醐天皇の第一皇子

宗氏は家氏の誤か

七日、戌宮内少輔足利泰氏、被收埴生莊。泰氏欲遁世、適在其莊。削髮爲僧。執權北條時賴罪之、收其職小侍別當、及食邑、以賜族掃部助實時。泰氏大驚、以下時賴爲外戚、且父正義宿老、請贖其罪。執權不許。曰、夫法度、以親戚上下不枉也。東鑑時泰氏三十六歲。廿六日、巳左衛門尉矢作某所虜。某千葉氏族也。賴嗣疾北條氏專橫、使長久連次郎左衛門尉、僧了行、矢作某、說諸將士。既而發覺、爲佐々木氏信所縛。明日皆伏誅。四年壬子、春正月三日、子左馬頭入道足利正義、行幕府宴饗儀。是春、執權北條時賴、廢將軍賴嗣、送還京師。夏四月朔、寅三品親王宗尊卿、爲將軍東下。十三到固瀨河。自鎌倉出將士迎之。足利顯氏次等、爲隨兵。武石次郎名、及弟朝胤三郎、足利家氏太等、狩裝帶弓矢。巳入鎌倉府。家氏、弟滿氏三郎、與諸將士獻鞍馬各一。三日、左馬頭足利入道正義、復行宴饗之儀。是日、前將軍母二位尼、及世子、亦西上焉。上總介大會彌長泰、左衛門尉結城時光上野彌等、爲行路奉行。時長泰任上總介。又定幕府廂番。足利顯氏次、前大藏權少輔結城朝廣等、爲一番。左衛門大會彌盛經次等二番。兵衛尉相馬胤繼次等三番。足利滿氏三郎、左衛門尉大須賀胤氏次等五番。兵衛尉結城重光上野等六番。是月、親王陞左大臣、爲征夷大將軍。十四日、卯拜賀於鶴岡祠。公卿從之。左衛門尉大會彌盛經又有押垂左、左衛門尉結城廣綱上野、中務少輔東胤重等、爲布衣扈從。大會彌長經左衛門等、劍履從車駕。足利宗氏太等、爲前驅。結城朝村上野、武石朝胤三郎等後驅。十七日、午御所有蹴鞠會。中務少輔東胤重、及結城朝村等任之。廿四日、復會。兵衛尉結城廣綱上野亦加之。是月晦、未幕府改引付頭人。左衛門尉大會彌長泰等爲三番。秋七月、將軍新築御所、以其地方爲吉、權從右兵衛督教定泉谷第。八日、寅出車駕。結城朝村、海上胤景次等、劍履步從。前大藏權少輔結城朝廣、足利家氏、



長胤は一に胤氏に作る

太左衛門尉大曾禰長泰等、烏帽子直衣以騎從。九日、新御所成。將軍自龜谷還。前作泉谷執誤扈從如昨日。東鑑 廿三日、巳復出駕。大曾禰長經太郎等、步從。中務少輔東胤重等、爲後騎。東鑑 八月初、丑將軍改拜賀鶴岡祠。前大藏權少輔結城朝廣、左衛門尉大曾禰長泰等、爲扈從。足利家氏、兵衛尉結城重光上野五郎、左衛門尉大曾禰盛經二、左衛門尉大須賀胤氏次、武石胤胤四郎等、爲隨兵。左衛門尉結城時光、及弟朝村、左衛門尉相馬胤繼次、大須賀左衛門太郎長賴等、直垂以從。五日、復出駕。大曾禰盛經等騎從。又有押垂左衛門尉基時 九月廿五日、午將軍復赴教定泉谷第。結城朝廣等爲從騎。東胤重等步從。冬十一月十一日、卯幕府新御所、行移徙之儀。大曾禰長賴左衛門、海上胤景、大須賀胤氏次、武石胤胤四郎等、爲隨兵。左衛門尉大須賀胤氏次、及利氏三郎、滿氏上總、前大藏權少輔結城朝廣、左衛門尉大曾禰盛經、押尉盛經次郎、兵衛尉結城重元上野五郎、左衛門尉大須賀胤氏次等、布衣扈從。明日、定間見參結番。大曾禰盛經、押垂藏人等、爲其四番。東鑑 廿日、庚將軍赴北條重時陸奥守第。結城朝廣、大曾禰長泰、及盛經、相馬胤胤孫五郎左衛門尉、大須賀胤氏次、武石胤胤四郎等、爲布衣扈從。十二月十七日、卯復以新御所成、拜賀鶴岡祠。足利兼氏次、海上胤景彌次郎等、爲前驅。足利家氏太郎、左衛門尉大曾禰長泰、兵衛尉結城重光、左衛門尉大曾禰盛經又有左衛門尉押垂時基、布衣扈從。結城朝村、武石胤胤四郎、海上胤方次郎等、後驅。東鑑 五年癸丑、春正月朔、辰幕府有宴饗之儀。左衛門尉大曾禰長泰太郎、弟左衛門尉盛經、與諸將獻馬各一。二日、左馬頭入道足利正義、復行宴饗之儀。子家氏太郎、兼氏次郎、與諸將獻馬各一。三日、復宴饗後、有始駕之儀。足利家氏太郎、前大藏權少輔結城朝廣、左衛門尉大曾禰長泰、左衛門尉大須賀胤氏等扈從。遂赴北條時賴第。家氏獻劍。入夜而還。東鑑 十六日、乙將軍赴若宮大路。海上胤景次郎、大須賀胤氏等、從車駕。足利家氏、結城朝廣、

堤堰とすべきか

及弟重光上野五郎、大須賀胤胤蓋父子同名此父左衛門尉也子稱左衛門次郎等、爲布衣扈從。又有押垂左衛門尉基時 秋八月十五日、辛將軍拜賀鶴岡祠。足利顯氏等、爲前驅。大須賀某左衛門四郎、海上胤景彌次郎等、劍履從車駕。千葉介賴胤、兵衛尉結城重光上野五郎、左衛門尉大須賀胤胤次、武石胤胤四郎等、爲後驅。前大藏權少輔結城朝廣等、爲設舞樂。東鑑 是月晦、戊幕府命清久保行郎、鎌田入道西佛、對馬仲康左衛門尉、宗爲泰兵衛尉、築下總下河邊堤。東鑑 冬十二月廿二日、左衛門尉大曾禰長泰等、爲三番引付頭人。東鑑 六年甲寅、春正月朔、乙幕府有宴饗之儀。中務權大輔足利家氏、兼獻劍馬及砂金箭羽。遂有始駕之儀。家氏、弟滿氏上總三郎、前大藏權少輔結城朝廣、右衛門尉大須賀胤胤次、武石朝胤三郎等扈從。二日、右馬頭入道足利正義、復行宴饗之儀。子滿氏等、與諸將獻馬各一。東鑑 廿二日、丙申將軍拜賀鶴岡祠。大須賀左衛門四郎等從車駕。中務權大輔足利家氏、弟兼氏次郎、滿氏上總三郎、左衛門尉大須賀胤胤次等扈從。二月廿四日、丁卯前上野介入道結城日阿卒。日阿、名朝光、叙從五位下。享年八十七。東鑑 夏閏五月初、寅北條時賴赴幕府、召諸士宴焉。急請將軍、試其角觥。時士風稍柔息、托事逃者多。結城朝村與三浦教時遠江六郎、大須賀四道左衛門四郎與波多野實經小次郎、皆勝。東鑑 被賜劍及衣。而負者罰以大杯。東鑑 六月十五日、乙夜、鎌倉大騷擾。皆帶兵具往還。足利滿氏上總、大曾禰盛經次郎、急與諸將士赴御所守之。秋八月十五日、乙酉將軍拜賀鶴岡祠。左衛門尉大曾禰盛經等、爲前驅。大曾禰長經左衛門太郎等、從車駕。長經、蓋長泰子也。左衛門尉大曾禰長泰等、爲布衣扈從。東鑑 冬十一月十八日、庚申入道足利正義卒。正義、名義氏、始食地武藏、任武藏守、轉行左馬頭、叙從四位下、居上總一宮城。十二月朔、巳幕府改引付番。內記兵庫允姓名未詳等、爲一番。左衛門尉大曾禰長泰等、如故。東鑑 十七

時頼原文



上總太郎  
長經

日、乙幕府召内記兵庫允、問染鞞故事。是以其世在上總管此事也。東鑑

康元元年丙辰、春正月朔、巳幕府有宴饗之儀。中務權大輔足利家氏、弟兼氏、利氏、滿氏、前大倉權少輔結城朝廣、上總介大曾禰長泰、族右衛門尉盛種、左衛門尉大須賀胤氏、左衛門尉上總太郎、及、次郎兵衛尉同五郎兵衛尉等、皆布衣列幕庭。大曾禰盛經、足利兼氏等、各獻馬。三日未、足利利氏、復行宴饗之儀。兼氏等、與諸將獻馬各一。四日、復有始射之儀。北條時賴、檢其射手名簿。有故障者過半矣。特召結城朝村等、不許。是以其射伎尤長也。五日、有始駕之儀。足利家氏、及兼氏、利氏、結城朝廣、前大倉權少輔、大曾禰長泰、及盛種、等、布衣扈從。儀畢、各有所獻物。家氏獻劍。九日、丑將軍於由比濱、行射之儀。結城朝村等、為第一耦。十一日、復拜鶴岡祠。大曾禰兵衛尉盛種、及左衛門尉某、長賴、門太郎等、劍履從車駕。中務權大輔足利家氏、及利氏、滿氏、上總介大曾禰長泰、及左衛門尉盛經、布衣扈從。夏六月廿九日、幕府檢出駕儀衛人。中務權大輔足利家氏、及兼氏、利氏、滿氏、千葉介賴胤、及七郎太郎師時、武石四郎、上總介大曾禰長泰、及太郎左衛門尉、左衛門尉盛經、子太郎長賴、五郎兵衛尉、左衛門尉大須賀胤氏、及、新左衛門尉、兵衛尉相馬胤繼、子左衛門尉胤村、葉大系圖等、時皆在鎌倉。為其列。秋七月十七日、巳先是、北條時賴造最明寺於山内、至是佛舍成。將軍軍駕臨之。足利兼氏、左衛門尉大須賀胤氏、為前驅。兵衛尉相馬胤繼、武石胤氏、大須賀朝氏、等、從車駕。足利利氏、上總介大曾禰長泰、兵衛尉結城重光、布衣帶弓矢、以騎從。八月十五日、酉將軍拜鶴岡祠。左衛門尉相馬胤村、兵衛尉大曾禰長經、足利兼氏、等、為前驅。大須賀朝氏、等、劍履從車駕。中務權大輔足利家氏、上總

八月十一日  
利氏改名  
利氏改名

時利後に  
めた

時長時稱  
武藏守於  
是執權并  
兼武藏國  
侍所別當  
信佛原文  
寺島某は  
時村

益繼長泰  
為上總介  
者北條長  
時平先長  
為執權兼  
上總介者  
平長時孫  
子久時孫  
守時孫  
館山邊郡

介大曾禰長泰等、布衣扈從。足利滿氏、左衛門尉大曾禰盛經、亦扈從。兵衛尉結城重光、左衛門尉武石朝胤、左衛門尉大須賀胤氏、為後驅。明日、復有流鑄馬及競馬。足利利氏、為其最手。廿三日、巳將軍赴北條。常葉第一。足利兼氏、弟賴氏、上總介大曾禰長泰等、騎從。先是、時賴子三郎加冠名。時利。故利氏改名賴氏。是月、前將軍賴嗣薨于京師。冬十月五日、戌改元。十一月廿二日、北條時賴、以三重時子長時為執權。自老於最明寺。明日、以宋僧道隆為戒師、削髮號道崇。時共為僧者衆。結城氏兄弟亦削髮。前大藏權少輔朝廣號信佛。左衛門尉時光、亦改號。朝村十郎號連忍。正嘉元年丁巳。春正月朔、亥幕府有宴饗之儀。大曾禰義泰、城顯盛、與諸將士獻馬各一。儀畢、將軍赴北條入道道崇第。上總介大曾禰長泰等、布衣扈從。三月十四日、子改元。閏月二日、巳幕府更定引付番。大曾禰長泰等如故。夏六月朔、幕府有蹴鞠會。中務權少輔足利家氏、左衛門尉幸島某、為拂露職。秋八月十五日、酉將軍拜鶴岡祠。千葉介賴胤等、為前驅。大曾禰長賴、及、義泰、長賴、大須賀某、等、劍履從車駕。上總前司令長經、疑有誤。等、布衣扈從。左衛門尉武石朝胤、結城朝村、千葉師時、太郎、新左衛門尉大須賀朝氏、後驅。冬十月朔、午將軍落大慈寺。其儀殊莊麗。中務權少輔足利家氏、上總前司令大曾禰長泰、左衛門尉武石朝胤、為布衣扈從。千葉介賴胤、左衛門尉結城重光、等、後驅。上野判官結城廣綱、與大夫判官泰清、大警衛寺門儀畢、大賜於僧侶。北條入道道崇進第二馬。足利賴氏進其鞍、復進第七馬。新左衛門大須賀朝氏、與弟四郎、為六馬執轡。左衛門尉大曾禰長經、與弟左衛門義泰、八馬執轡。車駕入夜還。十三日、甲上總前司令大曾禰長泰、與甲斐時秀、疑長井氏。自鎌倉西上。是時、山門僧徒與園城寺相爭。故幕



松野郷今古  
館此當時  
遺名也又  
其香火院  
稱願成就  
寺三世墳  
此三任也  
上總介也  
長左衛門  
總左衛門  
義泰稱上  
稱三郎上  
稱三郎上

府遣二人赴京師。十二月六日、戊長泰時秀還自京師。幕府欲置廂番衆、恐其儀與仙洞御所同。北條入道道崇等、以使者上請。乃制曰、可。廿四日、辰置廂番衆。足利賴氏三郎等、爲其四番。右衛門大曾禰義泰等、五番。大曾禰長賴左衛門等、六番。又定見參番。元文間見左衛門尉大曾禰長經上總等、爲二番。左衛門尉幸島時村小次等、六番。廿九日、酉又定格子番。新左衛門尉大須賀朝氏等三番。左衛門大曾禰義泰三郎等四番。左衛門尉武石胤氏四等五番。足利賴氏、兵衛尉結城重光上野等六番。東  
二年戊午。春正月朔、亥幕府有宴饗之儀。庭上分東西二坐。左衛門尉武石胤氏、上總前司禰長泰、大曾禰長賴左衛門七等、爲其西坐。中務權大輔足利家氏、及足利滿氏三郎、左衛門尉大須賀朝氏、及四郎、新左衛門尉胤氏等、其東坐。二日、復宴饗後、有始駕之儀。家氏、長泰、滿氏等、扈從。東  
十日、申將軍拜鶴岡祠。中務權大輔足利家氏、上總前司大曾禰長泰等、布衣扈從。東  
三月朔、亥將軍拜三所祠。左衛門尉千葉某郎等、爲前驅。中務權大輔足利家氏等從騎。伊北小太郎、國分彦五郎等、後驅。東  
夏六月四日、午將軍薦于勝長壽院。右衛門尉大曾禰長賴等、劍履從軍駕。中務權大輔足利家氏等、從騎。左衛門尉相馬胤村五郎、千葉師時七郎、左衛門尉武石朝胤三郎等、後驅。已臨焉。家氏又掌榻。大夫判官結城廣綱等、警衛寺門。儀畢、大賜僧徒。大須賀朝氏、與四郎、率其第六馬。大曾禰長經上總太郎、弟義泰左衛門尉其第八馬。東  
十一月、寅復赴山內最明寺。大曾禰長賴左衛門、及義泰等、步從。十八日、自山內還。秋七月四日、亥將軍與公卿爲百日鞠會。結城廣綱兵衛尉、上野五郎、弟朝村上野等、陪焉。上  
八月十五日、卯將軍拜鶴岡祠。千葉介賴胤、左衛門尉相馬胤村五郎等、爲前驅。左衛門尉大曾禰義泰三郎等、從軍駕。中務權大輔足利家氏、上總前司大曾禰長泰、及子長經左衛門尉等、布衣扈從。結城重光

上野五郎 大須賀朝氏新左衛門等、後驅。東  
兵衛尉 大須賀朝氏門尉 鑑  
正文元年己未、東鑑 春三月廿八日改元。

文應元年庚申、春正月朔、己幕府有宴饗之儀。中務權大輔足利家氏、上總前司大曾禰長泰、及子義泰上總三郎、長經太郎左衛門尉等、皆布衣列庭上。遂有始駕之儀。長泰等爲扈從。東  
十一日、己將軍拜鶴岡祠。上總前司大曾禰長泰爲扈從。廿日、戌幕府撰一藝以上能者、爲番衆。和歌蹴鞠管絃足利滿氏三郎等、爲一番。新左衛門尉大須賀朝氏等、二番。大夫判官結城廣綱、幸島時村小次等、三番。左衛門尉大曾禰長經太郎、結城朝村上野左衛門尉武石胤四郎等、四番。上總前司大曾禰長泰等、六番。皆早夜交代以勤之。二月二十日、丙辰復改廂番衆。左衛門尉大曾禰長經上總等、爲一番。左衛門尉大曾禰長賴太郎等三番。足利滿氏三郎等五番。左衛門尉大曾禰義泰三郎等六番。三月廿一日、戌將軍迎息所。大曾禰長賴、及義泰等、直垂從。與。夏四月、庚子將軍及息所赴北條陸奥入道第一上總前司大曾禰長泰、左衛門尉相馬胤村等、爲扈從。十三日改元。秋七月八日、丁幕府尼臺、及室、赴相模日向、拜藥師堂。左衛門尉結城某等、爲從騎。八月十五日、戌將軍有徵恙。使北條相州奉幣鶴岡祠。將軍遂竊赴、觀其舞樂。大曾禰長賴左衛門尉及、長經上總太郎等、從之。閏月十五日、戌復患痢。使北條長時拜鶴岡祠。上總前司大曾禰長泰等、會于廟廊。明日、長時復詣焉。行馬場之儀。結城廣綱等、三判官、警衛馬場。冬十一月廿一日、甲申將軍拜三所祠、先赴北條陸奥入道第一。上總介大曾禰長泰、及長賴等從之。明日、浴潮由比浦、上下皆淨衣。廿七日、寅遂拜鶴岡祠、以赴三所祠。左衛門尉大曾禰長經、上總太郎、左衛門尉大須賀信泰五郎、新左衛門尉武石長胤等、從步行。上總前司長泰、千葉介賴胤、新左衛門尉大須賀朝氏等、爲後騎。十二月三日、辰還

陸奥入道  
北條重  
時北條重  
信泰朝  
氏の弟



足利氏宜

于鎌倉。廿六日、未夜、將軍赴北條時宗相模太郎第。上總前司長泰等從之。  
 弘長元年辛酉、正月朔亥、幕府有宴饗之儀。庭上列東西。上總前司大曾禰長泰、及左衛門長經上總太郎、左衛門尉長賴太郎、右衛門尉義泰上總三郎、上總四郎蓋大、新左衛門尉武石長胤等、爲西坐。下總前司姓名未審、中務權少輔足利家氏、新左衛門尉大須賀朝氏等、西坐。儀畢、復出車駕、赴北條入道道崇第。長胤、長經、義泰、長胤等扈從。七日、巳復拜鶴岡祠。上總前司長泰、及義泰上總三郎、左衛門尉等、布衣扈從。上總次郎左衛門尉姓名未審及、四郎武石長胤新左衛門尉、大曾禰長賴太郎、右衛門尉等、帶劍以從之。十日、申幕府始爲蹴鞠會。判官行有結城廣綱、足利家氏等、三判官、亦陪焉。二月七日、巳將軍齋戒、息所拜鶴岡祠。新左衛門尉武石長胤等、皆淨衣扈從。廿日改元。廿九日、西幕府令關東分國、獎勵祭祀、修繕祠寺、以設嚴制、且禁將士第宅衣服華奢。三日、午、上總前司長泰、引付番如故。先是、引付衆漸懈職務、墜閉下情、雖有訴者、更不能通。至是、執權聞之、召評定引付兩衆、徵連署誓書、且改引付衆。夏四月廿四日、卯將軍及息所、赴北條陸奥入道極樂寺新第。大夫判官足利家氏等、爲從騎。大曾禰長賴太郎、右衛門尉等、步從。大曾禰長經上總太郎、爲息所步從。明日、有笠懸。長賴、長胤等、爲射手。即日還于鎌倉。秋七月十二日、申將軍赴最明寺第。大夫判官足利家氏等、爲從騎。大曾禰長經、及長賴、武石長胤等、步從。明日還于鎌倉。八月十五日、巳將軍拜鶴岡祠。足利滿氏上總三郎、千葉介賴胤等、爲前驅。大曾禰長經上總太郎、布衣扈從。武石長胤新左衛門尉等、帶劍以從。武石朝胤三郎、大曾禰長賴太郎、後驅。又、上總四郎蓋大、從中御所蓋將軍。又、足利家氏、結城廣綱、兩判官、警衛祠宇。明日復詣焉。其儀如昨日。九月九日、戌大曾禰入道盛經次郎、鎌倉第燒。廿日、卯息所有疾、赴最明寺第。大曾禰長賴、武石長胤等、步從。冬十月

入道は重時

四日、巳將軍亦往焉。大夫判官結城重光等、爲騎從。武石長胤亦步從。五日皆自山内還。以上東鑑  
 二年壬戌。東鑑  
 三年癸亥。春正月朔、壬幕府有宴饗之儀。皆布衣列庭上。大曾禰太郎、新左衛門尉、武石長胤等、會之。儀畢、出車駕。長胤等扈從。東鑑 七日、戌復拜鶴岡祠。武石長胤等、直垂帶劍從車駕。十日、判官足利家氏等、爲鞞奉行。秋八月十五日、戌將軍拜鶴岡祠。新左衛門尉武石長胤等、直垂帶劍從車駕。新左衛門尉大須賀朝氏等、爲後驅。東鑑

是歲十一月廿二日北條時宗最明寺にて

文永元年甲子。東鑑 春二月廿八日、改元。  
 二年乙丑。夏六月廿三日、巳將軍赴山内最明寺第。新左衛門尉武石長胤等步從。  
 三年丙寅。春三月廿八日、辛執權北條時氏、令諸國守護、除祭祀外、禁遏鷹狩。以上東鑑 是歲秋、北條時氏廢將軍、送還京師、立其子惟康。七月詔爲征夷大將軍。甫三歲。政記  
 四年丁卯。五年戊辰。六年己巳。七年庚午。八年辛未。九年壬申。十年癸酉。十一年甲戌。  
 建治元年乙亥。夏四月廿五日、改元。冬十一月、上總介北條實政、轉爲鎮西探題。先是、元主忽必烈、屢贈書於我、欲逞其吞噬。北條時宗終拒不納。至是、元使者復來。召之鎌倉、斬于龍口。令實政赴鎮西、修太宰府備之。外史  
 二年丙子。三年丁丑。  
 弘安元年戊寅。春二月廿九日、改元。



二年己卯。三年庚辰。  
 四年辛巳。夏五月、元兵入寇西海。北條實政、將鎮西關東將士禦之、力戰各有功。秋閏七月、大風海溢、虜遺艦上陸。我兵擊禦之。政記  
 五年壬午。六年癸未。七年甲申。八年乙酉。九年丙戌。十年丁亥。  
 正應元年戊子。夏四月廿八日、改元。  
 二年己丑。冬十月、執權北條貞時、廢大將軍惟康親王、迎久明親王、爲鎌倉主。詔以久明親王爲征夷大將軍。國史  
 三年庚寅。四年辛卯。五年壬辰。  
 永仁元年癸巳。秋八月五日、改元。  
 二年甲午。三年乙未。四年丙辰。五年丁酉。六年戊戌。  
 正安元年己亥。夏四月廿五日、改元。  
 二年庚子。三年辛丑。  
 乾元元年壬寅。冬十一月廿一日、改元。  
 嘉元元年癸卯。秋八月五日、改元。  
 二年甲辰。三年乙巳。  
 德治元年丙午。冬十二月十四日、改元。

二年丁未。秋八月、北條貞時、廢大將軍久明親王、送還京師、立其子守邦。詔以守邦爲征夷大將軍。纂論  
 延慶元年戊申。冬十月九日、改元。  
 二年己酉。三年庚戌。  
 應長元年辛亥。夏四月廿八日、改元。  
 正和元年壬子。春一月廿日、改元。  
 二年癸丑。  
 三年甲寅。秋八月七日、白井祐胤卒。年二十九歲。祐胤千葉常兼子、常康遠孫也。祐胤有一兒、僅三歲、稱竹若丸。臨卒、托諸弟志津胤氏。稱次郎。居既而胤氏私謀殺竹若丸、自爲白井城主。祐胤臣岩戶胤安。稱五郎。岩  
 西郡覺之、夜爲道士裝、潛負竹若丸、泛印幡湖、還于岩戶、遂奔鎌倉。詣建長寺、托於僧佛國、以待其成長。於是、白井氏文書、及、重器、悉失焉。竹若丸、後稱左近行胤。白井正統中絕記  
 四年乙卯。五年丙辰。  
 文保元年丁巳。春三月廿日、改元。  
 二年戊午。  
 元應元年己未。夏四月廿八日、改元。  
 二年庚申。  
 元亨元年辛酉。春二月廿三日、改元。



二年壬戌。三年癸亥。

正中元年甲子。冬十二月九日、改元。

二年乙丑。

嘉暦元年丙寅。夏四月廿六日、改元。

二年丁卯。三年戊辰。

元徳元年己巳。秋八月廿九日、改元。

二年庚午。

元弘元年辛未。秋八月十日、改元。

正慶元年壬申。春三月、後醍醐天皇遷<sub>レ</sub>隠岐。千葉貞胤、與<sub>レ</sub>小山秀朝、佐々木高氏、受<sub>レ</sub>北條高時令、將<sub>レ</sub>兵護送。

正慶號宜<sub>レ</sub>改

正慶元年  
正弘二年

日本外史

### 房總逸史(終)

### 里見安房實記

【解説】 本書の原本は何所にあるか分らない。筆者所蔵の寫本は十卷あるが、第九卷までは本叢書第二卷の「關八州古戦録抄」と殆ど同じく、たゞ二三の記事を挿入しただけの相違で、第十卷は

○里見家領地減少之事。

○里見家へ加増被仰付事。

○里見忠義伯州へ流刑之事并に大久保石見守之事。

となつて居り、何の特色もないから、解説のみに止めた。(稻葉)

### 里見義堯室追善説

【解説】 これは、永祿十一年八月朔、里見義堯の夫人(法名正蓮)が五十五歳で死去した時、安房郡保田町妙本寺の日我といふ僧が、三十餘年の結志重恩を感謝する心で捧げた詩歌長詞説法等である。そして卷末に、是外正木大膳ニ至迄數座之説法有<sub>レ</sub>之候得共、説法之談耳。故粗略<sub>レ</sub>之。と書いてある。寫本は東京帝國大學史料編纂所にもあるし、筆者の手許にもある。(稻葉)



紀元二千六百年念房總叢書第三卷(史傳)

(終)

昭和十六年 四月一日 印刷  
昭和十六年 四月五日 發行

(紀元二千六百年念房總叢書第三卷)

編輯者兼

紀元二千六百年念

房總叢書刊行會

代表者 廿日出逸曉

印刷者

東京市小石川區久堅町百八番地

大橋 松雄

印刷所

東京市小石川區久堅町百八番地

共同印刷株式會社

千葉市市場町二番地

千葉縣圖書館內

發行所

紀元二千六百年念

房總叢書刊行會

振替東京 一六八四八四番



909  
58



石の記

はな

山

子



終